

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要

Bulletin of the Akita Prefectural
Cultural Assets Research Center

第 20 号 2006

- 講演録「古代～中世移行期の秋田県域」……………齊藤利男……1
- 向様田A遺跡出土の石製品……………宇田川浩一・小林 克……26
- 鳥根経塚と開北経塚－近世礫石経塚の事例……………今野沙貴子……31
- 秋田県内遺跡出土試料の¹⁴C年代測定(その2)
……………国立歴史民俗博物館・炭素14年代測定研究グループ……41
- 秋田県内出土試料の¹⁴C年代測定結果について
……………小林謙一・小林 克……43
- 胡桃館遺跡出土木筒の再釈読について……………山本 崇・高橋 学……55
- 秋田県考古学関係文献抄録(6)－弥生時代……………利部 修……70

秋田県埋蔵文化財センター

Akita Prefectural Cultural Assets Research Center

シンボルマークは、北秋田市浦田白坂(しろざか)遺跡出土の「岩偶」です。
縄文時代晩期初頭、1992年8月発見、高さ7cm、凝灰岩。

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要

Bulletin of the Akita Prefectural
Cultural Assets Research Center

第 20 号

2 0 0 6

秋田県埋蔵文化財センター

Akita Prefectural Cultural Assets Research Center

序

当埋蔵文化財センターは、秋田県の埋蔵文化財の公的調査機関として開発事業等に伴う緊急発掘調査と調査に関わる報告書を刊行しておりますが、報告書については事実報告に主眼をおいて刊行しております。このため、考古学的な見解や仮説等については、個人的な研究という形で公表することになります。本紀要は、そのような見解や仮説の他、報告書に記載できなかった報告、職員の日常的な研究、資料紹介等をまとめたものであります。

本誌では、平成15年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会での齊藤利男氏による講演録「古代～中世移行期の秋田県域」、胡桃館遺跡から出土した古代木簡を分析した「胡桃館遺跡出土木簡の再釈読について」、近世礫石経塚を紹介した「鳥根経塚と開北経塚－近世礫石経塚の事例－」、国立歴史民俗博物館との共同研究である「秋田県内遺跡出土試料の¹⁴C年代測定結果（2）」と、その分析結果について考察した「秋田県内出土試料の¹⁴C年代測定結果について」、向様田A遺跡出土資料の紹介である「向様田A遺跡出土の石製品」、文献資料の「秋田県考古学関係文献抄録（6）－弥生時代－」を掲載しています。

御一読の上、なお一層の御指導御鞭撻をいただけますようお願いいたします。

平成18年3月

秋田県埋蔵文化財センター

所長 熊谷 太郎

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要 第20号

目 次

講演録 「古代～中世移行期の秋田県域」	齊藤 利男	1
向様田A遺跡出土の石製品	宇田川浩一・小林 克	26
鳥根経塚と開北経塚－近世礫石経塚の事例－	今野沙貴子	31
秋田県内遺跡出土試料の ¹⁴ C年代測定(その2) 国立歴史民俗博物館・炭素14年代測定研究グループ		41
秋田県内出土試料の ¹⁴ C年代測定結果について	小林 謙一・小林 克	43
胡桃館遺跡出土木簡の再積読について	山本 崇・高橋 学	55
秋田県考古学関係文献抄録(6)－弥生時代－	利部 修	70

古代～中世移行期の秋田県域 —清原氏・平泉藤原氏との関りを中心に—

齊藤利男*

はじめに

皆さん、こんにちは。昨日からの報告会でだいぶお疲れになってるかと思いますが、正直言って私もいささか疲れました。でも快い疲れに浸っております。昨日の午後から報告を聞いていて、本当に感動の連続だったからです。そこで、少々予定外なのですが、今回の報告会に参加して懐いた感想を述べる所から、話を始めたいと思います。

先ほど紹介がありましたように、私の専門は中世史で、日本の中世という時代を研究対象にしております。そしてまた、文献史学と言いつつ、いわゆる「文字史料」を分析・研究する立場の人間です。今回の報告会では、秋田県内の遺跡に関して13の報告がありました。この13の中身を数えてみると、何と9つが古代以後、つまり有史時代の話であったことに、まぎびっくりしました。私たちが昔、学校で考古学という学問を知った時代には、考古学というと縄文か弥生というイメージがあっただけに、なおさらその感を深くしています。

その中で、どの話とも面白かったのですが、とりわけ今日の午前中に報告がありました本荘市（現由利本荘市）の堤沢山遺跡の調査報告には、とても興味をひかれました。なぜかと言いますと、古代以後の有史時代になると、「文献史料」＝文字で書かれた史料が登場します。しかし、この文献史料にも限界があります。書かれていることが歴史の全てではありませんし、残されたものが「文書」、つまり、ある組織や個人から相手に送られたものならば、それほど問題はないのですが、権力者が書き残した「記録」や「歴史書」となると、これはもう、かなりの取捨選択や色眼鏡が入っている。

つまり、文字に書かれているからといって事実とは限らない。そうした限界を、考古学の成果によって埋めていくことができるし、とくに庶民の生活の様相や、生産や流通の実態といった問題は、どうしても考古学の成果が必要になる。堤沢山遺跡の話が面白いと思ったのは、文献史学の領域で大きな研究テーマになり、多くの研究者が議論している問題の具体的な例が、はっきりと目に見える形で出てきたからなのです。

ここで文献史学の立場から堤沢山遺跡の報告についてコメントを述べますと、ご存じの方も多と思いますが、網野善彦さんという、たいへん有名な先生が、中世における鋳物師や鍛冶、金属製品の生産・加工にかかわる技術者集団について、体系的な研究を行っております。網野先生の研究には、「しきん廻歴の職人（技術者・芸能民）」論とでもいえる大きな特徴がありまして、中世前期の時代には、鋳物師など高度な技術をもった技術者は、決して一箇所にどどまって活動をしているわけではない。それは、高い技術を要する高価な製品は販路が限られていたことに、大きな原因があるのですが、彼らは、活動の拠点＝本拠地を、都の京都や鎌倉の近辺に置き、朝廷や幕府などの中央権力に奉仕するみかえりとして、ある特権を買っていた。その特権とは、全国を自由に歩いて、どこで営業をしてもよいという権限です。鋳物師と呼ばれた人々にとって、商品として大事なものは、鉄よりむしろ銅の製品であり、とくに梵鐘や燈炉などが主要なものだったのですが、彼らは朝廷から「くごん供御人」という

* 弘前大学教育学部教授

身分を与えられて、全国を自由に往反して（それを「遍歴」と言います）、営業してよい。しかもその往反にともなって、製品の生産だけでなく、商業をやってもいいという権利をもらった。それが「燈炬供御人」という形で、史料にあらわれる時もありますし、「廻船鋳物師」、まさに廻船を使って全国を行動し、商業を行うというイメージでね。そういう形で文献史料に登場することもある。こうした研究があるので（網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、1984年、に代表されます）。

その中で堤沢山遺跡の事例をどのように位置づけたいか、これは大きな問題になるものです。日本中世史の学会に対してもインパクトを与えるでしょうし、先ほどの網野先生の学説を訂正する可能性もある。どういうことかという、これは多くの研究者が批判してきたことですが、中世の手工業者が、京都や鎌倉近辺の人間で、それが全国を遍歴し活動していた、というのとらえ方で果たしてよいのか。在地の、つまり地方の技術者が、その地域の需要にこたえて生産活動を行っていたということはなかったのか。もしそうした活動があったとすれば、彼らと中央との技術者集団との技術的・人的な系譜関係はどうか、等々の問題があるからです。こうした問題は、今後の研究で解明されてゆくと思いますが、その際に、堤沢山遺跡の立地する地が、本荘市内を流れて日本海にそそぐ子吉川沿いの場所だということが重要です。しかも、地図を見ると、ちょうど子吉川が湾曲して川港になりそうな場所にある。このことは大変面白い。たとえば、「廻船鋳物師」の人々が日本海航路を経由してこの地に向かい、堤沢山遺跡で鋳物生産を行っていたのか。中世の鋳物師のあり方が網野先生の指摘の通りならば、そのように考えなければなりません、本当にそうだったのか。それとも、在地系の鋳物師の人々が、廻船鋳物師の全国的なネットワークに繋がって、この地で自立的に活動していたのか。そうしたいくつかの可能性が考えられますし、それらの解明が行われる中で、中世の鋳物師の研究も、従来の文献史学の枠を越えて、新たな発展がもたらされてゆくに違いありません。

以上は、昨日からの報告に対する私なりの感想です。本題に入る前にこうした感想を述べたのは、文献史学では、いま、文献史料だけではわからない問題を、考古学の成果を用いながら検討し、歴史の実像を明らかにしていく、という方法が活発に行われているからです。それと同様に、考古の研究にも文献史学の成果に注目してほしい。そして、文献と考古がお互いに交流しながら、相互の協力関係の中で歴史の研究を進めることが、ますます必要になっていると痛感しています。

それは、本日のテーマとして取り上げる11世紀から12世紀という時代の北東北の歴史を考える場合も、同様です。この時代は日本列島が古代から中世へと大きな転換を遂げる時代でした。しかし、北の世界にとっては、もっと大きな「転換」がありました。秋田・岩手両県に私の住んでいる青森県を合わせた北東北と北海道、周知のように、この地域は古代には「日本国」の「化外の地」、いわゆる「蝦夷の地」でありました。10～11世紀になると、「蝦夷の地」は米代川・馬淵川流域より北に限定されますが、それでも「蝦夷の地」に隣接する秋田・岩手県の大部分は、この地の領主清原氏が「出羽山北の俘囚主」、安倍氏が「奥六郡の俘囚」と称されたように、北の「蝦夷の地」と密接に関わる特別な地域として扱われていたのです。この北東北の「蝦夷の地」が完全に「日本」化される。もちろん、北の地域としての独自の地域性や、独自の文化は、その後も続いてゆきますが、それはあくまで「日本」という国家・社会の中での一つの地域の個性という性格のものになる。そうした国家・社会・民族といった次元での決定的な転換が起きる。そのような時期であります。この中で、いま東北

地方の研究者の間で、関心を呼んでいる問題が二つあると思います。

一つは、この清原氏やそれに続く平泉藤原氏時代の北東北各地域のあり方、本日の場に即していえば、由利・本荘、秋田・男鹿、横手・仙北、能代・檜山、比内・鹿角など多様な地域から構成される秋田県域全体の政治・文化・社会のあり方を、どう捉えたらよいかという問題です。具体的に言うと、平泉の藤原氏と秋田県域との関係、さらにその前段階としての、本来出羽の住人だった清原氏が安倍氏に替って支配者となった時期の「奥六郡」と秋田県域との関係が問題になります。これは平泉文化と秋田県地域の文化の違いと共通性の問題とってよいでしょう。

もう一つは、清原氏から平泉藤原氏にかけての時期、最後まで「蝦夷の地」として独立を守り続けた秋田・岩手県北部から青森県地域が「日本国」に編入されますが、その編入の時期はいつだったのか。征服・編入は一気に行われたのか、段階的に進められたのか。その過程で、どのような文化が北の地域に浸透したのか、隣接する秋田・岩手県中南部地域はこの動きといかに関わっていたのか、という問題です。以上の二つの問題は、文献史料が少なく、仮説は描けるのですが、なかなか決め手が見つかりませんし、文化・社会の実像となるといっそうわかりません。その問題を文献・考古の双方から追求してみたらどんなことが見えてくるか、本日はそういった話をしたいと思います。

1、秋田県域と奥六郡・平泉藤原氏

まず、第一の問題です。昨日からの報告で、清原時代から平泉時代にかけての遺跡はあまり見つかっていないという話がありました。実は、文献史学でも、この時代の実像というものがよくわかっていない状況があることに、今回の講演を準備する中であらためて気づきました。秋田県の通史の本を読むとすぐに気付くのですが、清原時代の歴史は「後三年合戦」で代表されてしまっている。続く平泉藤原氏の時代も、多くの部分は、平泉の歴史をもって代弁してしまう傾向がある。これは秋田県の歴史の問題というより、東北史全体にいえる傾向です。

それでいいのか、ということなんです。例えば、平泉藤原氏は奥羽両国を支配していた。でも、奥羽両国をすべて平泉周辺と同じように直轄支配していたのか。平泉藤原氏の軍団について、「吾妻鏡」は頼朝のこぼしを引用して「管領両国、乍為十七萬騎之貫首」と述べていますが（文治五年九月七日条）、そのすべてが藤原氏の強力な主従制のもとに編成されていたわけではないことは、すぐにわかりますよね。藤原氏四代の泰衡は、最後に比内郡で河田次郎の裏切りにあって殺されます。しかしその河田次郎は、「吾妻鏡」によれば藤原氏の「数代郎従」といわれていた（文治五年九月三日条）。

実は、文献史料をていねいに読んでみると、意外な事実が気になります。どういうことかということ、平泉藤原氏の根本所領はいうまでもなく「奥六郡」ですが、この根本所領に出羽の「山北三郡」も含まれると記した史料は一つもない。同じように清原氏ですが、清原氏の故郷が山北であることははっきり文献にある。「出羽山北俘囚主清原真人光頼、舍弟武則等」と「陸奥話記」に書いてあります。この兄弟が独力では安倍氏を制圧できなかった陸奥守・鎮守府將軍源頼義に懇願され、援軍として陸奥に行きます。実際に行ったのは弟の武則でした。その結果、武則は安倍氏の遺領を継承して「奥六郡の主」になり、朝廷から鎮守府將軍に任命された。問題はここからです。ほとんどの歴史の通史には、これ以降、清原氏は、具体的には鎮守府將軍になった武則と、その子武貞、孫の真衡ですが、彼らは「奥六郡と山北三郡の両方を支配することになった」と書いてあります。本当にそうなのでしょうか。

これまた文献史料には、そうした記述は全く出てこないのです。考古学の発掘調査と分析が、最近是一段と厳密さを加え詳細な所まで分かるようになりました。文献史学も同じように厳密に考えなければなりません。

ここで、いま述べた問題を考えるための基本史料について話しましょう。それは、いわゆる「軍記物語」の一つとして数えられている『陸奥話記』と『奥州後三年記』（『後三年合戦絵詞』の詞書に対する呼称）の成り立ちについてです。近年の上野武さん（『陸奥話記』）と野中哲照さん（『奥州後三年記』）の研究によって、この二つの「軍記物語」は、事件終了後ほどない時期に、事件当事者から関係記録や文書・情報を入手できる立場の人間によって書かれたものであること、それゆえ、勝者の立場からの記録ではあるが、歴史史料として十分な信憑性を有することが明らかになりました。野中氏の研究を少し詳しく述べると、まず、事件後ほどない清衡時代に、奥州で原「後三年記」ともいべき本が成立した。続いてこの原「後三年記」をもとに、平安時代末期の承安元年（1171）、後白河法皇の命で『後三年合戦絵巻』（承安本絵巻）が製作される。承安本絵巻はその後失われ、承安本がまだ存在していた南北朝時代の貞和三年（1347）に、承安本絵巻をもとに作製された『後三年合戦絵詞』（貞和本絵詞）が現在に伝わるだけですが、この貞和本絵詞は文章・絵ともに承安本絵巻の影響を色濃く受けていることが推測され、原「後三年記」をかなり忠実に継承したものと評価できる、と、このようになります。『奥州後三年記』はこれまで中世後期の物語とされ、参考史料程度の扱いしかされてきませんでしたから、この研究の意義は大変大きなものがあります（『奥州後三年記』の本文研究『学術研究（国語・国文学編）』39、1990年。『奥州後三年記』の成立圏『鹿児島短期大学研究紀要』55、1995年。『奥州後三年記』の成立年代『鹿児島短期大学研究紀要』56、1995年）。また『陸奥話記』については、作者も特定されつつあります。10世紀前半～後半に当代一流の文文学者として活躍し、源頼義・義家とも親交のあった藤原明衡、上野武氏はこの藤原明衡を最有力候補にあげています（『陸奥話記』と藤原明衡『古代学研究』129、1993年）。

ただし、『陸奥話記』の方は、後世の写本がたくさんあって、テキスト批判をしなないと使えません。これまで広く利用されていた『群書類従』所収の「陸奥話記」は、流布本系の本であり、しかも新しい時期のものである。現存するもので一番古い形を残している写本は、加賀の前田家もっていた写本、現在「尊経閣文庫」に収められているものです。この尊経閣文庫本「陸奥話記」には、有名な、安倍氏が「奥六郡の郡司」であるという記述や、頼良（頼時）の祖父が忠頼という名で「東夷酋長」であった、という記述はありません。

では、この同時代史料といえる『陸奥話記（尊経閣文庫本）』や『奥州後三年記』に、いま問題にしていることがらはどのように書かれているのか。

まず、清原武則・武貞・真衡の支配地域です。『奥州後三年記』には次のように書いてあります。「爰にみちのくに奥六郡を領せし鎮守府將軍清原武則が孫、荒河太郎武貞が子、真衡。「真衡が一家はもと出羽国山北の住人なり」。「これによりて武則が子孫六郡の主となれり」。

いずれも「山北三郡」を領有したとは書いてありません。面白いのは、『後三年記』の原文が散逸していて、『康富記』という室町時代の公家中原康富の日記に書かれた要約文から復原できる部分なのですが、清原真衡が死んだ後、その遺領を陸奥守源義家が真衡の弟清衡・家衡に配分したくどりがある。清衡はのちの藤原清衡ですが、そこには「清衡・家衡」請降之間、大守免許之、六郡割分、各

三郡充披補清衡・家衡」と記されています（文安元年閏六月二十三日条）。よく概説書などには、清衡が奥六郡の南三郡、家衡が北三郡と山北三郡を領有した地図が載ってます。しかし、実は「山北三郡」を家衡に与えたなどという記事はどこにもありません。

もう一つ史料をあげましょう。後三年合戦のクライマックスで、戦乱は義家と家衡の「沼柵の戦い」、さらに義家・清衡・吉彦秀武らと家衡・武衡の「金沢柵の戦い」へと発展します。家衡の叔父の將軍三郎と呼ばれていた武衡が家衡方に立って参戦する。このとき金沢柵を籠城の地として勤めたのが武衡だったので、何となく武衡は出羽の人間のように思われてますね。しかし『奥州後三年記』には、武衡は陸奥の人間だとはっきり書いてあります。「武ひらは国司追かへされにけりとき、みちのくにより勢をふるひて出羽へこえて、家衡がもとに来ていふやう」と。文献史料を素直に読むならば、真衡の一家は奥六郡に移った。叔父の武衡も奥六郡のどこかにいる。あるいは奥六郡の外かもしれませんが、少なくとも陸奥国内にいる。そう読まざるを得ないということなのです。

確かに後三年合戦は、そもそもの起りが清原武則の「は、かたのをい（母方の甥）」かつ「むこ（婿）」で、前九年合戦の際に武則に従い、三陣の押領使として一軍を率いた出羽の荒川太郎吉彦秀武という人物が、真衡から「従者」同様の扱いをされて怒ったということから始まりました。つまり陸奥移住後も清原武則・武貞・真衡一族の勢力は出羽にまで及んでいました。おそらく清原一族の宗主権が兄の光頼から弟の武則の家に移り、その結果、真衡がそうした権力を行使し得たのだと思われます。その契機として考えられるのは武則の鎮守府將軍任命です。大石直正氏や遠藤巖氏の研究で、前九年合戦の際の源頼義の鎮守府將軍任命をきっかけに、秋田出羽城介の任命が行われなくなり、鎮守府が秋田城も管轄するようになったと推測されています（大石「中世の黎明」「中世奥羽の世界」東京大学出版会、1978年。遠藤「秋田城介の復活」「東北古代史の研究」吉川弘文館、1986年）、このことが清原氏の宗主権の移動に深く関わっているのではないかと。そして、のちに詳しく述べますが、武則の孫真衡も鎮守府將軍に任命された。この鎮守府將軍という地位による秋田城管轄下地域に対する支配権と、清原一族の宗主としての立場、これが清原真衡が出羽に対して権力を行使し得た根拠ではなかったかと思われます。しかし、そうした国家公権に関わる権限および清原一族の族的関係と、「奥六郡」「山北三郡」という所領に対する支配権は、基本的に別のものです。

そうした観点から史料を見ると、出羽には武則の兄の光頼の子孫がしっかりと存続していたことに気付かされます。『陸奥語記』の最後の方になりますが、「大鳥山太郎頼遠」という人物が登場し、しかも彼は光頼の子だと書いてある。太郎という名前前から見て嫡子でしょう。『陸奥語記』には、合戦終了後も貞任の弟正任一人の行方がわからなかった。彼は「出羽光頼子字大鳥山太郎頼遠許」に隠れたが、宗任が降服したことを聞き出頭した、とあります。「謀反人」である正任が身を寄せる先として頼遠のもとを選んだということは、頼遠が頼義や武則による屋敷内の搜索を拒否できる自立的な立場を有していたことを物語っています。このように、清原頼遠は前九年合戦で中立を維持した結果、その家は合戦後も存続していたわけですが、その後、文献史料からは消えてしまいます。しかし、のちの後三年合戦でも乱に関わった形跡がなく、後三年合戦で滅ばされたとは考えられない。考えられるのは、後三年合戦終結から清衡の覇権掌握までの間につぶされたか、あるいは平泉藤原氏の時代を生き抜いて、文治五年の奥州合戦と鎌倉幕府の奥羽支配開始によって滅ばされたか、どちらかです。ちなみに私は後者だと思っています。この大鳥山太郎頼遠の居館と推定されている遺跡が横手にある大

鳥井山遺跡です。この遺跡のあり方は、平泉の「柳の御所遺跡」、ただし初代清衡時代のもので、それによく似た構造だということが注目されています。

面白い伝承として、横手市にある曹洞宗寺院正平寺の「大義山正平寺縁起並大義寺由来」と「白滝観音霊場縁起」並「正平禅寺古記録」が伝える次のような話があります。正平寺は藤原清衡の三男「小館三郎正衡」が草創した寺で、もとは中尊寺の末寺だった。大鳥山の城主大鳥太郎頼遠は、後三年合戦の金沢欄陥落とともに落城して滅び、寛治五年（1091）、上洛した清衡は朝廷から奥羽両国の鎮守府將軍に任じられ、奥州御館と称した。清衡の三男正衡は出羽の横手を本拠として、子孫は「三郡大守」となった。江戸時代後期、菅江真澄が「雪の出羽路」（平鹿郡一三）に書留めている話です。

しかし、私は、この物語の信憑性に疑問を持っています。確かに「尊卑分脈」には清衡の三男として「正衡」の名があります。しかし、「火爪入道俊衡」「火爪五郎季衡」などの他の藤原一門と異なって、全く事跡が伝えられておらず、「三郡大守」になった人物としては不自然です。第一、寛治五年の任命では年齢的に若すぎますし（清衡は後三年合戦の際に妻と子を殺されました。そのあと生まれた子だとしたら、このときはまだ幼児のはずです。なお寛治五年とは清衡が初めて摂関家に貢馬を行った年です）、正衡の子や孫についての記述も「尊卑分脈」にはありません。そもそも、本来の清原氏惣領であった光頼の嫡子頼遠が武衡・家衡に与同して滅ぼされたならば、そのことが「奥州後三年記」に記されないはずはありません。この物語を伝えるのが正平寺の縁起のみであるというのも、気になるところです。むしろこの話は、近世大名の津軽氏が、藤原秀衡の弟秀榮という人物を創作り始祖とした話や、糠部の大族南部氏が、戦国時代「南部同名中」として一族に組織した糠部郡内の豪族を、近世初期作成の系図ですべて初代光行の子孫として処理した話と、同じ性格のものともみべきでしょう。もし、私たちがこの話から何らかの歴史の真実をくみ取るとすれば、「奥州御館」に対して横手を本拠とする「三郡大守」を強調している点こそ重要です。そこに横手を本拠とし「雄勝屋形」として南仙北を支配した戦国大名小野寺氏の自己主張がみえますが、あわせて陸奥・奥六郡に対する、出羽・山北三郡の独自性・独立性の主張も読み取れる。

ここで、話を平泉藤原氏に進めましょう。実はこれまた面白いことに、文献史料のどれを見ても、藤原氏が奥六郡と山北三郡の両方を領有したとは記されていないのです。いずれも「六郡の主」「奥六郡の主」です。頼朝が秀衡に対してそう言っている。「御館者奥六郡主、予者東海道惣官也」（『吾妻鏡』文治二年四月二十四日条）と。また、泰衡が死んだ時の『吾妻鏡』の記述にも「文治三十年十月、継於父遺跡、為出羽陸奥押領使、管領六郡」とある。六郡・三郡を管領したとは書いていない。

そういう眼で史料を素直に見ると、すんなり理解できることがたくさんあります。たとえば、平泉の柳の御所遺跡の発掘で、宴会のときに使う「折敷」の裏を利用して書かれた文字史料がかなり出土しました。その中に「人々給絹日記」とタイトルが付けられた板があります。秀衡が自分の子息や主立った家臣に贈る西色染めの絹の衣装（狩衣・水干など）をつくるために作成したリストで、柳の御所遺跡（文献史料に記される「平泉館」か「加羅御所」）内の裁縫工房での作業用に書かれたとみられるのですが、問題は、そこに出てくる一族・家臣の名前なのです。実はそれが案外に狭い。藤原秀衡の子供たち、国衡・泰衡をさすと思われる名前と、同じく藤原氏の家臣達の名が記されているのですが、その全てが奥六郡内と、現在の宮城県北部及び福島県内の人物と思われる名前であり、出羽の人間は一人もありません。

次に、文治五年（1189）八月の鎌倉幕府との戦いで、泰衡は兄の国衡に主力軍を率いさせて、宮城・福島^{あつかし}の境の阿津賀志山に陣を構えます。ここでの合戦から、平泉に至るまでの途中でいくつかの戦いが行われますが、「吾妻鏡」など文献史料には、この間、ほとんど出羽の人間は出てきません。もちろん、出羽方面の人物が記述されないのは奥州合戦の記述の仕方のためで、「吾妻鏡」が、出羽国府方面は田川太郎行文、秋田城方面は秋田三郎致文^{むね三み}が「大將軍」となって幕府軍と戦ったという記述で処理してしまっていることに、原因があるのですが、通説では平泉の直轄領であったはずの「山北三郡」の住人とおぼしき人名が奥州大手口の戦いに登場してこないのは、やはり気になります。

そうした中で、唯一の例外が、「高津家文書」文治五年八月十五日付源頼朝書状に、多賀国府の守備隊長格の武将として記される「あかうそ三郎」という人物です。遠藤巖氏によれば、「あかうそ」とは、中世に「赤字曾（赤尾津）」と呼ばれた現在の秋田県岩城町（現由利本荘市岩城）および本荘市の衣川^{こらもがわ}流域をさす可能性が強いとみられます。そこは、独立した国衙領「赤字曾郷」を形成し、中世を一貫して日本海と雄物川沿いの内陸を結ぶ交通・戦略上の要地であった。その地の在地領主と思われる「あかうそ三郎」が多賀国府の守備軍に登場していることは、藤原氏による出羽方面の武士の組織化を示しており、平泉による出羽支配を示す好個の事例となる（遠藤巖「あかうそ三郎」、東北学院大学中世史研究会『六軒町中世史研究』第8号、2001年）。しかし、こうした人物がほかに存在した可能性はもちろんありますが、出羽の人物の登場が圧倒的に少ないことには変わりないし、何よりも「あかうそ」が、いま問題にしている「山北三郡」ではないこと、むしろ平泉など北奥羽から京都に向う交通上の要地、水陸交通の結節点という性格をもつ土地であったことに、こだわりたいのです。

私は、平泉藤原氏による出羽方面の支配とは、基本的に国家公権による支配、そして「点と線」による支配というのが実態だったと考えています。そうした奥州藤原氏による出羽支配のあり方をうかがわせる根拠は、鎌倉時代末期の「中尊寺文書」に見える出羽国内の中尊寺所領のあり方です。まず、嘉暦二年（1327）三月の中尊寺衆徒等解状に「奥州内寺領所役進未之段、并羽州狩河以下八ヶ所寺役一向運転之間」と記されている。出羽国内には「狩河」など8ヶ所の中尊寺領があった。しかしその所役がこのとき全く未納になっていることが訴えられているわけです。次に、その10年後、延元二年（建武四年、1337）九月二日の鎮守府將軍北畠顯家袖判御教書には、「陸奥国平泉中尊寺衆徒申出、出羽国秋田郡君野村、破岩上下村、雄友村、白山村、女法寺、千女寺、成福寺等事、依て別当管領之地」と記されていて、出羽国の「秋田郡君野村」など7ヶ所が中尊寺別当の「管領の地」であったことがわかります。先の「狩河」と合わせると、両方でちょうど「八ヶ所」になり、これがこの時期の出羽国内の中尊寺領の全部とみてよいでしょう。そして、平泉占領に際して源頼朝が平泉の寺社の所領安堵を行っていることからみれば、藤原氏滅亡から130～40年経過した時期ですが、この8ヶ所は基本的に藤原氏時代の出羽国内の中尊寺領を継承したものと考えてよいと思う。

面白いのはこれらの中尊寺領の場所です（第1図参照）。実は、場所のわかるものはいずれも平泉に隣接する「山北三郡」内でなく、次に示すように、日本海に近い水陸交通の要地か、平泉の管轄下にあった軍政府秋田城の近辺に分布しているのです。

- ① 狩河、山形県立川町狩川（最上川河谷と庄内平野の結節点にある交通の要地）
- ② 君野、秋田県岩城町君ヶ野（道川海岸から雄物川筋に通じる街道の通る河谷）
- ③ 雄友・白山、秋田県秋田市新城地区（秋田城の北東近郊）

④女法寺、秋田県雄和町（現秋田市雄和）如法（雄物川沿いの地、河川交通の中継点）

まさに「点と線」の支配、つまり、都市や政治拠点に対する支配と、交通路の支配です。

いうまでもなく、奥羽両国の間には、強い政治的・文化的な共通性が存在しています。しかし同時に、出羽は出羽で、古代以来、東山道・東海道ルートに位置した陸奥とは違って、北陸ルート＝日本海ルートに位置してきました。その中で、陸奥と違う政治・社会・文化風土、それは内陸の山北でも同じだろうと思いますが、そうした異なった風土が成立する条件があったと思います。その結果、清原氏のなかで武則・真衡の家が、奥六郡と山北三郡の両者にわたって宗主権を持っていますが、奥六郡の支配者が容易に山北三郡を支配できないような、山北の独立性が形成されていったのではないかと考え始めていたときに、大変おもしろい考古学の研究成果を聞くことができました。

それは、平泉の遺跡を発掘している研究者の一人、平泉町の八重樫^{ただお}忠郎さんという方の研究です。八重樫さんは、この研究を、最初に日本考古学協会2001年度盛岡大会（テーマ「都市・平泉成立とその構成」）で「東北における中世初期陶磁器の分布」というタイトルで発表しましたが、翌年の2002年、高志書院から刊行された『平泉の世界』（奥羽史研究叢書3、入間田宣夫・本澤慎輔編）という本で、題名を「平泉藤原氏の支配領域」と改めて、ほぼそのままの形で載せています。そこに示されている八重樫さんの仮説を、秋田県の考古学研究者の方々はどうな風に考えているのかということ、ぜひお聞きしたいと思っています。

八重樫さんは、こう言っています。平泉の文化を見るとき、その個性を特徴づけるような「平泉セット」ともいべき陶磁器の組み合わせを選びだすことができる、と。

第一は、平泉型の「手づくねかわらけ」。「かわらけ」の主要な用途は、宴会儀礼の際の使い捨ての食器ですが、実は「かわらけ」そのものは何処にもあります。今回の展示の中の雄勝町の新屋敷遺跡の出土品の中にも「かわらけ」がありますね。しかし平泉の特徴は、「手づくね」のかわらけ、それも当時京都で流行っていた「手づくねかわらけ」をかなり忠実に模倣したものが（ただし京都そのものでなく、その第三次模倣型と考えられています、東北出土のかわらけの中でもっとも京都市的だといいます）、大量につくられ、好んで使われていたということです。これが第一。

二番目は常滑と渥美の高級品です。平泉で出土する国産陶器をみると、常滑の第2期・第3期の型式のもの、時代は12世紀の第3四半期と第4四半期、それに渥美焼の製品、時期は常滑より少し早いとみられますが、これらの製品で実に九割を占めます。その中で平泉に特徴的なのは、酒器として使われたとみられる壺、それも生産地でも珍しく、注文生産でつくられたのではないと思われる常滑の三筋文壺^{さんきんもん}や渥美の刻画文壺といった特殊な品が、多く見つかったことです。

第三に、中国渡来の舶載陶磁器の白磁。この時代はのちに日本人が好んだ青磁が少なく、白磁が圧倒的の大部分を占めていますが、その中でも、平泉では酒器とみられる壺類が多く、とくに四耳壺^{よにこ}、肩のところに「耳」が四つついた壺が多く見つっています。ちなみに、この白磁四耳壺は、全国的にみると宗教関連遺跡からの出土が多く、平泉のような生活遺跡からの出土は少ないということです。

以上の、①平泉型の手づくねかわらけ、②白磁四耳壺、③渥美刻画文壺、④常滑三筋文壺。この四つが「平泉セット」といえるものだ、というのが八重樫さんの見解です。

なぜ、これが「平泉セット」になるかと言うと、平泉では、宴会儀礼を行うにあたって、これらの

酒器が好んで使われていた、といえるからです。酒器を必要とする宴会とは、いうまでもなく酒宴ですが、「なんだ飲み会か」と馬鹿にしないで下さい。今でも、一緒に酒を酌み交した同士こそ仲間だという感覚がありますね。それと同じで、研究者は「共食儀礼」という言葉を使いますが、この宴会を通じて、お互い同じ立場の人間なんだという一体感が生まれる、出席者同士「わかりあえた」仲であることが確認されるわけです。逆に言えば、裏切りは許さんぞ、ともなる。現在でも政治家の宴会とはそういうものですね。もちろん封建時代の共食儀礼ですから、目的の第一は上下関係の確認で、公的な性格をもった儀式であり、主君の意志を一族・家臣が守ることを誓うものだったわけですが、もし、その土地から「平泉セット」が出れば、そこではまさに平泉の支配者たちと同じ感覚を持った人たちが宴会儀礼を行っていたと理解してよい。そして、典型的な「平泉セット」であればあるほど、その土地の支配者が平泉に直結していた、とみることができる。まさに平泉の直轄支配地の広がりを見る尺度になるわけです。

では、こうした「平泉セット」が、一体どのくらいの範囲で出てくるのか。かつて言われたように、平泉が奥羽二箇国を完全に支配したならば、奥羽全域で出るはずですが、そうではないという調査結果が出ているのです。第1図「平泉セットを出す遺跡および出羽国内の中尊寺領分布図」、これは八重樫さんの作成した資料にさきほど述べた出羽国内の中尊寺領を加筆したのですが、この分布図をご覧ください。すぐに気が付くのは、圧倒的に太平洋側に片寄っていることです。日本海側は極端に少ない。そして、東北の北のはずれ、青森県津軽地方から秋田県北部にもう一つ集中している場所がある(1～5)。意外なのは、平泉藤原氏本領の「奥六郡」でも、平泉を除くとごく少ないんですね。一族比爪氏の本拠であった紫波町日詰の比爪館跡くらいしか見つかっていない。これは調査が進んでないせいもありますが、注目すべき特徴です。

しかし、実はこの地図の表示だけでは十分ではありません。一番南の12。これは福島県いわき市の白^{しろ}水^{みづ}阿弥陀堂という所なのですが、厳密に言うとは平泉的ではなく、「かわらけ」はロクロかわらけしか出ない。平泉と密接な関係を持っているが独自性を保持しているといえるものです。11の宮城県丸森町の大古町遺跡も同様である。平泉によく似ているのは10の多賀城跡、9の花山寺跡、6の比爪館跡です。1の蓬田大館遺跡、2の内真部(4)遺跡、3の浪岡城遺跡、4の中崎館遺跡、5の矢立廃寺、以上5つの青森県津軽地方・秋田県北部の遺跡も、同じく平泉的で、平泉型の「手づくねかわらけ」が多数出土し、白磁四耳壺も見つかっています。これらの遺跡群のある地域は平泉と密接な関わりをもち、とくに北東北の1～5の地域(津軽・比内)は、「平泉直轄領」とでもいえる地域であったと考えられています。この地域のもつ重要な問題については、あとでもう一度論じましょう。では日本海側はどうだろうか。いまのところ7の観音寺廃寺を除いて見つかっていません。これから見つかるのかもしれませんが、先ほどの文献史料から導き出された推測と重ね合わせたときに、私はこの八重樫さんのデータが、かなり真実に近いんじゃないかと思っています。

そう考えるもう一つの理由には、7の観音寺廃寺遺跡の特徴があります。ただし私は、実際に見ていませんので、八重樫さんの受け売りで話すことをご了解下さい。

この観音寺廃寺は平鹿郡大森町(現横手市大森町)にあります。山北三郡のうち平鹿郡内です。遺跡の性格は、古代末期の宗教遺跡に14世紀の寺院が付け加わったものだと思います。問題は古代宗教遺跡です。時代は平泉と全く同じ12世紀。遺物も平泉と同様に、白磁のいいものがたくさん出るし、

その中には四耳壺もある。また手づくねのかわらけも出る。ですから平泉の影響をうけていることは確かで、かなりの有力者がいたに違いない。しかし、よく見ると平泉とはだいぶ異なっているというのですね。

まず、白磁は碗や皿が多くて四耳壺はきわめて少ない。何よりも「手づくねかわらけ」は出ることは出るのでありますが、平泉的でなく、在地的なものに変化した「手づくねかわらけ」だという。もし皆さんが平泉へ行くときがありましたら、ぜひ典型的な手づくねかわらけを手にとって見て下さい。平泉のかわらけは、手づくねとロクロが半々ですが、実際に手にとってみると、両者の違いがよく分かる。ロクロというのと何となくしっかりしたものが、「手づくね」というと粗製乱造のイメージがありますね。しかしロクロかわらけというのは、底面や壁面が厚くて重い。古代にあった土師器の坏が、浅い皿に変形したものですから、分厚くて重いんです。ズシツとした感じですよ。皆さん、そんなズシツとした重い壺をもってお酒を飲む気になりますか。ところが、平泉で大量に出土する手づくねかわらけを初めて触った時、びっくりしました。とても薄手で軽く、すごくハイカラなんです。何で平泉藤原氏がこれを好んだのか、わかる気がしました。

平泉藤原氏にしても、奥州の人間ですから、どうしても奥州在来の土師器の手法をもってかわらけをつくってしまう。真似をしても、奥州的になってしまうんですね。そういう中で、京都の手づくねかわらけを造る工人を招いて製作したところ、「おっ、これ軽くていいぞ、さすが都は違う」と、偉くなった気分になり、その虜になったのかも知れません。しかし、ここが面白いのですが、この「手づくねかわらけ」が、いつのまにか、京都のかわらけを忠実に真似た平泉型のかわらけと、その平泉型の手づくねかわらけが変質してしまった、いわば在地型のかわらけに、分れてゆくのです。そしてこの観音寺廃寺からは、平泉型の手づくねかわらけは出ない。在地的に変質した手づくねかわらけか、ロクロかわらけしか出ないのです。つまり、観音寺廃寺を営んだ12世紀の平鹿郡の支配者は、平泉文化を真似したことは確かですが、平泉と同じアイデンティティにはならなかった、というのが八重樫さんの説なのですが、いかがでしょうか。別の言い方をすれば、平泉と同じ政治・文化の中にながら、「俺は平泉じゃないぞ」と自己主張をしていたことになる。八重樫さんは「出羽方面は平泉とは外縁的関係にあった可能性が強い」と言っております。「大島山太郎」清原頼遠の後継者がなお存在していた、あるいは、頼遠の家は減んで、別の豪族に交替したのかも知れませんが、少なくとも「奥六郡」とは違う世界がここには展開していた、と考えることはできないでしょうか。

そもそも今日の報告にもありましたが、中世という時代は、陶磁器や鉄を代表に、主立った商品の全国流通が展開し、地方の産地が潰されていく時期です。しかし中世は、二つの側面を持っていて、あるものは京都を中心とする全国商品流通の網の目に覆い尽くされるのですが、それは全体の一部であり、とくに政治や文化の世界では、中央と密接につながりつつも、地方独自のものが強固に存在し、それが発展してゆくという時期でした。中世が「地方の時代」といわれるゆえんです。平泉藤原氏が減ばされると、奥羽には関東御家人が地頭となり、大挙して入ってきます。この大挙して入ってきた関東御家人が、やがて奥羽武士になってしまうわけですね。伊達氏がいい例です。「奥州王政宗」とのちに伊達政宗が言いますが、彼の先祖は私の出身地の茨城県の人間なんです。でも政宗は自分の先祖が関東の茨城の人間だと全然意識してないですね。関東の人間でも、何代も代を重ねれば奥州の人間になる。そこに奥州独自の文化や意識が出てくる。それは、この地域が蝦夷の社会から

日本の社会に転換する中世初めの時代においても、同じであった。平泉藤原氏が中央権力と結びつき、積極的に京都文化を輸入しても、それは容易に平泉の外には広がらないし、広がる時は奥羽的になっているんですね。そうした「地域の独自性」というのは、すでに清原氏の時代からみられたもので、清原武則が奥六郡に移住して、安倍氏の遺領を継承し、その武則のもとに清原氏の宗主権が移って北奥羽を覆う勢力を形成しても、そしてその勢力を奥州藤原氏が継承しても、秋田・仙北の地域の独立性は失われることなく、「奥六郡」とは違う独自の文化を発展させていった。そういう歴史がまず第一幕であったのではないのでしょうか。そういうことを考えるものです。

以上が、私の第一の問題提起です。

2、東北北部の「日本国」への併合と延久二年合戦

二番目の話は、この清原氏から平泉藤原氏にかけての時代に行われた本州北部地域の日本国への併合の話です。9世紀の初頭に坂上田村麻呂が征服した土地は現在の盛岡まででした。そして長い間、この盛岡と秋田を結ぶラインが日本国の直轄支配の北限となっていた。しかし、それより北の地域が南の日本国と関係がなかったかという、決してそうではなくて、日本国の中央政府は、北の蝦夷の地に対して貢納や交易を通じた支配を行い、その結果、すでに9世紀から10世紀前半には、南の日本国の文化がこの地域に滔々と押し寄せていたことが、今では判明しております。秋田県では、能代の近くに大館遺跡というのがありますが、元慶の乱(878～79)の際の史料に見える「野代營」ではないかといわれています。また、その東の鷹巣町(現北秋田市)には胡桃館遺跡という9～10世紀の遺跡があって(915年に起こった十和田火山の大噴火にとまなう泥流で埋没しているので、年代が特定できます)、当時の地域は「蝦夷の地」だったんですが、どう見てもこれは中央政府側の勢力が、この地域を何らかの形で管轄するために作った官衙的な施設ではないかという見方が、有力になっている。そして、同じようなことが青森でも指摘されています。

(注1) 2003年に青森市石江で発見された新田(1)遺跡は、10世紀半ば～11世紀末に営まれた遺跡で、この地で律令祭祀が行われていたことを示す齋串・形代・物忌み札や、荷物に付けられた付け札状木簡、貴族が正装のときにする楡扇(ただし材質はヒバ)など、2000点以上の木製品のほか、鉄製農耕具、五所川原産の須恵器、土師器、摺文土器などが出土した。場所は中世奥大道の終点油川漆に近く、陸奥湾から新城川を約2キロさかのぼった、周囲との比高差約2mの低位段丘上にある。日本国政府側の勢力(鎮守府か秋田城)によって「蝦夷の地」に設置された地方官衙遺跡で、蝦夷の朝貢・交易の場であった可能性が高い。

しかし、それでも、この秋田・盛岡以北の本州北部の地域は日本国に完全に併合されることなく、「貢納・交易を通じた支配」の段階に止まっていたし、とくに10世紀後半以降は、津軽海峡をこえた北海道との交流の中で、北の地域が独自の発展を遂げて、南の日本社会とは異なる文化を形成してゆきました。この「蝦夷の天地」であった本州北部の地域が、やがて日本国の直轄支配下に併合される。その時期は、どう遅く見積もっても12世紀の前半、平泉藤原氏の時代であろうということは、以前から言われておりました(大石直正「中世の黎明」、前掲「中世奥羽の世界」)。

問題は、それが、いつ、誰によって、どのような過程をへて、実現したのか。これです。しかし、この重要な問題については、長い間あいまいなままになっていました。その理由は文献史料の決定的

な不足にあります。実は、平泉藤原氏の時代に、この地域、つまり秋田・盛岡から北の地域が、日本国に併合され、直轄支配下に入ったということを直接語っている文献史料は残っていないのです。ですから、あくまでも状況証拠からの推論だったのです。

このとき日本国の直接支配下に入った地域は、秋田県の秋田郡以北と米代川流域、岩手県の馬淵川流域および閉伊地方、そして青森県の全域です。第2図を見て下さい。まず、太平洋側には広域行政区「糠部」^{ぬかのぶ}と閉伊郡・久慈郡の2郡が、日本海側には、南から鹿角郡・比内郡、ここまでが秋田県内で、県境の矢立峠をこえた北に、津軽平賀・津軽田舎・津軽鼻和・津軽山辺の「津軽四郡」と、^{そとのほま}外・津軽西浜^{にしほま}という「郡」と並ぶ行政区が設置されました。面白いことに、以上の地域はすべて陸奥国内の行政単位になりました。比内郡は近世には出羽国に編入されて「秋田郡」の一部になりますが、中世には陸奥国内に属していましたし、現在は秋田県内の鹿角郡も中世・近世を通じて陸奥国内でした。出羽国内の新たな「郡」として建てられたのは、秋田郡の北に設けられた河^{かわ}北郡と小鹿島^{おがしま}だけです。つまり中世の出羽国は、秋田から先は能代の周辺で止まってしまう、米代川流域は二ツ井までで、その先は陸奥国だったわけです（以上第2図参照）。ちなみに、古代には、米代川流域や津軽地方の「蝦夷」^{えみし}は出羽国秋田城の管轄下にあります。それらの大部分が陸奥国内に入ったということは、この地域を日本国に編入した勢力が陸奥側の勢力であったことを意味します。そして、それは平泉の奥州藤原氏であろうと推測されたわけです。また、これらの郡の存在が確認できるのは、比内郡が最も早く、文治五年の奥州藤原氏滅亡の際の『吾妻鏡』の記事に登場します（文治五年八月二十六日条）、それ以外は、糠部をさすと思われる「糠部郡」がその一週間後に出てくるほかは、鎌倉時代になってからです。しかし平安時代末期から鎌倉時代の史料に登場するということは、平泉の時代にはすでに成立していたに違いないということで、先ほどの推測と合わせて理解されてきたのです。しかし、厳密にいつ、何を契機にして、ということまでは十分な追究がなされませんでした。

ところが、今から10年前の1994年5月、私の先生である東北大学の入間田宜夫さんが、盛岡の岩手県立博物館で行われた「平泉と北方世界」という日本学術会議のシンポジウムで、ある衝撃的な発表をしたのです。この本州北部の日本国への編入は、従来注目されてこなかった大規模な蝦夷討伐戦争の成功によって一気に成し遂げられた。それをやったのは清原氏であり、その時期も、後三年合戦より前の1070年代のことだ、という説でした（入間田報告の概要は『北奥古代文化』24号に掲載。その後、入間田氏は自説を補強して、1997年、東北大学東北アジア研究センター『東北アジア研究』第1号に「延久二年合戦と諸郡の建置」として発表し、さらに同年、名著出版『北辺の中世史一戸のまの起源を探る』にも「鎮守府將軍清原真衡と戸・門の設置」として発表した。本論で取上げる入間田氏の説はこれによっている）。

入間田先生の説をもう少し詳しく紹介しましょう。皆さんも名前をきいたことがあると思います。後三条天皇という有名な天皇がいます（在位1068、4～1072、12）。摂関家を外戚としない天皇で、天皇親政を復活させ、後世「延久の新政」と呼ばれる政治改革を行った人です。この後三条天皇は、即位の翌年、延久元年（1069）五月に、国家鎮護の武神である石清水八幡宮に祈願を行い、「東夷征討」のためということで大般若経を奉納しました（『皇年代記』石清水八幡宮記録、28巻）。そして、その翌年の延久二年、後三条天皇の命を受け、当時陸奥守として赴任していた源頼俊という武將が、三つの方面を征討する軍隊を組織して、北方征討を行ったのです。その一方は「閉伊七村山徒」とあ

て、岩手県の太平洋沿岸＝閉伊地方。二方目は、非常に面白いんですが、「衣曾別嶋」という島に住む「荒夷」と記されている。最近では、この「衣曾別嶋」は「エゾベツ島」あるいは「エゾノワケ島」と読み、蝦夷ヶ島＝北海道をさしているという説が有力になっています。この二方面は国守頼俊が担当した。もう一方は記録がなくて（頼俊の担当でなかったため）わからないのですが、米代川流域から津軽地方ではないかと入間田先生は言っています。妥当な見解と思われます。

問題は、この北方征討作戦の結果がどうなったかです。入間田先生は、残された文献に記されている表現から、これは実は大変な大戦争で、とうてい陸奥守源頼俊の独力では遂行できない、実際にこの兵力の主要部分を動かしたのは清原氏、清原真衡である。そして、この戦争で実際に功績をあげたのも真衡だったと推測します。その結果、真衡は恩賞として鎮守府将軍に任命された。祖父の武則と同じです。さらに、この征討作戦の成功で、真衡の権力は奥羽両国の北半部全域を覆い、平泉藤原氏の前身ともいえる権力を形成したが、強大になりすぎたため、一族が反発して起こったのが後三年合戦なのだと述べました。まさに大変ショッキングな説でありました。

入間田説の重点はもう一つあります。私も最初に聞いたときは「なるほど」と感心し、現在は、「それに見合う証拠がない」と否定的になっていますが、でも、歴史というのはこういうこともあり得るのだということで聞いて下さい。この清原真衡と源頼俊が北方地域の征服に成功して、本州の北端まで完全に日本国の直轄支配下に組み入れた。そして、この地域に、先ほど述べた「郡」を建てるわけです。この「郡」というのは、南から大量の人間を移民として連れていって、いわば開拓団として現地に入れて、その人たちが形成した村落を基礎として設置する。その開拓団の主力をなした人々とは、わが秋田県の横手盆地、つまり「山北三郡」のうちの平鹿郡の人々で、彼らがまず南津軽に入植した。南津軽には津軽平賀郡という郡ができるんですが、これは出羽の平鹿郡の人たちが大挙して入植して郡をつくったから、同じ「ひらか郡」という名を付けたのだと、入間田先生は指摘します。

何か、こういう話をすると、「いささか嘘くさい」と、眉に唾をつけたくくなりますね。でも古代東北には実際にそういう歴史があるのです。東北地方には、坂上田村麻呂の時代、あるいはそれ以前から、それまで「蝦夷の地」だった土地に多数の新しい郡が建てられました。実は、この建郡に先立って、関東や中部地方からたくさんの人が連れてこられます。そして、彼らは移民として入植し、村落をつくるのですが、その際、もと住んでいた郡の名や国の名を新しい「郷」の名としてつけた。これは文献史料で確かめられます。そして考古学的な発掘の成果でも、関東や中部の彼らの故郷と同じ様式の土器が出土することが、明らかにされています。それと同じことが11世紀にあった、というのが入間田先生の主張であるわけです。

地名の類似はまだあります。岩手県に属する場所ですが、八戸の少し南に久慈市というところがあります。ここは中世には久慈郡という郡でした。これも住民の移住による建郡だと入間田先生は言います。それは、関東地方の常陸国、現在の茨城県ですが、その常陸国の北部に同じ「久慈郡」という名をもつ郡がある。そして、この地域は近世に秋田の殿様になった清和源氏義光流の佐竹氏という武士の故郷なんですね。実はこの佐竹氏というのは、平泉藤原氏と非常に縁の深い豪族で、常陸北部と奥州は密接な関係を持っていました。それは太平洋の「海の道」を通じてです。この「海の道」を通じて常陸国の久慈の人たちが北方に移住し、入植して造ったのが北奥の久慈郡であろうと、入間田先生は推測するわけです。

まだあります。津軽の岩木山の東麓、この地域を中世には津軽鼻和郡といいました。この鼻和という地名は、秋田県の中にも似たようなものがありますね。鹿角市の花輪。この鹿角の花輪の人たちが移住して入植したから「はなわ郡」という名が付いたと入間田先生は言います。

私達はどうしても中世の歴史というのを、ひとつの地域で、ひとつの人間集団が、そこにどまったまま社会発展を繰り返して、時代が経過したように考えてしまいがちです。しかし、先ほど、平泉の藤原氏が滅んだのち、関東武士団が大挙して奥羽にやって来て、何世代も重ねるうちに、完全に奥羽の人間になってしまうということを述べましたが、人の移動、それも大規模な人間集団の移動が、歴史にはあるのだということです。今でもそうですね。青森県の研究者で、考古学の三浦圭介さん（青森県埋蔵文化財調査センター）という方とよく話をするのですが、彼はこんなことを言っています。南から北への人間集団の移動というのは、多分何回か波があるのだろう、と。その第一波は巨大な波で9世紀に押し寄せた。これについては秋田大学の熊田亮介先生も同じことを言っています（『円慶の乱』覚え書き）新野直吉・諸戸立雄両教授退官記念会編『秋田地方史の展開』1991年）。ちなみに第二波は13世紀、鎌倉時代ですね。第三波は南北朝時代。そして第四波が戦国時代、とくに戦国時代の後期から近世初頭にかけては文字通り巨大なスケールの人間の移動があった。津軽では住民構成が一変するくらい北陸や畿内方面からの移住があったことが、開発伝承や一向宗寺院の創建由緒に記憶として伝えられています（『青森県の歴史』山川出版社、1999年）。

その中で、11世紀後期から12世紀前期にかけての北奥社会の激変、このときもまた、単にそれまでの「蝦夷の地」が「日本国」の領土になったというだけではすまない状況があった。新たな人間集団が入ってきて社会の構成が一変する。そして、地域社会そのものが大きく変貌していった。それはほぼ間違いないだろうと思います。しかしそれが、実際に入間田先生の言うような内容だったかとなると、なお、いかがなものかと躊躇せざるを得ないものがある。そうした入間田批判に文献史学の立場から話を進めたいと思いますが、秋田県の考古学の研究成果からみたと、入間田説は成り立つのか成り立たないのか、そこの所を、ぜひ皆さんに検討してほしいと思っています。

3. 延久合戦の真相は？

さて、ここから後半部の本論ですが、文献史学の領域ではこの入間田説に対して正面から批判が出されています。それを主張しているのは、やはり私の先生の一人である遠藤 巖 先生です。遠藤先生は11年前にこの秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会で「米代川流域の中世社会」という大変すぐれた講演をされ、その内容は活字になって、多くの研究者に引用されておりますが（『秋田県埋蔵文化財センター紀要』第9号、1994年）、この遠藤先生が、「延久元～二年の蝦夷合戦について」（『宮城歴史科学研究』45号、1998年）という論文で入間田説を批判し、「北奥の建郡が行われたのは、十二世紀初頭の清衡時代、陸奥守兼鎮守府將軍藤原基頼の時期（1103～1112）だ」と言っています。私の考えは基本的にはこの遠藤先生の見解と同じです。ただ、遠藤説にも一部納得できないところがあり、仙台の東北学院大学の石直正先生の主張にもうなずける部分があるので、それと折衷したようなことを考えております。

では、どういう事が考えられるか。遠藤先生の説は、清原では無理だ。つまり、源頼俊と清原真衡の蝦夷征討戦争は実際には失敗したんだ。失敗というのが言い過ぎならば半分くらいしか成功しな

かった、というものです。一方、大石先生は、それは一応は成功したかも知れない、津軽平賀郡の建郡はこのときかもしれない。しかし、ここがひとつのミソなのですが、本州北部の米代川・馬淵川流域以北の非常に広大な地域、この広大な地域に一気に郡が建てられる、なんてことは果たして可能なのだろうか、と指摘します。例えば、あの「奥六郡」も、実は一気に成立したわけではありません。延暦二十年(801)の坂上田村麻呂の胆沢攻略の翌年に胆沢城が造営され、2年後の延暦二十三年(804)までの間に南の胆沢・江刺郡が成立。続いて、胆沢攻略から10年後の弘仁二年(811)に和賀・稗貫・志波の3郡が建てられる。しかし、その北の岩手郡となると、ずっと遅くて十世紀に入ってから、つまり百年くらいたってから成立してるんですね。ですから、北奥の郡の場合も、かなりの時間をかけて南から段階的に建郡されていった可能性がある、というわけです(『十二世紀における北奥の水田開発』『六軒町中世史研究』5号、1997年)。つまり、問題が2つあることがわかりますね。第1が延久合戦の評価、第2が北奥の建郡の実態です。

まず第1の問題が、延久合戦の「真相」はどうだったかです。入間田先生は大成功だといい、遠藤先生は失敗だったという。ここからみてゆきましょう。

入間田先生が自説の根拠としているのは次の2つの文書です。

一つは、「朝野群載」という、永久四年(1116)三善為康の編纂になる(長承元年・1132年ころまで増補)平安時代後期の文書や詩文を集めた史料集で、その意味では偶然に残された史料なのですが、その中に、蝦夷征討の行われた翌年の延久三年(1071)五月五日、ときの後三条天皇の政府が、陸奥守源頼俊にあてた官宣旨(史料1)が収められています。そして、そこに、「当国多年之間、諸公事之輩雖有其数、始自散位基道、至于其次々、尋訪泉惡之者、悉令追討既了、又荒夷発兵、黎民騷擾、然而或追龍本所、或斬首其首、或乍生擄得、於今者当国無為無事也」と記した前年十二月二十六日の陸奥国の解状が引用され、延久二年に、国守源頼俊が「荒夷」の「本所(本拠地)」まで軍を侵攻させて、戦死者・捕虜多数を得る大勝利を博し、現在は国内は全く平穏だという、頼俊自身の主張が記されている。入間田先生はこれをそのまま事実とみます。

もう一つは、それから15年後の応徳三年(1086)の正月二十三日の、すでに「前陸奥守」であった頼俊の款状(史料2)です。この応徳三年正月という日付に注意してください。実はこのときは後三年合戦の最中で、清原氏の当主真衡が急死し、陸奥守源義家が奥六郡を分割して清衡・家衡に与えたが、義家の措置をめぐって両者の争いが激しくなり、陸奥国の不穏な情勢が高まってきた、そういう時期なんですね。この款状が出されたのちの同年九月以降、義家と家衡の間で沼柵の攻防戦が行われ、義家が大敗する、そして翌年には金沢柵の戦いが始まる。陸奥国がこうした戦乱に向かってゆく時に、かつて延久の蝦夷征討戦の大將軍をつとめた源頼俊が、白河天皇の政府に出した嘆願書がこの文書です。そして、私はかつて陸奥守在任中、先朝(後三条)の論旨で「三方之大口(賊カ)」の征討を命ぜられ、「大將軍」としてそのうちの二方＝「衣曾別嶋荒夷并閉伊七村山徒」を討ち随えたのに、何の恩賞もなかった。しかし(副将の、そして現在の奥州騒乱の原因をつくった張本人の)清原真衡は鎮守府將軍になっている。真衡が恩賞をもらったのに大將軍の私に恩賞がないのはおかしい。ついては現在欠員になっている讃岐守に任命してほしい、と要求したもののです。なお、この款状に記された「任先朝論旨」ということばから、源頼俊の軍事作戦は彼の勝手な行動でなく、後三条天皇の論旨＝勅命を受けて行われた国家的事業であったことが判明します。

ちなみに、この頼俊款状は、ときの関白藤原師実が作成した『御堂関白記』の抄本『御堂摂政別記』の紙背に記されていたもので（正確には師実が源頼俊款状の紙背を利用して『御堂摂政別記』を記したもので）、現在は原本が失われ、近世につくられた写本で知られるものですが（写本をつくる際、紙背文書も写し取った）、この文書を紹介した『平安遺文』（第九巻、4652号）が「清原真衡」を「清原貞衡」と誤読したため、長い間「貞衡」實在説と「真衡」の誤記説が対立してきました。しかし、2001年3月に刊行された「青森県史」資料編古代1が、編纂に際して宮内庁書陵部所蔵の写本にあたって検討を加えた結果、「貞衡」は誤読で「真衡」が正しいことを確認しています⁽¹⁾⁽²⁾。

（注2）さらに、2005年3月に刊行された『新青森市史』資料編2古代・中世では、より善本とみられる京都大学附属図書館所蔵写本「平松本」を底本とし、問題の箇所は完全に「真衡」と記されていることを確認した。

しかし、実はこれが延久の蝦夷征討戦に関する史料のすべてではありません。入間田先生はほとんど見逃しているのですが、もう一つ重要な史料群が存在します。そして遠藤先生はこの史料群の詳しい分析から、入間田説の成り立ちがたいことを論じています。次の3つの記録です。

- ①『扶桑略記』、延久二年八月一日条、「宣旨、散位藤原基通面縛帰降之由、下野守源義家所言上也、然則陸奥守源頼俊不可向陸奥国追討者、義家朝臣依有所申請也、抑頼俊合戦時、基通奪取彼印鑑者也」（史料3）。
- ②『扶桑略記』、延久二年十二月三十日条、「下野守源義家申降人藤原基通隨身持参状」（史料4）。
- ③『百鍊抄』、延久三年正月二十七日条、「有陣定、吉祥院水危事、義家朝臣勘陸奥犯人基通罪問事也」（史料5）。

みてわかるように、これらは史料1で源頼俊が「始自散位基道（通）、至于其次々、尋訪梟惡之者、悉令追討既了」と述べている「藤原基通追討事件」に関わる記録ですね。遠藤先生が強調しておりますが、この評価次第ではそれぞれ延久合戦全体の評価がひっくり返ってしまうような、非常に重要な記録です。そして、もう一つ参考史料として、入間田・遠藤両先生も注目している、「石清水八幡宮記録」28「皇年代記」後三条天皇の延久元年五月条にある、「供養紺泥大般若、請僧六十口、講師良秀律師、頼義征討東夷之故也」（史料6）という記録をあげることができるでしょう。

時間の関係で、ここからは、これらの史料群の解釈から復原できる「延久合戦」の実像を述べることでご容赦下さい。それは次のようになると思います。

後三条天皇は、治暦三年（1068）四月に天皇の位につきますが、翌年二月、莊園整理令を発し、年号を延久と改めたのちの四月、記録莊園券契所（記録所）を設けて、莊園整理を強力に推進し始めます。政治改革「延久新政」の開始です。この時代の歴史は全国レベルで動きますので、ときの支配者が奥羽政策で何をやったかを見るときには、その全国政策も合わせて見る必要があります。後三条天皇は、自分が桓武天皇の再来であり、摂関家とは関係ない「後三条王朝」ともいべき新王朝の創始者だという強烈な意識をもっていたようです（保立道久『平安王朝』岩波新書、1996年）。彼は天皇の位につくと、真っ先に桓武天皇の柏原陵に報告する。そして大内裏大極殿の再建に乗り出す。そうした施政の中で源頼俊に対する「蝦夷征討」の論旨が出されます。桓武天皇の事業という、平安京の造営と蝦夷征討という二大事業が有名ですね。ですから、後三条がこの桓武天皇の再来として、大内裏の復興と、桓武天皇が課題として残した北奥の「蝦夷の地」の完全併合の二つを意図したとい

うことが、十分考えられるということは、入間田・遠藤両先生も述べています。

そうしたさなかの延久元年五月、後三条は国家の武神である石清水八幡宮に大般若経を供養し、「東夷征討」を祈願しました。残念ながらこの「東夷征討」祈願は、記録（後世の写本で写し誤りの可能性もあります）には「頼義征討東夷之故也」と書いてあって、目的が何であったかはっきりしないのですが、ともかく「東夷征討」ということで大般若供養を行ったことだけは間違いない。そして、その翌年の延久二年、後三条天皇は陸奥守源頼俊に、北方の蝦夷征討を行え、「三方之大賊」を平らげよという命令を発しました。ここまでは入間田先生の説のとおりです。

この北方蝦夷征討軍は、何方面かの軍勢として出動したようです。閉伊・衣倉別嶋（蝦夷ヶ島）の二方の平定をめざす国守源頼俊の主力軍は、多賀国府から北上して糠部・閉伊方面へ向かったとみられる。そしてもう一つの軍勢が清原真衡率いる別働隊で、真衡の本拠地奥六郡（彼の館は衣川の北の白鳥村にあった）から、もう一方、おそらく鹿角・比内・津軽方面に向ったものと考えられます。ところが、ここで突如大事件が起こった。遠藤先生が指摘した「藤原基通事件」の勃発です。

ここで、このときの陸奥守で蝦夷征討の主将となった源頼俊について、少々ふれておきましょう。彼は義家の又従兄弟で、軍事貴族清和源氏一門の有力者なのですが、どういう人物かはあまり聞いたことがないと思います。清和源氏で有名なのは、始祖の経基とその子満仲、満仲の子頼光・頼信、そして頼信の子の頼義とその子の義家・義綱・義光兄弟といったところでですね。頼俊は頼光の弟で頼信の兄にあたる頼親という人物の孫にあたります。この頼親は、兄の頼光が都の武者として名をあげ、弟の頼信が河内国に地盤をつくって河内源氏と呼ばれ、平忠常の乱（長元元～四年、1027～31）を契機に東国に勢力を伸ばしていったのに対し、大和国に勢力をもって大和源氏と呼ばれました。頼俊は頼親の次男頼房の長男で、祖父頼親の養子となり大和源氏の惣領となった人物です。

朝廷は決して頼義・義家一辺倒ではありません。これは朝廷の伝統的な政策で、後には源氏と平氏を争わせるわけですが、この段階では平氏は弱いので、源氏の一門の一方を引き上げたり、他方を重用したりして、勢力を競わせた。源頼義は前九年合戦で勝利したのですが、実際の成果は清原氏が手にしてしまった。頼義はなんとか北奥の利権を手に入れられないかと野望を抱いたまま亡くなったと思います。そして、頼義の長男義家は、このとき下野守に任ぜられて下野にいました。年齢は三十二歳で、若くてやる気まんまんです。ところが、その少し前の治暦三年（1067、後冷泉天皇の時代）に、義家の又従兄弟に当たる大和源氏の源頼俊が陸奥守に任命されます。年齢は義家よりずっと上で、延久二年の時点で父頼房を「七句慈父」と言ってますから、四十歳代末から五十歳代くらいだったでしょう。当然、前九年合戦の経緯も知っていて、「よし、俺こそここに清和源氏の地盤を築いてみせるぞ」とでも考えたでしょう。後三条天皇もそれを利用するんですね。義家は気持ち穏やかではありません。そして、陸奥国府（多賀国府）の在庁官人の中にも、かつて前九年合戦の際に12年も陸奥守を勤めた頼義やその子義家と密接な人脈を形成していて、頼俊の北方蝦夷征討を成功させてなるものかと思う人間がきつといたに違いない。その人間が藤原基通であり、下野守となっていた源義家と通謀して、頼俊の蝦夷征討を失敗させようとした。それが藤原基通事件である。以上は遠藤先生の推定ですが、この基通事件に関する史料が、実は先の史料3～5（①②③）、「扶桑略記」と『百鍊抄』の記事なんです。

この藤原基通事件は次のように復原できます。国守源頼俊が征討軍を率いて陸奥国府を出発し、北

奥の地で合戦を開始しようとしたとき①「抑頼俊合戦時」、おそらく在庁官人とみられる「散位藤原基通」が、陸奥国の「印鑑」を奪いとって、それをもったまま逃亡し①「基通奪取彼印鑑者也」、隣国下野にいる義家のもとに「降人」として駆け込んでしまう②「下野守源義家申降人藤原基通」。この「印鑑」というのは、国司の印と国の正倉を開けるための鍵のことで、これを奪われるということは、国司にとってはクビになるに値する大失態なんです。しかも、義家は早速、基通が自分の所に降伏してきたと朝廷に報告する③「散位藤原基通面縛降之由、下野守源義家所言上也」。それだけでなく、こうした失態をした頼俊は早々に蝦夷征討戦から召還すべきだとも言上した④「然則陸奥守源頼俊不可向陸奥国追討者、義家朝臣依有所申請也」。事情がわかりませんから、朝廷は当然、義家の申請を認めて頼俊の蝦夷征討戦からの召還を決定し、宣旨をもって頼俊に通告します。これが史料3の「扶桑略記」延久二年八月一日条に記された宣旨なんですね。この間の時間的経過ですが、頼俊召還の宣旨が出たのが八月一日。京都と下野の間の所要日数を考えて逆算すれば、義家の上申が出されたのは七月二十日頃とみられます。となると、藤原基通が陸奥国の印鑑を奪って逃走したのは七月上旬頃でしょうか。陸奥守頼俊の蝦夷征討戦（延久二年合戦）が発動されたのは、延暦年間の「征夷」作戦や前九年合戦の例などからみて、六月から九月の時期と考えられますので、七月上旬というのは、まさに軍事作戦の最中で、基通はその時期をねらうかのように事件を起こしたことになります。しかも、朝廷が頼俊召還を通過した八月一日は、新暦になおせば九月初旬、あと二ヶ月余で北奥には雪の季節がやってくる。ここで戦場から召還されれば（宣旨が奥州に届くのは八月も半ば過ぎでしょうから）、来春まで軍事行動の再開は不可能です。実によく計算されていることがわかりますね。遠藤先生が推測する「藤原基通の背後に義家あり」、これは非常に可能性の高い想定だと、私も思っています。

ちなみに入間田先生は、以上の経過のところを「ライバル義家（当時は下野守）の妨害・介入を振り切って「陸奥国追討」に向かった頼俊は、数か月の間に、「治略を廻らし、興復（復）を期す」ことによって、目覚ましい成果を上げることができた。あるいは、散位藤原基通を初めとする「衆悪の者」を悉く「追討」することができた」（前掲「延久二年合戦と諸郡の建置」と述べていますが、こうした解釈が全く成立不可能であることは、いま述べた事件の経過をみれば、容易に理解できると思います。そもそも藤原基通を「追討」（実際には基通の方から駆け込んできた）したのは義家であって、頼俊ではない。この点で、入間田先生が全面的に信をおいている延久二年十二月二十六日の陸奥国の解状（作成者は国守源頼俊）は、完全にウソを言っている。「ウソ」というのが言い過ぎならば、藤原基通事件に関して知らない顔をしてとぼけている、と言えるでしょう。基通の義家のもとへの「駆け込み」も、朝廷からの召還命令も、すべてなかったかのような顔をして、「蝦夷征討戦の戦果は赫々たるものがあり、大勝利でした」と報告しているわけですから。まるで太平洋戦争のときの大本営発表みたいですね。もっとも印鑑奪取という大失態で窮地に追い込まれた頼俊としては、こう強弁するしかないのかもしれませんが。

もとより、頼俊の強弁が通用するほど政府は甘くない。頼俊が弁明書である先の解状を書いて朝廷に提出したのは暮れの十二月二十六日ですが、その四日後の十二月三十日には、義家が基通を連れて上洛したいと朝廷に上申してきます（史料4）。この上申を受けて、早くも翌年の一月二十七日には、朝廷は基通の処罰の件で「陣^{じん}定^{のさだめ}」を行う（史料5）。当然、頼俊の責任も問われたに違いありません。

この間に、七十歳を超えた父頼房のことまで記して、「明春を相待ち参洛」したい、早く「裁許」を請う、と切々たる文を記した十二月二十六日の頼俊の解状も、都に届いたはずですが、朝廷は、頼俊への返事を翌年夏の五月までほったらかしにした上で、五月五日、ようやく官宣旨を出して、「後の仰せを待ち、隨身参上すべし」と命じた。「次の命令があるまで、奥州で待っている」というわけです。実に冷淡というか、どうみても大戦果を上げた凱旋將軍に対する扱いはないですね。

ちなみに、頼俊に対して政府が出した延久三年五月五日の官宣旨ですが、この文書を取めた『朝野群載』には表題がついています。これは『朝野群載』が一種の文例集で、「この文書はこういう場合のひとつの事例です」という趣旨で文書を採録しているためですが、この官宣旨の表題は「追討人後の仰せに随い参上すべき宣旨」となっている。つまり、天皇の命令で追討使に任命された人間が、なにがしかの不祥事をしでかして解任された場合、「次の命令を待ち、それに随って参上せよ」という命令が出る。そういう場合の一例として採録された文書なんです。

結局、延久二年の源頼俊の蝦夷征討はどうだったかということ、やはり失敗だった。少なくとも頼俊は合戦半ばで戦場から召還され、中途半端に終わった。もし頼俊が入間田先生の言うように成功をおさめたのなら、歴史書である『扶桑略記』や『百鍊抄』に何らかの記述があって良さそうですが、そうしたものは全くありません。一方、藤原基通事件はしっかり記されています。つまり、中央政府にとっては蝦夷征討よりも基通事件の方が記憶に残る大事件だったわけです。しかし、このあと清原真衡は鎮守府將軍に任命されました。ということは真衡が率いた奥六郡の清原軍は最後まで作戦を遂行し、それなりの成果を挙げたに違いない。これは無視できない事実です。延久二年合戦から10年後の承暦四年（1080）、陸奥守橘為仲は次のような申請を中央政府に出しています。私の任中に「亡弊」の国であった陸奥国は見事に復興した、その功により陸奥守の延任を認めてほしい（『帥記』承暦四年閏八月五日条）。また、会津郡と耶麻郡を陸奥国から分離し、一国として建てることを提案したい（『水左記』承暦四年十月十九日条）と。入間田先生は、この二つは関連したことから、延久二年合戦による北奥の「蝦夷の地」の征服の後、10年を経たこの年、建郡が一気に行われた。そのため陸奥国の領域が広がったので、橘為仲は、会津の陸奥国からの分離独立と、恩賞として延任希望を出したのだ、と主張します。延久二年合戦の完全成功、北奥の地の征服と併合の達成、という入間田先生自体は、すでに述べたように成立困難ですが、清原真衡の働きによる部分的な成功と、一部の地域の建郡の進行は、十分可能性のある想定だと思っています。そこで最後になりますが、先に述べた第2の問題である北奥の建郡の過程について、私なりの考えを述べて締めくくりしたいと思います。

4、北奥の建郡、段階的建郡説の提案

文治五年（1189）に平泉藤原氏が滅んだときに、中尊寺・毛越寺の僧侶が頼朝に提出した「寺塔已下注文」という文書があります（『吾妻鏡』文治五年九月十七日条）。その一番最初に次のようなことが述べられている。初代清衡は奥六郡を管領した最初に中尊寺を創建した。清衡は白河関から外浜に至る街道（奥大道）の一町（109メートル）ごとに傘卒塔婆を建て、その面に金色の阿弥陀像を描いた。そして、奥州の中央にあたる関山（かんざん）の山頂に一基の塔を建て、この塔を中心に中尊寺を造営した。と。有名な話ですが、のちの中尊寺の主張によれば、それは長治二年（1105）のことだとされています（『中尊寺経蔵文書』、建武元年八月日、中尊寺衆徒等申状）。

以上のことは何を意味するか。私たちはこのように考えています。中世というのはいわゆる武士の時代、農村に本拠を置く在地領主の時代です。しかし考えてみればあたりまえの話ですが、同じ武士でも、奥州藤原氏のように奥羽の広大な地域を支配する統治権力者は、農村だけをおさえても支配はできません。「支配の脈官系統」という言葉を私たちは使っていますが、奥羽両国を支配するためには、奥羽を貫く幹線交通体系と、交通の要地にある政治・軍事・経済の拠点、これらを押さえなければなりません。重要な寺社も掌握する必要があります。いま述べた「寺塔已下注文」の最初の記述というのは、まさに清衡が、そうした「支配のネットワーク」の形成を行ったんだということを物語るものです。しかも、中尊寺が創建された長治二年（1105）というのは、後三年合戦が終わった寛治元年（1087）から18年たっております。それだけの時間がかかるんですね。つまり、軍事的な勝利のあとに、いまいったような支配の脈官系統を整え、ネットワークを作っていく。人間の移動もあるでしょう。そうしたことが一定の時間をかけて進化したのだと思われまます。そういったことをふまえながら北奥の建郡の歴史を復原していったらどのようなことになるか。

私の考えは、清原真衡が戦後鎮守府將軍に任命されたことから考えて、延久二年の蝦夷征討戦はそれなりの成功を取めたと考えています。しかし、それが完全に成功し、津軽海峡に面する外浜まで平定したかという、かなり疑問です。むしろ、外浜＝津軽海峡まで平定が完了したのは、遠藤先生が言うように十二世期の初頭、陸奥守兼鎮守府將軍藤原基頼の時期まで下がるかとみ方がよい。そのほうが、平泉藤原氏初代の清衡時代に外浜までの奥大道の整備が行われたという、先の「寺塔已下注文」の記事とも符合するわけです。つまり、平定と建郡の進行には何段階かあった。

そのことは、文献史料や、後世の記録、あるいは伝承などから、ある程度証明することができます。入間田先生は、出羽の平鹿郡と津軽の平賀郡との郡名の一致から、平鹿郡からの住民移動があって平賀郡建郡が行われたのではないかと推測しました。私も入間田先生の真似をして、郡名の分析してみました。すると非常に面白いことに気がつく。それは、北奥の郡の名前には2つのタイプがあるのだということです。まず、南の方から、鹿角郡・比内郡・閉伊郡、そして糠部。この4つの郡（および広域行政単位）の名前は、元々この地域にあった地名がもともになっています。鹿角は、元慶の乱の際の記録に「秋田城下賊地十二村」の一つ「上津野（カヅノ）村」として登場します。比内も「火内（ヒナイ）村」として記録に見える（『日本三代実録』元慶二年七月十日条）。閉伊もまた八世紀初頭の中央の記録に蝦夷の村「閉（ヘイ）村」として記されています（『続日本紀』靈龜元年十月二十九日条）。これらは、語感からいって、いわゆるアイヌ語地名にあたるものでしょう。もう一つの糠部についても、明治時代につくられた吉田東吾「大日本地名辞書」は、もと一戸の地にあった「糠部（ヌカノブ）」という小地名が、糠部全域に拡大されたのだ、という説を紹介しています。語感からいっても、十分にアイヌ語地名の可能性はある。

それに対して、それより北の地には、「津軽田舎郡」とか「外浜」という、明らかに外部の人間、中央政府の人間が命名したことが明白な地名が存在しています。「田舎郡」とは都に対する「田舎」の果ての郡の意味で、真面目に考えたら地元の人が怒り出しそうな名前ですね。また、現在の青森から津軽半島の先端竜飛崎にかけての陸奥湾岸、ここを「外浜（そとのはま）」といいます。これも地元のもとからの地名ではない。「卒土そつどの浜」、つまり「卒土そつど＝国土がつけるところの浜」の意味で、「ここが日本国の国境です」という意味で付けられた地名です。入間田先生が強調する住民移動による郡

名の命名も、これと同様に位置づけられるでしょう。

つまり、北奥の郡名には、もとのアイヌ語地名で、エミシの村の名であったものと、国家側が中央の論理で命名したものの両方がある。それぞれがいかなる歴史の産物だったのかは、簡単ではありませんが、少なくとも、その地域に対する政治的統合のあり方が異なっていたということは間違いないと思われます。そして、そうした郡名のあり方に2つのタイプがあるということは、北奥の建郡がある時期に一気に行われたのではなく、少なくとも二段階、もしかしたらもっと多くの段階を経て進められた可能性を示している。

もう少し具体的にみましょう。入間田先生が秋田の平鹿郡からの住民移動による建郡だといった津軽平賀郡についても、実はそんなに簡単ではありません。根拠は、「平賀郡」という郡名が郡域全体の大地名ではなく、現在の南津軽郡大鰐町付近にあった小地名「平賀郷」「平賀本郷」を中心に郡が編成された結果、「平賀郡」という名が付けられたと思われることにあります。つまり「平賀」とはもともと大鰐周辺の小地名であった。文化庁の主任調査官をやられている佐々木利和さんというアイヌ文化研究者の方と津軽地方南部のアイヌ語地名を巡ったことがあります。その際、この話をしたら、「いや齊藤さん、平賀というのは秋田の平鹿とはたぶん違うと思う。平賀はアイヌ語地名の可能性があるよ」と言われた。みなさん、北海道の日高に平賀（ピラカ）という地名があるのをご存じでしょうか。アイヌの人々の集落で有名な平取町二風谷から沙流川を下った下流にある集落で（ただし現在の平賀は移転後の新集落）、語源はアイヌ語の「ピラ（崖）・カ（の上）」つまり「崖の上」です。実は大鰐周辺はそれとかなり共通した地形なんです。平川（中世には平賀川）が崖を刻んで流れていて、集落はその崖の上の台地上に営まれている。このことを佐々木さんから指摘されました。それは平賀郡が鹿角郡や比内郡と同じような郡の作り方をしている可能性があるということです。つまり、仙北の平鹿郡からの住民移住があって「平賀」の名が付いたのではない。その場合は「平賀」は小地名でなく郡域全体をさす大地名となるはず。だいたい、そうした住民移住があったならば、何らかの伝承が寺社縁起などに残るはずですが、そうしたものは全く確認できません。

それどころか、面白いことに、平賀郡の北隣で先に述べた第2タイプの郡名をもつ津軽田舎郡には、第1タイプの郡である鹿角郡にあった寺社が、この地の平定に伴って田舎郡に移されたという伝承が存在します。中世の田舎郡であった現在の青森県尾上町（現平川市）には猿賀神社（中世の猿賀山）という神社がありますが、この神社の神である「猿賀大権現（深沙大権現）」は、もとは鹿角郡の猿賀野という土地に鎮座していたのが、坂上田村麻呂の東夷追討の際に田村麻呂を助け、その結果、猿賀山に勧請されたと伝えられているのです（猿賀山長命院神宮寺「天台宗縁起」、「不動院古記録」）。しかも同じ伝承は鹿角にもある。先の2つのタイプの郡名の存在とこうした伝承を合わせて考えてゆきますと、どうも北奥の建郡は何段階かに分かれて、最低でも2段階を経て行われた、そうした可能性が強くなってきます。そして、延久二年の蝦夷征討戦における清原真衡の成功とは、実は北奥南部の鹿角・比内・津軽平賀郡域の平定であり、その10年後の承暦四年（1080）の建郡も、北奥の全域でなく、この地域のみにとどまっていた可能性が高い。以上が現在私の考えていることです。付け加えれば、中世の平賀郡内にあたる現在の弘前市乳井の乳井神社（中世の乳井福王寺）には、この寺（現在は神社ですが）は、入間田先生が北奥の建郡の年とされる承暦四年の2年前、承暦二年に、白河天皇の勅願によって、「東夷調伏」のため、つまりさらに北方の蝦夷勢力の平定のため、毘沙門天を勧請

して建てられた、という縁起が伝えられている（『津軽一統志』『新撰陸奥国誌』）。北奥の2段階建郡と承暦四年前後の北奥南部諸郡の建置を伝える象徴的な伝承といえます。

最後になります。この北奥地域が平定され郡が建てられる前は、どのような社会であったかということ、「北奥の建郡」という大問題との兼ね合いで少し考えてみましょう。考古学研究で最近注目されているのが、盛岡・秋田を結ぶ線、北緯40度ラインですが、大体そのラインから北の、つまりこの時代まで日本国の直轄支配下に組み込まれていなかった北奥地域には、平安時代末期、非常に特異な集落が生まれていました。「防衛性集落」といわれるものです。

みなさんは、弥生時代の吉野ヶ里遺跡のことはよくご存じだと思います。弥生時代というのは、昔は平和な時代だと考えられていましたね。しかし研究が進んで、弥生のイメージは現在では完全に一変しました。弥生時代の主要な集落というのは、周りを環濠や土塁・柵で囲んだ環濠集落か、高い山の上に営まれた高地性集落だ。そして、弥生時代の墓を掘るとヤジリや剣の刺さった遺体が沢山出てくる。これは弥生時代が「戦争の時代」であったからだ。邪馬台国のことを記した『魏志倭人伝』にも「倭国大いに乱れ」という記述が出てきます。まさに、村同士、国同士が、覇権をかけて争った内乱の時代、これが邪馬台国を経て大和王権のもとに統合されてゆくわけですが、弥生時代というのは、そうした激動が始まり、国家というものが形成されてゆく時代なんだといわれております。しかし、この弥生の環濠集落が見つからない地域が日本列島の北と南にあるんですね。北関東以北の本州北部及び北海道と、南九州以南の九州及び琉球諸島です。ところが面白いことに、古代末期から中世初期、時期は若干ずれるんですが、ほぼ時を同じくして、日本列島の北と南のうちの北東北と沖縄に弥生の環濠集落に類似した集落が出現するのです。東北北部と北海道南部に分布する「防衛性集落（環濠集落・高地性集落）」と、沖縄のグスクです。

日本列島の北の地域で「防衛性集落」が営まれた時代は、十世紀半ばから十一世紀末ないし十二世紀初めとみられています。また、こうした集落が確認されている範囲は、南は現在の盛岡・秋田以北、北は渡島半島の南部までです。秋田県では、米代川流域の能代周辺から最上流の鹿角盆地まで流域全体に分布しており、確認された集落の数は14、東北北部・北海道南部全体の総数は可能性のある遺跡も含めれば100近くに達します。実際に存在した集落の数はその数倍にのぼるでしょう。

（注3）2005年9月に青森市で行われた蝦夷研究会青森大会シンポジウム報告集「北日本古代防衛性集落をめぐって」所載の「防衛性集落位置図・一覧表」による。

なぜこの時期、この地域に、こうした「防衛性集落」が生まれたのかということについては、まだまだわからないことが多く、議論が分かれるのですが、要するに、弥生時代の邪馬台国を中心とした西のヤマト世界にも匹敵するような社会の大激動が、平泉藤原氏が登場する前の北の地域で起こっていた。このことだけは確かです。そして、清原氏時代にどうなったか、これまた評価が分かれますが、次の平泉藤原氏時代には間違いなく消滅していった。

明らかにそれは、北奥の社会のあり方が変わった、日本国に併合された証です。そして、これと並行して、先ほど述べたような「支配の脈官系統」が作られてゆく。交通体系が整備され、政治拠点が作られ、藤原氏に縁のある寺社が造営されてゆきます。農村開発もまた大々的に行われたであります。現在では消えてしまいましたが、鎌倉・南北朝時代の古文書を見ると、平泉周辺で開発の神として祀られた「宇奈根社」という神社が津軽や糠部地方に集中的に勧請されていたことが判明しま

す。これは農村開発という点でも南の技術の導入が行われたことを物語る（大石直正「十二世紀における北奥の水田開発」）。技術は一人で歩いてきませんから、当然、人間が動いているはず。人間集団の大規模な移住もあったかもしれない。こういう大きな変動が進行し、社会全体が変わっていった。そして、少なくとも十二世紀の半ば過ぎ、二代基衡の終わりから三代秀衡の初め頃までには、北奥の「蝦夷の地」は基本的に「和人地」化されたと思われます。

その過程ではどういうことがあったのでしょうか。実は、昨日から多くの人に質問してきたのですが、本当にまだまだわからないことが多いということをお聞きされました。青森でも平泉でも、この時代の研究については困っていることがあります。そしたら秋田でも困っているんだと言われました。先ほど平泉の八重樫さんが「平泉セット」という平泉文化に特有な陶磁器セットの存在をあげたことを紹介しましたね。青森県の外ヶ浜・津軽から秋田県の北部にはそうした「平泉セット」の出る遺跡（1～5）が集中し、「平泉直轄領」ともいべき特別な地域だったと考えられていることも、すでに述べました。これらの遺跡のいくつかは、平泉藤原氏による出先機関、平泉政権の地方行政であった可能性も指摘されています。しかし現在の考古学研究的レベルからいうと、それはどんなに遡っても十二世紀の半ば以降しか確認できない。文治五年の「寺塔已下注文」によれば、初代清衡の時代に「奥大道」の整備が行われて、平泉藤原氏の支配はいまの青森＝外ヶ浜まで達していたはず。そのルートは、南の岩手郡から七時雨山を越え、湯瀬溪谷を通り、鹿角の南部を横切って、真金山峠（巻山峠）を越えて比内の独路に達し、さらに矢立峠をこえて津軽に入ったと思われます。このルート上からは、平泉型の「手づくねかわらけ」を出す秋田県で唯一の遺跡「矢立廃寺遺跡」が見つかっています。また、青森県の1～4の遺跡のうち、2の内真部（4）遺跡や3の浪岡城遺跡もまた、奥大道ルートに沿った遺跡です（第2図参照）。

しかし、現在の研究では、5の矢立廃寺遺跡は、十二世紀第3四半期以降、基衡時代後期以後の遺跡だとされています。外ヶ浜・津軽の1～4の遺跡も同じです。では清衡時代から基衡時代前期、十二世紀の前半はどうだったのか。それが青森でも秋田でもわからない。実は平泉でもよくわかっていないそうです。このことがこの時代の歴史を解明する上で大きな制約となっている。

その原因ですが、2つ問題があると聞いています。1つは、これ以前は容器として主に土器（土師器）を使っていたのが、鉄器あるいは陶磁器にかわってゆく時代である。ところが時代の判定＝編年が、土器（土師器）の編年を使ってやっているために、十二世紀については編年が完成していないということです。もう1つは、この時代は「かわらけ」や珠洲系の焼き物が入ってきていますので、それを使えば編年が可能かもしれないのですが、その研究がまだ十分に進んでいないそうです。おそらく、これらの研究が進む過程で十二世紀前半の歴史も明らかになってくるでしょう。いまの段階では、文献史料からは十二世紀前半にも平泉関係の施設があったはずですよ、としか言えないんです。

まだあります。先ほど平泉時代以前の北奥は「防衛性集落の時代」だということをお述べしました。それは十世紀半ばから十一世紀末まで続き、平泉藤原氏の登場後は消えることだけは確実です。これが津軽では十二世紀の初頭まで存続したことが、浪岡町（現青森市浪岡）の高屋敷館遺跡という防衛性集落遺跡から出土した橋脚材の年輪年代測定から明らかになっています。では鹿角ではどうなのか、比内ではどうなのか、米代川下流域ではどうなのか、わからないのです。鹿角には太田谷地館遺跡という「防衛性集落」の遺跡があるんですが、その終末時期についても、人によると十一世紀後半とい

いますし、ある人は十一世紀の前半だという。しかし、実はこの数十年に重要な意味があるんだという事は、本日詳しく述べた延久二年の蝦夷征討戦と、北奥の建部についての議論を思い返していたら、理解していただけたと思います。今後の重要な課題といえます。

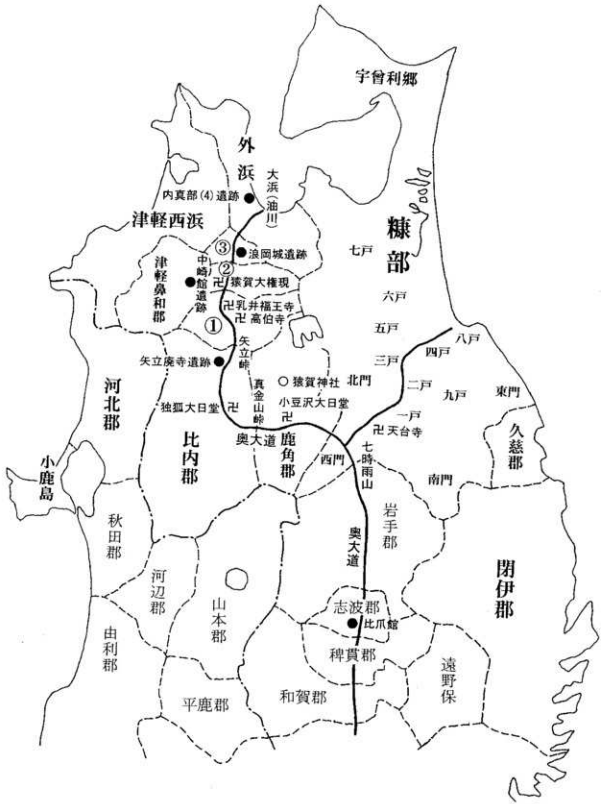
それだけに、こういった課題が解決されるなかで、平鹿郡など南の地域からの人間集団の移住が本当にあったのか、というようなことも、より具体的に明らかになってくるに違いない。昨日からの報告を聞いて感じていたのですが、これまで遺跡の発掘というのは、どうしても台地の上や丘陵の上が多く、沖積低地の発掘はまだだという状況でした。しかし、現在ようやく、この沖積地の遺跡の発掘が進み始めています。そして、最近では十三世紀や十二世紀の遺跡の発見も始まっていると聞いています。こうした調査が進む中で、古代から中世への移行期の研究は文字通り一新されてゆくでしょう。何年か先にこの報告会に出て、そういう話を聞くことを心待ちにしているということを通じて、私の話は終わりにしたいと思います。どうも長時間ご静聴ありがとうございました。

(成稿に際して、誤りを訂正し、時間の関係で省略した部分や説明の不十分だった部分を補足した。そのため、講演内容に比べてかなりの増補となっているが、論旨に変更はない。)



第1図 平泉セットを出す遺跡および出羽国内の中尊寺鎮分布図

※八重樫忠郎「平泉セットの分布図」(「平泉藤原氏の支配領域」『平泉の世界』高志書院、2002年)に出羽国の中尊寺鎮(場所が判明するもの)を加筆。



第2図 北奥羽の郡と奥大道

※①津軽平賀郡 ②津軽田舎郡 ③津軽山辺郡

向様田A遺跡出土の石製品

宇田川浩一*1・小林 克*2

向様田A遺跡は北秋田市森吉字向様田家ノ下モ8外に所在する、縄文時代晩期の遺跡である。平成12年と13年の2か年に森吉山ダム建設事業に伴う発掘調査が行われ、土坑175基、配石遺構36基をはじめとする遺構群によって、ダム建設地内を流れる小又川の流域で拠点的に営まれた墓域、祭祀遺跡であることが明らかにされている(註)。その内容は既に公開された2冊の報告書に収められているが、本稿では文化庁主催の速報展への出品のため、報告書に掲載できなかった石製品について報告する。

向様田A遺跡の発掘調査は、小又川右岸の標高135m前後の段丘面上、東西に長い7,600m²の範囲で行われた。今回、報告する石製品はこのうち土坑および配石遺構が集中した東側調査区の調査で出土したものである。東側調査区では、その南側を流れる小又川に沿って段丘礫床が広がり、その礫床中に「東部環状配石遺構」とした、段丘礫の抜き取りと積み上げで構築した遺構がある。礫床範囲の北側には北西-南東の方向で土坑群、配石遺構群が帯状に分布し、その北側には「北東部捨て場(1号捨て場)」とした東西22m、南北29mの遺物集中範囲(ST183)が、ほぼ中央には「南西部捨て場(2号捨て場)」とした東西・南北とも17mの遺物集中範囲(ST184)がある。以下に述べる石製品はこの2つの遺物集中範囲およびその周辺から出土している(第1図)。なお、出土土器からはST183・ST184とも大洞B2式期に形成が始まり大洞C2式期まで存続したことがうかがわれる。

岩版(第2図①): ST183 LP36DII No.102669)

灰白色凝灰岩製。長さ7.1cm、幅7.4cm、厚さ1.8cm。表裏面に浅く細い刻線で粗い同心円文が描かれる。図左面ではほぼ中央に円文の空白部分があり、右面ではやや右下によった位置に円文が収束する中心がある。また、側縁にも表裏面と同様の細い線が刻まれている。一端に紐を通すための穴が穿たれているが、使用によって破断している。全体に軟質で同心円文も摩滅し消えかかった部分が多い。

岩版(第2図②): ST183 LP35DII No.102668)

灰白色凝灰岩製、上辺より下辺が長く、側縁は弧状に湾曲する岩版である。長さ6.2cm、幅5.5cm、厚さ1.0cm。中央部が周縁部よりもやや厚い。表面には幅2mm前後の刻線で描かれた双頭渦文、三叉文、渦巻文、多重円文が配される。また、上下左右とも周縁に鋸歯文が施されるが、図の右側縁だけは鋸歯文の三角形の空間内に三叉文が連続して挟り込まれる。刻線内部には朱彩痕跡が残る。なお、既刊の『遺物編』報告書には本例と同じく双頭渦文、渦文、三叉文で構成される岩版が3点(第298図1、第299図1・2)あるが、出土地点は本例と同じLP35区、もしくは隣接するLO35区、LO34区である。

岩偶(第2図③): ST184 MC27III)

緑色凝灰岩製の小形の岩偶。長さ2.5cm、幅1.3cm、厚さ0.7cm。半円形に作られた頭部は水平に巡る刻線で胴部と区画され、正面中央上部にV字形の切り込みがある。胴部側縁は両側で縷れ、正面にはX字の刻線が刻み込まれ、その上下2か所に小さな凹みが彫り込まれている。下肢部正面は頭部同様にV字形の切り込みによって表現されている。裏面には頭部の水平刻線が走り、胴部は正面側のX字刻線の延長が両側の括線、また山形の刻線となって続く。

*1 秋田県埋蔵文化財センター北調査課文化財主事 *2 秋田県埋蔵文化財センター北調査課長

勾玉（第2図④）：ST183 LR35C）

緑色半透明のヒスイ製。長さ2.2cm、幅1.6cm、厚さ0.7cm、孔径3mm。L字形を呈し、腹部の折り部分が最も厚く、尾端に向かって薄くなる。頭部1か所に刻みが施される。孔は図の右側からあけられており、穿孔した面の背側に剥離が見られる。反対の面の孔周囲もわずかに整形されている。

勾玉（第2図⑤）：ST183 LP33C）

僅かに緑色透明部分があるが、全体に灰色を呈する粗雑なヒスイを原石とする。長さ2.7cm、幅2.1cm、厚さ1.1cm、孔径4mm。L字形を呈し、頭端および尾端は平坦に作られる。穿孔は図左面からなされ、反対の面の孔周囲も整形で浅く窪む。

勾玉（第2図⑥）：LO32 I No.55913）

灰白色の凝灰岩製。典型的な勾玉形状を呈してはいないが、孔の下側がのび側に腹を示す浅い折りがある。長さ1.7cm、幅1.4cm、厚さ0.9cm、孔径3mm。下端は平坦であるが、頭端は薄く作られる。穿孔は図左面からなされ、反対面孔周囲の調整はない。

小玉類（第2図⑦）：LT29 B I No.55941、第2図⑧）：LN35 A I No.55940、第2図⑨）：LT35 D、第2図⑩）：LO33 A I No.55945、第2図⑪）：MA32 C No.102646、第2図⑫）：LT38 I No.55943、第2図⑬）：MA27 A II No.55939）

⑦は僅かに緑色部分を含む灰白色の粗雑なヒスイを素材とする。径1.3cm、厚さ1.1cm、孔径2.5mm。穿孔は図左面からなされ、反対面孔周囲も僅かに調整される。⑧は緑色不透明の凝灰岩質の原石を使用。径0.8cm、厚さ0.6cm、孔径2mm。穿孔は両面からなされ、穿孔面は平坦に調整されている。⑨は緑色と灰白色の部分が混じり合うヒスイを素材とする。径0.8cm、厚さ0.6cm、孔径2mm。図左面から穿孔がなされ、反対の孔周囲も僅かに調整される。⑩も緑色と灰白色とが混じり合うヒスイを素材とする。径0.9cm、厚さ0.8cm、孔径1.5mm。図左面からの穿孔、反対の孔周囲に調整が施される。⑪は薄い緑色のヒスイ製。径1.2cm、厚さ0.9cm、孔径2mm。図左面から穿孔され、反対面孔周囲にもごく僅かに調整が施される。穿孔面、反対面ともに平坦に調整される。⑫は緑色凝灰岩質の原石を素材とする。径0.9cm、厚さ0.6cm、孔径2mm。穿孔は両面から行われ、穿孔面は平坦に調整される。⑬は穿孔しようとして放棄された未製品である。径1.1cm、厚さ0.5cm。緑色凝灰岩質の扁平小円礫を素材とし、穿孔は両面からされる。

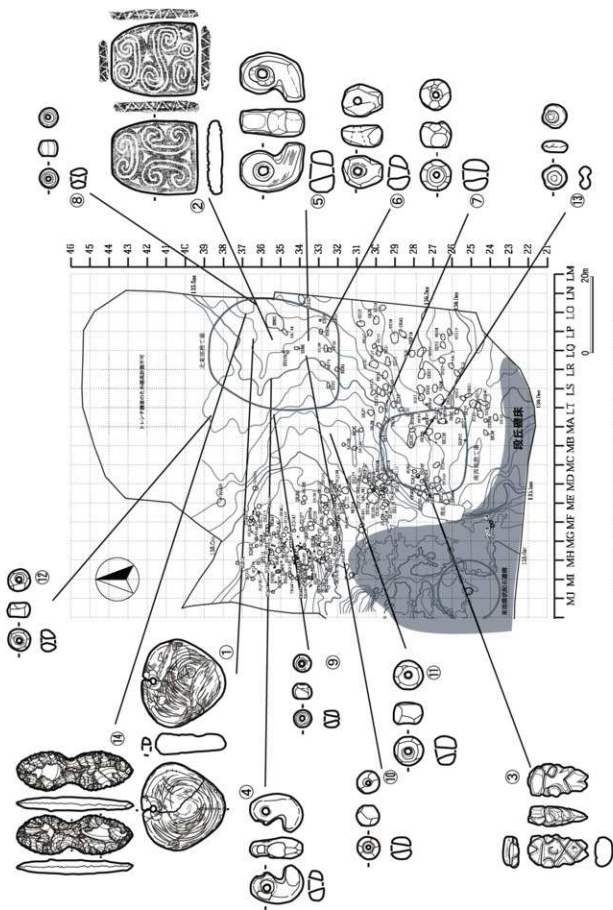
袂入尖頭器（第2図⑭）：ST183 LO36 B II No.102655）

頁岩製の両面調整の尖頭器である。長さ8.7cm、幅3cm、厚さ1.1cm。両側縁中央が狭く縮れ、縄文時代前期に東北地方および北海道で見つかる「両尖匕首」に似た形状をとるが、「両尖匕首」の両端は三角形に近いのに対し、本例は弧状の側縁となること、また小形であることに違いがある。図の左右面とも器体中央上下に広い剥離面が残るが、色調の違いから右面の剥離面はより風化の進んだ面であることがわかる。したがって素材となった剥片の腹面は左面である。周縁からの調整は両面とも幅3～8mmの細長い剥離が密に並んで丹念に施される。製作時の調整以外に使用による剥離・折損などは認められない。実用品というよりは、やはり何らかの儀器と見るべきものであろう。

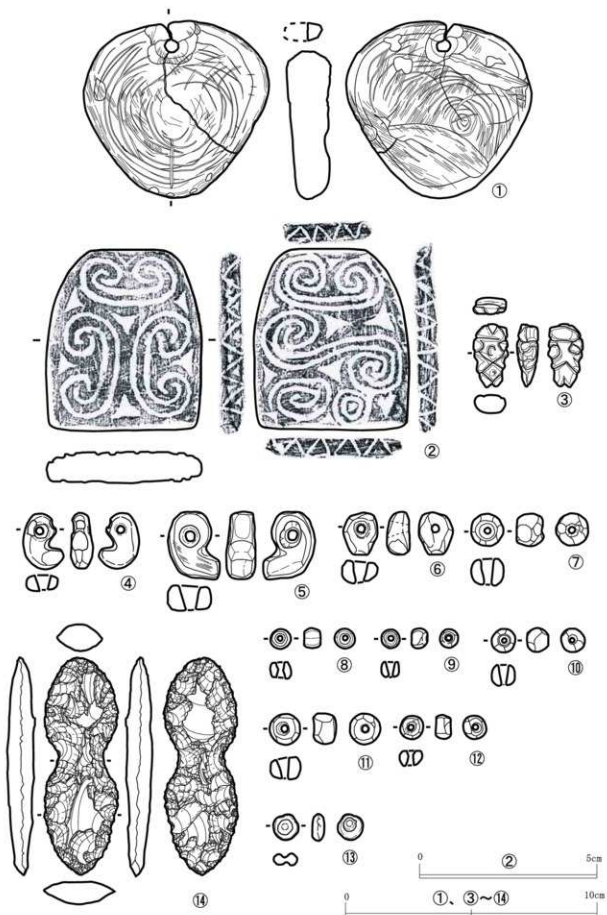
（註） 向様田A遺跡の発掘調査は以下によって報告され、今回報告の石製品については文化庁速報展図録にも収載されている。秋田県教育委員会「向様田A遺跡—森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—遺構篇」秋田県文化財調査報告書第346集 2003

秋田県教育委員会「向様田A遺跡—森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—遺物篇」秋田県文化財調査報告書第370集 2004

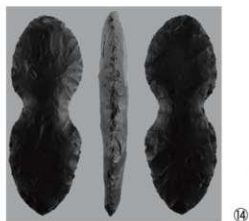
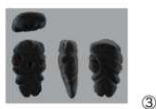
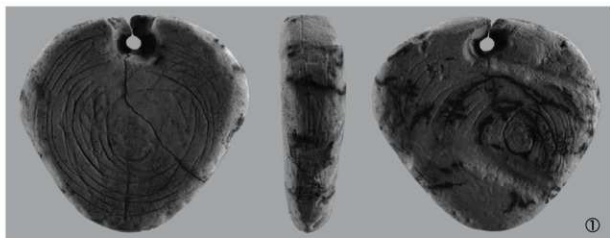
文化庁「発掘された日本列島2002 新発見考古速報」朝日新聞社 2002



第1図 向棒田A遺跡東側調査区と石製品出土位置



第2図 向様田A遺跡出土の石製品



島根経塚と開北経塚－近世礫石経塚の事例－

今野沙貴子*

1、はじめに

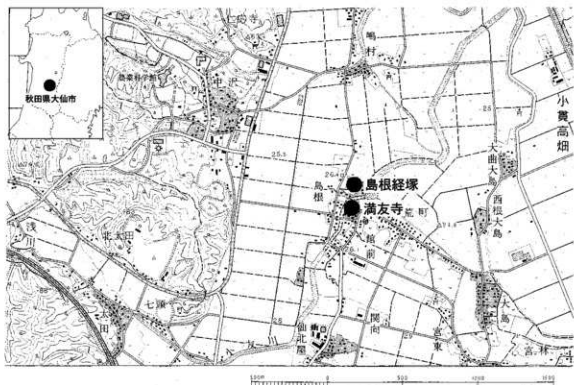
島根経塚は平成17年（2005）春、筆者が偶然に発見した石碑である。この石碑は大仙市内小友字館前の旧道沿い、庚申塔などの石碑が10基集中する地点に所在する。その後内小友満友寺の鎌田京子氏より、島根の石碑群中に満友寺と関係する石碑があることを御教授頂いた。そして平成17年（2005）5月15日、鎌田氏に現地へ同行して頂き、筆者が発見した石碑が満友寺関連のものであることを確認してもらった。石碑調査の結果、この石碑が礫石経塚の経碑であると断言するまでには至らなかったが、経塚である可能性は否定できないものと思われる。このような經典供養塔（註1）の事例は、内小友地区内でも多くは確認されていないため（今野2005 a）、今後の研究の参考としてここに紹介したいと思う。

大仙市中仙地区所在の開北経塚に関しては、以前「講の中での礫石経使用が考えられる事例」として簡単に紹介したことがある（今野2005 b）。その後の踏査により、現地で何点か礫石経を確認することができたので、今回詳細な報告を行うこととしたい。

2、島根経塚の概要

① 遺跡の環境

島根経塚は、島根集落から隣接する嶋村集落に向かって北に伸びる旧道沿いに位置する。嶋村集落



第1図 島根経塚位置図

* 秋田県埋蔵文化財センター南調査課調査研究員

は大仙市大川西根地区に属する集落であり、鳥根経塚は内小友地区と大川西根地区の境界に建立されているとすることができる。

鳥根経塚造営に関係すると伝えられる恵寶山満友寺は曹洞宗寺院であり、鳥根集落の南側に隣接する館前集落にある。満友寺は創建当時から館前にあったわけではなく、何度かの移転の末に明和3年(1766)には現在地に落ち着いたものと考えられている(今野2005a)。創建時の満友寺は内小友宇高寺にあったと伝えられており、その跡地の近くに「享保7年(1722)」造営の高寺経塚が所在する。鳥根経塚の位置は、高寺経塚から北東に1.9kmの地点にあたる。

② 遺跡の現況

石碑の集中する地点は、周囲よりも若干塚状に高くなっている。全ての石碑はこの高まりの範囲内に収まるように配置されており、旧道側に正面を見せるよう、西向きに建立されている。石碑の内訳は庚申塔5基(註2)、二十三夜塔1基(註3)、自然石1基、湯殿山三十三箇度参詣供養塔1基、墓石1基、鳥根経塚1基の合計10基である。全ての石碑が最初から現在地に建立されていたわけではなく、他の場所から移されてきたものもあると伝えられている。10基のうち紀年銘の確認できるものを、年代順にまとめる(註4)。

寛政12年(1800)・・・庚申塔1基、湯殿山三十三箇度参詣供養塔1基

文政2年(1819)・・・鳥根経塚1基

嘉永7年(1854)・・・庚申塔1基

明治33年(1900)・・・庚申塔1基

紀年銘から、寛政12年(1800)～明治33年(1900)の100年間に渡り、散発的にこの地点に石碑建立が続いたことが分かる。

鳥根経塚の正面下部は風化が進んでおり、銘文を完全に読み取ることはできなかったが、拓本により次の部分まで判読することができた。

「○(月輪)大乗妙典石ヶ人・・・」

石碑左側面には、紀年銘と願主名を確認した。銘文は以下の通りである。

「願主禪・・・

文政二(1819) 卯天七月十八日

・・・」

これらの銘文から、「願主禪・・・」が何らかの願いを込めて大乗妙典(=法華経)を供養し、石碑をつくったことが分かる(註5)。この石碑が經典供養塔の一種であるのは確実であるが、この地点から礫石経が出土したという話は伝えられておらず、この石碑を礫石経塚と断定するにはまだ情報が不足している。

③ 考察

鳥根経塚の所在する大仙市大曲地区内では現在、3例の礫石経塚が確認されている。いずれも経碑を伴う事例であるので、次にそれぞれの経碑正面の銘文を挙げる。

高寺経塚(享保7年・1722)「石経 佛 供養」

石持経塚(延享2年・1745)「奉石書法華一部供養□」

覺善寺経塚(安永10年・1781)(註6)「南無妙法蓮華経(ヒケ題目(註7))南無日蓮大菩薩」

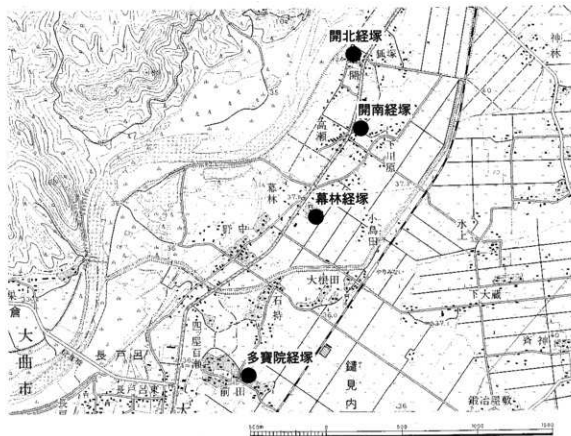
文体は異なるが、高寺経塚・石持経塚には經典を石に書写供養したことが記されており、礫石経塚の経碑となることが明白である。覺善寺経塚では題目が経碑正面に刻まれており、それだけ見ると礫石経塚とは判断しにくい。が、経碑側面を見ると礫石経を埋納した旨が記されている。表現方法に多少の違いはあるが、大曲地区の経碑には、礫石経埋納を示す言葉が明確に用いられているようである。

今回、島根経塚にその言葉を見つけることはできなかったが、「大乘妙典」という經典名と「石」らしき文字の一部分を確認している。島根経塚が、大曲地区で4例目の礫石経塚となる可能性も否定はできないだろう。また、経塚が村境に立地する点も興味深い。館前に定着した後の満友寺を考える上で、重要な資料であると言える。

2、開北経塚の概要

① 遺跡の環境

開北経塚は、大仙市長野字間・作開神社境内に所在する。作開神社は近世の「千手観音社」を前身としており、明治になってから現在の名称に改められた(中仙町郷土史編さん委員会1989b)。神社が建立されている間集落は周辺の高瀬、下川原集落などと共に近世には「枝郷」と呼ばれていたが、千手観音社はこの「枝郷」の鎮守であった。現在神社に伝わっている馬頭観音座像には「文化6年(1809)」の墨書が確認されている。また、境内に一對の石灯笼が奉納されているが、そのうちの一つには「萬延元年(1860)」の紀年銘が見られる。



第2図 開北経塚周辺図

② 遺跡の現況

作開神社の境内入口、参道に面して北向きに石碑が2基建立されている。向かって右側が自然石、左側が二十三夜塔である。自然石に関しては、銘文を確認することはできなかった。風化により銘文が消滅してしまったとも考えられるが、中仙地区内では自然石が信仰と対象として建立されている例が他にも見られるため(註8)、建立当初から手が増えられていなかった可能性もある。二十三夜塔については、現在では風化により、紀年銘を判読することが困難な状態になっているが、先学により「文化〇〇年」「文化2年(1805)」「中仙町郷土史編さん委員会1989a・b」と報告されているので、文化年間(1804~1817)の建立と考えることができる。

2基の石碑の周辺に多くの川原石が散在しており、特に石碑後方に集中して分布している。それらの中に礫石経が含まれているのを確認することができた。墨書が残っていた8点のうち、文字を判読できるものは次の3点である。

「美」・・・長軸5.2cm、短軸5.0cm、厚さ1.1cm、二十三夜塔脇(東側)で発見。

「三」・・・長軸4.9cm、短軸3.3cm、厚さ1.1cm、二十三夜塔東側石灯篭後方で発見。二十三夜塔と石灯篭は数メートル離れている。

「善」・・・長軸4.0cm、短軸2.5cm、厚さ1.6cm、自然石後方で発見。

今回確認した礫石経は全て一字一石経で、石の片面のみに文字が墨書されているものがほとんどである。礫石経は一方の石碑周辺のみ偏った分布はしてはいないことから、2基の石碑が建立された後に周辺に撒かれたものと考えられる。

③ 研究史

開北経塚の存在が文献上に紹介されたのは、平成元(1989)年のことである。経塚についての主な記述としては、次の2つを挙げることができる。

(イ)「経塚 長野作開神社境内 境内入口右側に無刻の石がありこれが経塚で、一字一石経が埋められている。」(藤田1989a)「観音堂経塚 中仙町長野字開・作開神社境内「作開神社」(古い名称観音堂)境内に自然石がのせられ、一字一石経が出ている。」(藤田1989b)

(ロ)「中仙町長野字開、作開神社の境内には、文化〇〇年九月六日と陰刻された二十三夜碑(高さ五〇センチ、幅四〇センチ)があるがこの碑は一字一石経、及び稀に一石多字を含む古い経塚の経石の上に建てられており、・・・」(中仙町郷土史編さん委員会1989a)

以上の報告を比較すると、経碑が最大の問題点として浮上してくる。開北経塚を解釈する時、経碑を「無刻の自然石」とする説と、「文化年間(1804~1817)建立の二十三夜塔」とする説の二通りの見方がなされてきたようである。筆者は本経塚を、以前報告した大仙市鏡見内の幕林経塚と同様な性格を持つものと捉えている(今野2005b)。以下に幕林経塚を比較対象にしなが、本経塚についてまとめたい。

④ まとめ—今後の課題

本経塚と幕林経塚を比較すると、次の3点が共通点として挙げられる。

(イ)「経典名を刻した経碑以外の石碑が遺跡を構成している点」

(ロ)「川原石が石碑群周辺に散在しており、その中に礫石経が含まれている点」

(ハ) 「石碑が神社境内入口に、参道に面して位置している点」

まず(イ)(ロ)に関してであるが、幕林経塚は出羽三山碑、庚申塔、自然石、象頭山塔(金毘羅塔)(註9)で構成され、開北経塚は二十三夜塔と自然石で構成されている。経塚以外の石碑の周辺に礫石経が撒かれている事例は、秋田県内では今のところこの2例しか確認されていないが、中仙地区外にも類似の遺跡は存在しているものと思われる。土坑や石組みといった明確な埋納施設を持たない礫石経出土事例を検討する上で、上記の2例は大きな役割を果たす資料であろう(註10)。

(ハ)は、礫石経を伴う近世の民間信仰碑がどのような場所に建立されるのかを考える上で、今後一つの参考になるデータである。庚申塔や二十三夜塔といった民間信仰碑は、神社境内に限らず路傍などにも多く見られる。民間信仰碑は人々が聖地と捉えている場所に建立されるものであるため(今野2005b)、神社境内の石碑と路傍の石碑との間に差異が設けられているとは考えにくい、今のところ後者に礫石経が伴う事例は報告されていない。今後はその点も念頭に置きながら、資料の充足に努めたいと思う。

2遺跡間で大きく異なる点は、「石碑群に土盛りが伴うかどうか」である。幕林経塚の石碑群が土盛り上に配置され、礫石経も土盛り上で確認できたのに対し、本経塚では全く土盛りが設けられていなかった。幕林経塚には天保4年(1833)～天保5年(1834)の紀年銘が見られ、本経塚の文化年間(1804～1817)との間にそれほど時間差はない。2遺跡が至近距離に位置することも考慮しながら、土盛りの有無の原因はどこにあるのかを検討していく必要があるだろう。「講による儀式を開くため、屋外に設けられた聖地」で礫石経が使用された可能性について、引き続き追究していきたいと考えている。

4. おわりに

「経塚」は末法思想に基づき、56億7千万年後の世にまで經典を護り伝えることを目的として、人々の様々な願いと関わりながら平安時代につくられ始めたと考えられている(註11)。その後時代が下るにつれて、末法に備えた「経塚」の造営目的は次第に薄れていくが、性質や形態を変えながらも「経塚」造営は続き、近世には本稿で紹介したような礫石経塚が主流となった。一時造営が下火になった時期もあるとはいえ、「経塚」は非常に長い期間に渡って継続的に築かれてきたものであり、遺跡数は相当な数になる。だが、経塚には全くの偶然で発見される場合が非常に多いため、十分に調査されないまま遺構の状態、遺物の出土状況等がうやむやになってしまった事例、遺跡自体が消滅してその存在すら伝わらない事例も決して少なくない(今野2004・2005a・b)。徐々に発掘調査例も増えてきてはいるが、昔偶然に発見された「経塚」の情報をできる限り整理し、後世に伝えていくことも必要なことと考えている。

昨年から秋田県内の礫石経塚を報告する機会を与えて頂いたが、今回紹介した島根経塚・開北経塚はその過程で出会うことのできた遺跡である。今回の2遺跡を含め、今まで報告させて頂いた礫石経塚は、地元の人達によって守られ、信仰され続けてきた幸運な事例ばかりであった。身近な文化財が人々の生活の中に溶け込み、人々の心の支えとなりながら伝え続けられている事実に触れることができて、非常にうれしく思っている。これまでの調査の過程で力を貸して下さいました。この場を借りて改めて御礼申し上げ、文章の結びとしたい。どうもありがとうございました。

(註1) 經典供養塔とは次の3つに大別される(芦田1975)。

(イ) 刻経塔・・・經典の名称や経文、真言等を刻んだ石塔。代表的なものとして宝篋印塔が挙げられる。

(ロ) 説誦塔・・・經典を唱えた方法、回数等の内容を記録した石塔。特定の經典を唱えた記念に建立された。

(ハ) 納経塔・・・写経したことや、その經典を社寺に奉納したり埋経(經典を地に埋めること)した内容等を記録した石塔。

礫石経塚の「経碑」は(ハ)に含まれるが、形態は多様である。例えば、(イ)の代表的な石塔とされる宝篋印塔が経碑になっている事例も見られ、秋田県内では男鹿市本明寺経塚、能代市徳昌寺経塚などがある。

(註2) 60日ごとに巡ってくる庚申の夜を眠らずに過ごすための集まりを「庚申講」といい、庚申塔はその講によってつくられた石碑である(今野2005b)。

(註3) 朝から心身を清めて月の出を待ち、供え物をして集まった者達が飲食を共にする講を「月待ち」という。そのうち、毎月23日に行われるものを「二十三夜の月待ち」と呼び、その講によってつくられた石碑を「二十三夜塔」という(中仙町郷土史編さん委員会1989a)。

(註4) 「弘化(1844~1847)」銘の庚申塔が1基あるが、これについては別の地点から移転された石碑であることが分かっているので、本文中には挙げないことにした。別地点から移転されたのは、「弘化」銘庚申塔と自然石の2基である。

(註5) 菅江真澄の満友寺に関する記録に、「・・・○十三世仏印祖教和尚、文政三年(1820)十一月朔日化○十四世現住親宜慧音和尚 文政十年(1827)六月筆記・・・」とある(内田・宮本1978)。これによると、13世仏印祖教が文政3年(1820)に亡くなり、文政10年6月の時点で14世親宜慧音が住職であったようである。鳥根経塚造営の「文政2年(1819)」に近い時期に、満友寺にいたと考えられるのはこの2名であるが、「願主禪・・・」との関連は明らかではない。名前に「禪」の文字を使っている人物も初代から14世までにはおらず、願主が誰であるかについてはまだ検討が必要である。

(註6) 覺善寺は大仙市角間川町に所在する日蓮宗寺院である。経塚は同寺境内入口にあり、日蓮の五百遠忌につくられたものと伝えられている(秋田魁新報社出版部1997)。

(註7) 日蓮宗独特の書体で、文字の一部の字格がヒゲのように長くはねる(原・荒井1975)。

(註8) 同じ中仙地区内の幕林経塚にも自然石が1基あり、開南経塚もマウンド上に3つの自然石がのせられた形態をしている。また、中仙地区ではコウセンサマと称する長い石や、田神石・雷神石などと呼んだ自然石を屋敷神とする家も少なくなかったとされる(中仙町郷土史編さん委員会1989c)。

(註9) 幕林経塚の象頭山塔(金毘羅塔)は、庚申塔・甲子塔も兼ねている(今野2005b)。

(註10) 山本郡琴丘町・宝竜前遺跡では発掘調査時に遺構外から礫石経が出土しており、近世のものだと推測されている(琴丘町教育委員会1978)。宝竜前遺跡の礫石経出土状況は開北経塚、幕林経塚と似通っており、3遺跡間で礫石経の用いられ方が同じであった可能性も考えられる。地表面に撒かれたような状態で礫石経が確認できる事例は県内ではまだ少ないが(今野2005b)、いずれ宝竜前遺跡のような事例にも考察が加えられるように情報を整理・集成していきたいと考えている。

(註11) 現在、遺物が確認されている最古の経塚の事例は、寛弘4年(1007)の藤原道長による大相国(奈良県)金峯山経塚である。この埋経については、道長の日記「御堂問白記」にも記されている。

【参考文献】

- 泉敏夫・荒井広祐1975「題目塔」『日本石仏事典』雄山閣出版株式会社 P 119～121
- 秋田魁新報社出版部1997「本妙山覺善寺」『心のふる里「秋田のお寺」』秋田魁新報社 P 269
- 芦田正次郎1975「經典供養塔総説」『日本石仏事典』雄山閣出版株式会社 P 255
- 内田武志・宮本常一1978「月の出羽路 仙北郡八」『菅江真澄全集』第7巻 未来社 P 283～284
- 琴丘町教育委員会1978「宝童前遺跡緊急発掘調査報告書」P 24
- 今野沙貴子2004「瓦経考」『博古研究』第28号 博古研究会 P 1～22
- 今野沙貴子2005 a「大曲市内小友の礎石経塚」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第19号 秋田県埋蔵文化財センター P 77～86
- 今野沙貴子2005 b「大仙市鍾見内の礎石経塚二例」『秋田考古学』第49号 秋田考古学協会 P 98～108
- 中仙町郷土史編さん委員会1989 a「石造神仏塔」『中仙町史』文化編 中仙町 P 246～250
- 中仙町郷土史編さん委員会1989 b「神社の歴史と現況」『中仙町史』文化編 P 65～67
- 中仙町郷土史編さん委員会1989 c「屋敷神、地藏堂」『中仙町史』文化編 P 215
- 藤田秀司1989 a「中仙町の民間信仰碑」『太田町と周辺の民間信仰碑』太田町公民館 P 36
- 藤田秀司1989 b「中仙の塚」『中仙町史』文化編 中仙町 P 334

（追記）平成18年（2006）3月、満友寺前任職鎌田龍公氏よりお葉書を頂き、鳥根経塚の願主は満友寺12代目の住職「機哲」である可能性が高いということを御教授頂いた。「機哲」は、「禅教」と号していたという。鳥根経塚の調査に御協力して下さいました鎌田夫妻に、心から感謝申し上げたい。



写真1 島根経塚近景（北西から）

↑ 島根経塚は旧道沿いの高まり上に位置し、周辺には庚申塔などの石碑が10基集中している。写真右側、松の木の左隣に見える石碑が島根経塚である。



写真2 島根経塚石碑（北西から）

↑ 石碑正面下方は風化のため、銘文が判読できなくなっているが、「大乘妙典」の文字は肉眼でも読みとれる。石碑左側面には、「文政二」年(1819)銘がある。



写真3 作開神社近景（南西から）

↑ 鳥居の右側に石碑を2基確認できるが、これが開北経塚である。石碑は神社参道に面するよう、北向きに建立されている。



写真4 開北経塚近景

↑左が二十三夜塔、右が銘のない自然石である。2基の石碑周辺に、川原石が散在する。



写真5 開北経塚礎石確認状況

↑(左)南から「養」の文字が墨書された一字一石経。二十三夜塔の左脇(東側)で確認。
(右)北から「菩」の文字が墨書された一字一石経。自然石後方で確認。



←(左)「養」
(右)「菩」
写真5で確認の礎石経。

写真6 開北経塚礎石経—「養」と「菩」文字が良好に残っているもの



写真7 開北経塚礫石経一「三」と「武」？ 文字が良好に残っているもの
↑(左)「三」 二十三夜塔より数メートル東にある石灯笼の後方(南側)で確認。
(右)「武」？ 二十三夜塔周辺で表採。

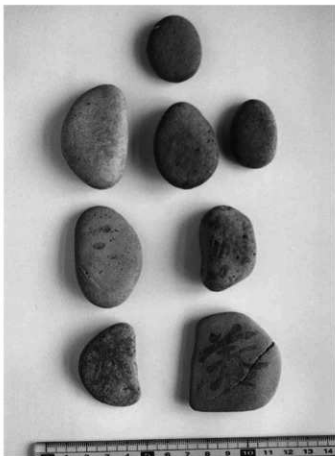


写真8 今回確認の礫石経8点(文字の判読できない礫石経も含む)
↑裏面にも墨書の痕跡らしきものが見られる資料もあるが、状態が悪く判然としない。
二十三夜塔左脇(東側)で確認したもの4点、二十三夜塔近くで確認したもの1点、
自然石後方で確認したもの2点、それ以外の地点で確認したもの1点の、計8点である。

秋田県内遺跡出土試料の¹⁴C年代測定（その2）

国立歴史民俗博物館・年代測定研究グループ

概要

昨年度（小林ほか2005）に引き続き、秋田県内遺跡の出土土器付着物について加速器を用いた年代測定を行ったので、その結果を報告する。試料は、小林らが、2003年度および2005年度に秋田県埋蔵文化財センター南調査課および北調査課において採取した。このうち2003年度は、土器付着物169試料を採取した。今回測定したのは、昨年度に主に測定対象としていた砕濁遺跡、虫内I遺跡、向様田A遺跡および昨年度は測定結果を得ることができなかった日廻倍B遺跡について、測定作業を継続して得た測定結果である。2005年6月に採取した試料は、北秋田市向様田D遺跡の縄文晩期土器29点から付着物39試料を採取した。資料の大凡の所属土器型式は、発掘調査報告書及び秋田県埋蔵文化財センターの小林克氏の見解によるものである。

試料の前処理は、年代測定グループが行い、AMSによる¹⁴C年代測定は、主に（株）パレオ・ラボ社によるものである。測定結果は、計測値（補正）とともに実年代の確率を示す較正年代値を示した。また、その根拠となった較正曲線を示した。

この遺跡の年代測定の目的は、秋田県内出土試料による縄文時代の年代を調べることであるが、特に縄文晩期の実年代が、推定可能な測定結果を得ることができた。

1 採取試料と炭化物の処理

今回は、昨年報告した砕濁遺跡、虫内I遺跡、向様田A遺跡などの残りの試料、特に前回は炭素量不足で測定を保留した試料について、改めて保存していた試料を前処理したものを含む。これら再処理した試料については、AKT-164-(re)というように、reの記号を付した。最終的に9点の測定結果を加えることができた。

2005年度に新たに採取した向様田D遺跡については、AKT-201からの番号を付し、かつ可能なものは同一個体から部位・内外面を別に採取可能な場合は、AKT-204-a～c というように符号を付して区分した。AKT201～229の試料について前処理し、11点の年代測定を行った。合計で、20点の測定結果について報告する。

試料については、注1に示す手順で試料処理を行った。（1）前処理の作業は、国立歴史民俗博物館の年代測定資料実験室において小林謙一、新免歳靖、村本周三、（2）燃焼と（3）グラファイト化の作業は、AKT-063-(re)については坂本稔が行い、その他についてはパレオ・ラボ社に委託した。

3 測定結果と暦年較正

AMSによる¹⁴C測定は、AKT-063-(re)は2004年度に東京大学大学院工学研究系タンデム加速器施設（機関番号MTC）で同時に調製した標準試料とともに松崎浩之が測定した。その他は2005年度に（株）パレオ・ラボ社（機関番号PLD）へ委託して行った。

測定結果は、注2に示す方法で、同位体効果を補正し、暦年較正年代を算出した。

4 測定結果について

測定結果については、別稿において検討を加える。

この分析は、平成17年度科学研究費補助金（学術創成研究）「弥生農耕の起源と東アジア-炭素年代測定による高精度編年体系の構築-」（研究代表 西本豊弘）の援助を得ている。

暦年校正については今村峯雄の方法に従う。本稿は、概要について西本豊弘、注について坂本稔、村本周三、新免歳靖、松崎浩之の記述をもとに、小林謙一がまとめた。

<注1>

(1)前処理：酸・アルカリ・酸による化学洗浄（AAA処理）。

AAA処理に先立ち、土器付着物については、アセトンに浸け振とうし、油分など汚染の可能性のある不純物を溶解させ除去した（2回）。AAA処理として、80℃、各1時間で、希塩酸溶液（1N-HCl）で岩石などに含まれる炭酸カルシウム等を除去（2回）し、さらにアルカリ溶液（NaOH、1回目0.01N、3回目以降0.1N）でフミン酸等を除去した。アルカリ溶液による処理は5回行い、ほとんど着色がなくなったことを確認した。さらに酸処理（1N-HCl、12時間）を行ってアルカリ分を除いた後、純水により洗浄した（4回）。

試料の重量について、AAA処理を行った量（処理量）、処理後回収した量（回収量）、二酸化炭素を得るために燃焼した量（燃焼量）、精製して得られた二酸化炭素の量に相当する炭素量（ガス）をmg単位で、処理した量に対する回収量の比（回収／処理量比）、燃焼量に対する炭素相当量の比（炭素含有率）を、%で表2に記す。今回測定できた試料は、炭素含有率が40～60%と、土器付着物としては高い炭素含有率であり、良好な年代測定用試料といえることができる。

(2)二酸化炭素化と精製：酸化銅により試料を燃焼（二酸化炭素化）、真空ラインを用いて不純物を除去。

AAA処理の済んだ乾燥試料を、500mgの酸化銅とともに石英ガラス管に投じ、真空に引いてガスバーナーで封じ切った。このガラス管を電気炉で850℃で3時間加熱して試料を完全に燃焼させた。得られた二酸化炭素には水などの不純物が混在しているので、ガラス製真空ラインを用いてこれを分離・精製した。

(3)グラファイト化：鉄触媒のもとで水素還元し、二酸化炭素をグラファイト炭素に転換。アルミ製カソードに充填。

1.5mgの炭素量を目標にグラファイトに相当する二酸化炭素を分取し、水素ガスとともに石英ガラス管に封じた。これを電気炉でおよそ600℃で12時間加熱してグラファイトを得た。ガラス管にはあらかじめ触媒となる鉄粉が投じてあり、グラファイトはこの鉄粉の周囲に析出する。グラファイトは鉄粉とよく混合した後、穴径1mmのアルミニウム製カソードに600Nの圧力で充填した。

<注2>

年代データの¹⁴C BPという表示は、西暦1950年を基点にして計算した¹⁴C年代（モデル年代）であることを示す（BPまたはyr BPと記すことも多いが、本稿では¹⁴C BPとする）。¹⁴C年代を算出する際の半減期は、5,568年を用いて計算することになっている。誤差は測定における統計誤差（1標準偏差、68%信頼限界）である。

AMSでは、グラファイト炭素試料の¹³C/¹²C比を加速器により測定する。正確な年代を得るには、試料の同位体効果を測定し補正する必要がある。同時に加速器で測定した¹³C/¹²C比により、¹³C/¹²C比に対する同位体効果を調べ補正する。¹³C/¹²C比は、標準体（古生物belemnite化石の炭酸カルシウムの¹³C/¹²C比）に対する千分率偏差 $\delta^{13}\text{C}$ （パーミル、‰）で示され、この値を-25‰に規格化して得られる¹³C/¹²C比によって補正する。補正した¹³C/¹²C比から、¹⁴C年代値（モデル年代）が得られる。 $\delta^{13}\text{C}$ 値については、加速器による測定は同位体効果補正のためであり、必ずしも¹³C/¹²C比を正確に反映しないこともあるため、表2には参考値として（）を付して記載する。試料に残余があるものは、前処理したサンプルを分与して、（株）昭光通商に委託し、安定同位体質量分析計により、 $\delta^{13}\text{C}$ 値を測定した結果を表2に記す。

測定値を較正曲線IntCal04（¹⁴C年代を暦年代に修正するためのデータベース、2004年版）（Reimer et al. 2004）と比較することによって暦年代（実年代）を推定できる。両者に統計誤差があるため、統計数理的に扱う方がより正確に年代を表現できる。すなわち、測定値と較正曲線データベースとの一致の度合いを確率で示すことにより、暦年代の推定値確率分布として表す。暦年較正プログラムは、国立歴史民俗博物館で作成したプログラムRHCAL（OxCal Program）に準じた方法を用いている。統計誤差は2標準偏差に相当する、95%信頼限界で計算した。年代は、較正された西暦 cal BCで示す。（）内は推定確率である。

<参考文献>

- 今村峯雄2004「課題番号13308009基盤研究（A・1）（一般）縄文弥生時代の高精度年代体系の構築」（代表今村峯雄）
小林謙一・坂本稔・尾寄大真・新免歳靖・松崎浩之・小林克2005「秋田県内遺跡出土試料の¹⁴C年代測定」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第19号
Reimer, Paula J. et al. 2004 IntCal04 Terrestrial Radiocarbon Age Calibration, 0-26 Cal kyr BP Radiocarbon 46 (3), 1029-1058 (30).

秋田県内出土試料の¹⁴C年代測定結果について

小林謙一(国立歴史民俗博物館)*1、小林 克(秋田県埋蔵文化財センター)*2

はじめに

昨年度に報告した秋田県内の炭素14年代測定では、縄文後期から弥生前期における土器付着物20点について報告した。今年度は、縄文時代晩期前半を中心に、測定例を重ねたので、その結果について、年代測定研究グループとして前稿で報告した。ここで改めてその資料について、考古学的な説明を加え、測定結果の解釈について、記すことにする。なお、2005年度には、美郷町(旧仙北郡千畑町)中屋敷Ⅱ遺跡第2次調査出土土器においても縄文晩期前半の土器9点の付着物12試料について測定している。これについては、発掘調査報告書を参照されたい(小林ほか2005)。

また、昨年度の報告では、較正年代について、INTCAL98を用いているが、2004年度末にIntCal04として較正曲線が改訂されたため、今回の報告においてはIntCal04を用いた。ただし、新しい時期の較正曲線については、用いるデータに大きな変更はないが、較正曲線の統計処理に変更があるために若干の差異がある。ただし、縄文時代晩期～弥生前期ころの較正年代の算出には、大きな影響はない。

1. 測定試料

図3に測定試料を採取した土器実測図を各遺跡報告書から集成した。既に昨年度の報告において日廻倍B遺跡、向様田D遺跡を除いては遺跡の概略を述べている。

砕濁遺跡出土土器(AKT-063-(re))は口縁がやや内湾気味に立ち上がる深鉢形土器口縁部片で、口縁の湾曲程度からおそらく4単位程度の波頂部をもつと推定される。口縁下の文様帯には、縄文を地文として両側を比較的細く鋭い沈線で縁取った粘土紐貼付の2条隆帯があり、一部で上下が連結して杵状文を構成する。口縁部文様帯下には横位回転のRL縄文を地文として、口縁部文様よりはやや浅く広い2条1単位の沈線で曲線的な構図が描かれる。十腰内I式の古段階に比定されよう。

虫内I遺跡出土土器(AKT-082-(re):図無し)は報告書未掲載の資料であるが、全面にLR縄文が左上→右下方向で回転施文された深鉢形土器の胴部片である。細別時期の特定は難しいが晩期前葉の粗製土器であろう。

日廻倍B遺跡出土土器(AKT-135-(re))は口縁および底部を欠く深鉢形土器であり、胴部はバケツ形に直線的にすはまる。口縁と胴部の境には4ヶ所で渦を巻く粘土紐貼付の隆帯が、上面に刺突列、両側に沈線を添えて巡る。渦の部分で隆帯、沈線ともに口縁部に向かってせり上がる。胴部はLR縄文が縦位に回転施文される。本資料は日廻倍B遺跡Ⅰ～Ⅲ段階のうち、最初のⅠ段階(Ⅳ群c類)に属すると報告された八戸市葦窪遺跡出土の資料に近い後期初葉の土器である。なお、日廻倍B遺跡は砕濁遺跡同様に秋田県北部の阿仁川支流小又川流域に位置する遺跡であり、45軒以上の住居群からなる後期初葉中心の集落跡が確認されている。本資料も住居跡内の炉に使用された埋設土器の一つである。

向様田A遺跡出土土器(AKT-139-164-(re))は、砕濁遺跡、日廻倍B遺跡と同様、小又川流域に位置する晩期前葉を中心とする墓域からの出土資料である。AKT-139は口縁部が短く屈曲外傾して

*1 国立歴史民俗博物館研究部考古研究系助手 *2 秋田県埋蔵文化財センター北調査課長

立ち上がり、胴部はその上位で膨らんで緩いカーブをもって下りる鉢形土器である。口縁部はさざ波状を呈し、屈曲部の上下を区画した沈線の間に2段の刺突列が施される。胴部はLの一段燃の縄文を横位回転施文する。AKT-143は口縁部が短く屈曲して立ち上がり、胴上部で膨らんで緩いカーブをもって下りる台付鉢形土器である。口縁部は同じくさざ波状を呈し、胴部にはLR縄文が横位回転施文され、口縁の屈曲部では縄文を地文として3条の平行沈線が施される。いずれも報告においては大洞C1式とされるが、口縁内面に沈線が巡らない点、また、胴部プロフィールが下部においても直線的にならずやや膨らんで下りる点で、それよりやや旧く大洞B-C式の新しい部分に置かれるのではないかと考える。AKT-152は口縁部が短く屈曲して外側に開き、胴上部に最大径をもって直線的に下りる台付鉢形土器である。口縁内面に1条沈線が巡り、口縁の屈曲部下には3条の平行沈線が施され、1か所に縦長の瘤が貼り付けられる。胴部はRL縄文が縦位回転施文される。AKT-164-(re)も口縁屈曲下に施文される沈線が2条であることを除けば、AKT-152とほぼ同じ器形、文様構成をとる台付鉢形土器である。これらは、いずれも大洞C1式に比定される。AKT-153は屈曲した胴部との境から口縁部～頸部が大きく外傾して立ち上がり、扁平な胴部、半ばに膨らみをもつ台部からなる台付鉢形土器である。口縁上には三叉に分かれた山形の突起が並び、上下を沈線で区画された口縁～頸部の文様帯中に、上下沈線から伸びた入組三叉文と弧線文が描かれる。頸部胴部の屈曲部下の膨らみの部分には短沈線列が施され、口縁～頸部と胴部の間を画す。胴部にはLR縄文を左上～右下方向で回転施文した上に、通常、注口土器注口下部に多く施文される「ノ字文」(小林:2003)が4単位施される。大洞B2式に比定される土器である。AKT-159-(re)は球胴の台付鉢形土器である。緩く屈曲して立ち上がる頸部文様帯には、横位回転施文されたLR縄文を地文として変則的な入組帯縄文が施される。向様田A遺跡での晩期土器は大洞B2式以降が中心であるが、本例も報告では大洞B2式として扱われている。しかし、頸部文様帯のモチーフを評価すればむしろ大洞B1式に近いと思われる。

向様田D遺跡出土土器(AKT-204-c~AKT-227)は、向様田A遺跡に隣接する晩期前葉を中心とした時期の盛土遺構からの資料である。AKT-204-cは口縁部が外傾して立ち上がる深鉢形土器である。口唇部には刻目列が施される。口縁部には沈線状のミガキ調整が施された後、斜位の細沈線が列状に残るが、いずれも一定のモチーフを意図したものではなく、器面を無文平滑にするための調整で残された痕跡である。沈線状の調整は胴部との境で強めに施され、段差となって現れる。胴部にはLR縄文が斜位に施される。大洞BC式に比定される。AKT-205-aは口縁部がやや外反気味に開き、胴部中央で緩く膨らむ深鉢形土器である。口唇上には刻目列が施され、口縁部から肩部にかけての文様帯中には上限1条、下限2条の沈線を巡らした中に、上下で2股に分かれるクランク状沈線が描かれる。胴部はLR縄文が横位回転施文される。大洞BC式に比定される。AKT-207は口縁部が屈曲して開く深鉢形土器である。口縁部の文様帯には上限を1条、下限を2条の沈線で画した中に、右上～左下の方向で末端が咬み合う沈線が連続して描かれ、上下文様帯界線との間にできた三角形の空間に縦位の短沈線を満たし全体として半歯状文を構成する。胴部にはRL縄文が横位回転施文される。大洞B-C式に比定される。AKT-209は口縁～頸部が外反して開く波状口縁の深鉢形土器である。LR縄文の横位回転施文を地文とし、口縁の波頂部下には三叉文の陰刻、波底部には2条の弧線が、そして、頸部には間を無文とした2条の平行沈線が施される。胴部はLR縄文が横位回転施文される。大洞B1式に比定される。AKT-215は口縁部が内湾気味に立ち上がる深鉢形土器である。口唇部には刻目列が施さ

れ、口縁下には3条の平行沈線が施され、胴部はLR縄文が横位回転施文される。大洞C1式に比定される。AKT-216は口縁上端が短く屈曲外傾し、胴部は直線的に下りる深鉢形土器である。口唇上には間に刻目列を施して2個1対のB突起が並ぶ。口縁下文様帯には3条の平行沈線が巡り、胴部との境の沈線には横位の瘤が1か所貼り付けられる。胴部はLR縄文が横位回転施文される。大洞C1式に比定される。AKT-217は口縁が短く直立し、胴部上半で緩く膨らんで下りる台付の深鉢形土器である。口唇上はさざ波状に刻目列が施され、口縁部の文様帯には右上-左下の方向での斜位沈線が描かれ、口縁直下に巡る沈線との間に刺突列が施される。斜位沈線の下には4条の平行沈線が描かれ文様帯下限を画するが、1条目と2条目の間には刺突列が施される。胴部はLR縄文が横位回転施文され、台部との境には上面に刻目列を施した隆線がB突起を貼り付けて巡る。大洞C1式に比定される。AKT-218-aは口縁部の屈曲外傾する鉢形土器である。口縁は小波状となり、口縁直下には小波状に応じた連続した弧線が描かれる。その下には1条の、口縁の屈曲部下には2条の沈線が巡ってそれぞれ文様帯の上下限を画し、文様帯中には入組三叉文が施される。球胴に近い胴部にはLR縄文が横位回転施文される。大洞B2式に比定される。AKT-220-aは口縁が外反して立ち上がる台付鉢形土器である。口唇上には一部が小突起状に高まる刻目列が施される。口縁部の文様帯には上下限を2条ずつの沈線で画した中に扁平なS字状沈線が横位に描かれる。球胴に近い胴部にはLR縄文が横位回転施文される。大洞B2式に比定される。AKT-226は口縁から胴部にかけて緩い湾曲で下りる台付の鉢形土器である。口唇上には一部にB突起を作り出した刻目列が施され、B突起から伸びた沈線が口縁部文様帯の上限を画す。口縁部文様帯には右上-左下の方向で描かれる斜位沈線が並び、この斜位沈線の上下に交互に3~5単位の縦位短沈線列が施される。文様帯下限は2条の沈線で画され、胴部はLR縄文が横位回転施文される。大洞C1式に比定される。AKT-227も口縁から胴部にかけて緩い湾曲で下りる鉢形土器である。口唇上には刻目列が施され、一部の刻みからは斜めに短い沈線が下ろされる。口縁部の文様帯は不整な沈線を3条施しその間に部分的に縦位の短沈線列を満たす。胴部はLR縄文を横位回転施文する。大洞C1式に比定される。

2. 測定結果

1) $\delta^{13}\text{C}$ 値について

深層の海洋の中には古い大気が溶け込んでおり、日本列島でいえば高緯度地域において、海流によって上層にあがってきたために、これらの海洋中の動植物に、実際に年代よりも古い炭素が含まれることが知られている。これを海洋リザーバー効果と呼ぶ。これまでに測定してきた中では、北海道・青森・秋田および岩手県の一部の地域においては、海洋リザーバー効果の影響が多く見られることが指摘できる。たとえば、三内丸山遺跡では、同一型式の土器付着物において $\delta^{13}\text{C}$ 値が-20~-23%程度の値を示すものは、 $\delta^{13}\text{C}$ 値25%以上の土器付着物に比べ、炭素年代で数百年古い値を示すことが指摘できる(小林2005)。これらの結果から、貝・魚類など海洋性の食糧資源調理によるために、実際よりも古い年代を示す、というような、海洋リザーバー効果の影響の有無について $\delta^{13}\text{C}$ 値を測定することで、検討することが可能である。

昨年度の報告事例の中にも、AKT-61(山本町古館堤頭Ⅱ遺跡)、62(能代市柏子所Ⅱ遺跡)、89、94(旧山内村虫内Ⅰ遺跡)、77(旧神岡町茨野遺跡)と-20~-22%の $\delta^{13}\text{C}$ 値を示すものが認められた。前

2者の遺跡は海岸部に近い位置であるが、後2者は内陸に位置する遺跡である。これに対し、旧千畑町の中屋敷2遺跡の12試料には、海洋リザーバー効果の影響が考えられる試料はなかった。今回測定した中では、AKT-063(砕潤遺跡)が23.9%、AKT-082(虫内I遺跡)が22.7%で、海洋リザーバー効果の影響を受けている可能性が高い。なお、AKT-216(向様田遺跡)は試料が少なく安定同位体の質量分析計での測定ができず、検討できない。参考として加速器での測定をみると、やや重い値となっており、検討の余地がある。

2) 暦年較正年代について

較正年代について時期別にみていく。

縄文後期初頭と考えられる日廻岱B遺跡AKT-135は、較正年代で紀元前2360-2195年(cal BC)に約90%の確率密度で含まれる。これは、小林による関東地方の測定に照らせば、称名寺2式から堀之内1式前半に相当する。

縄文後期十腰内I式と考えられる砕潤遺跡AKT-63は、前2465-2280年(cal BC)に約90%の確率密度で含まれる。ただし、先に見たように海洋リザーバー効果の影響でやや古くなっている可能性もある。

縄文晩期では、大洞B1式に比定されるAKT-209は、前1415-1305年(cal BC)に2 σ の確率で含まれる。大洞B2式に比定されるAKT-153は前1405-1270年(cal BC)に2 σ 、AKT-159は前1220-1110年(cal BC)に75%、AKT-218は前1210-1045年(cal BC)に92%、AKT-220は前1125-975年(cal BC)に2 σ の確率で含まれる。おおむね、大洞B2式は前1200-1100年ころの年代において重なっている。

大洞B-C式に比定されるAKT-204、205、207は、AKT-205は明らかに古い年代であり、かつ $\delta^{13}C$ 値が未測定なため、検討を要する。AKT-204-cは前1220-1110年(cal BC)に75%、AKT-207は前1300-1115年(cal BC)に2 σ とほぼ同一の時期である。

大洞C1式に比定されるAKT-139、143、152、164、215、216、217、226、227についてみる。上述で海洋リザーバー効果の影響の有無について検討する必要があると指摘したAKT-216はやや古く、大洞B式と同様に前1320-1210年(cal BC)に75%の確率であるため、ここでは除外する。同様に、AKT-143は前1268-1125年(cal BC)に94%と大洞B式に重なる古い年代であり、 $\delta^{13}C$ 値24%と微妙な値であるため、海洋リザーバー効果の影響で古くなっているとも考えられる。やはり除外して検討する。

AKT-139は前1135-1020年(cal BC)に71%、AKT-152は前1130-995年(cal BC)に94%、AKT-164は前1055-920年(cal BC)に93%、AKT-215は前1130-995年(cal BC)に95%、AKT-217は前1130-1015年(cal BC)に78%の確率で含まれ、前1000年から900年代とほぼ一定した年代を示している。ただし、AKT-226は前1310-1125年(cal BC)に95%、AKT-227は前1315-1185年(cal BC)に82%の確率で含まれ、他と比べ古い年代であるが、AKT-216と異なり $\delta^{13}C$ は-25%以上であるため、海洋リザーバー効果の影響の有無については考えにくい。

参考までに、中屋敷2遺跡での大洞C2式付着物の測定結果を見る。溝底の剥痕が特徴的で大洞C2式に比定されるAKT0400-N13は、前825-755年(cal BC)の確率が高い。頸部に眼鏡状付帯文を

もち、体部が磨消縄文で構成される可能性があることから大洞C2式の可能性があるT2は、前820-755年(cal BC)の確率が最も高い。大洞C1式よりも新しい年代である。

以上、大洞B1式は前1200年代前半より古い年代、大洞B2式は前1200-1100年頃、大洞B-C式は前1100年頃、大洞C1式は1000-900年代と、海洋リザーバー効果によると考えられる例などの一部の不整合を除き、おおむね土器の順番と年代の新旧は合致している。ただし、これまでの小林の結果(小林2004)と比べるとわずかに数十年単位で古い年代である傾向があり、縄文時代晩期前半の実年代が、全体にこれまで考えていたよりもやや遅る可能性がある。一方、少数とはいえ海洋リザーバー効果の影響が顕著な試料も指摘できるため、例えば各試料において海産物が若干混じったためにわずかに古くなるなどの傾向がないかどうか検討を考えていきたい。

参考文献

- 小林謙一2004「東日本」『弥生時代の実年代』春成秀爾・今村肇雄編 学生社
 小林謙一2005「付着炭化物のAMS炭素14年代測定による円筒土器の年代研究」『三内丸山遺跡年報』
 小林謙一・坂本 稔・新免成靖・松崎浩之2005「第3章第1節 中屋敷Ⅱ遺跡第2次調査出土土器付着物の¹⁴C年代測定」『秋田県文化財調査報告書第384集 中屋敷Ⅱ遺跡』
 Stuiver, M. et. al. 1998 INTCAL98 Radiocarbon age calibration, 24, 000-0 cal BP. Radiocarbon 40 (3), 1041-1083
 小本圭一2003「東北北半における縄文晩期前葉の注口土器」『研究紀要』創刊号 財団法人山形県埋蔵文化財センター

表1 年代測定用土料一覧

試料番号	所在地	遺跡	種類	部位	時期	型式	報告・図版
AKT-063-(m)	北秋田市	陸奥	土器付着	集げ 口縁内	縄文晩期	土器内1(古)	陸奥 345集1圖105
AKT-082-(m)	山内村	虫内1	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	不明	虫内1 274集未使用
AKT-135-(m)	北秋田市	日輪内B	土器付着	集げ 器外	縄文晩期	重直式	日輪内B 384集13圖141
AKT-139	北秋田市	向極田A	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞B-C2 鉢	向極田A 378集11圖4
AKT-143	北秋田市	向極田A	土器付着	集げ 口縁内	縄文晩期	大洞B-C2 付付鉢	向極田A 378集11圖7
AKT-152	北秋田市	向極田A	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞C1 付付鉢	向極田A 378集11圖7
AKT-153	北秋田市	向極田A	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞B2 付付鉢	向極田A 378集11圖3
AKT-159-(m)	北秋田市	向極田A	土器付着	集げ 器外	縄文晩期	大洞B1 付付鉢	向極田A 378集11圖5
AKT-164-(m)	北秋田市	向極田A	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞C1 付付鉢	向極田A 378集11圖8
AKT-204-(c)	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞B-C 深鉢	向極田D 382集41圖3
AKT-205-a	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 口縁内	縄文晩期	大洞B-C 深鉢	向極田D 382集41圖1
AKT-207	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞B-C 深鉢	向極田D 382集41圖3
AKT-209	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞B1 深鉢	向極田D 382集41圖3
AKT-215	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞C1 深鉢	向極田D 382集41圖3
AKT-216	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 口縁内	縄文晩期	大洞C1 深鉢	向極田D 382集41圖3
AKT-217	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 器内	縄文晩期	大洞C1 深鉢	向極田D 382集41圖3
AKT-218-a	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 口縁内	縄文晩期	大洞B2 鉢	向極田D 382集41圖3
AKT-220-a	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 口縁内	縄文晩期	大洞B2 鉢	向極田D 382集41圖3
AKT-226	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 器上内	縄文晩期	大洞C1 鉢	向極田D 382集41圖4
AKT-227	北秋田市	向極田D	土器付着	集げ 器上内	縄文晩期	大洞C1 鉢	向極田D 382集41圖7

(註) relは、前回は測定できなかった試料の残存の試料を前処理したものを。

表2 試料の重量

試料番号	採取量	乾燥量	回収量	回収/乾燥	前処理後	燃焼量	γ1	炭素含有率
AKT 83(m)	89.07	35.92	9.25	25.8%	良	4.10	2.32	56.5%
AKT 82(m)	122.22	122.22	8.50	7.0%	良	3.40	1.40	41.2%
AKT 135(m)	118.03	84.19	40.31	47.9%	良	6.40	4.00	62.5%
AKT 139	106.11	71.92	15.29	21.3%	良	4.90	2.40	49.0%
AKT 143	373.44	55.30	16.38	29.6%	良	5.80	3.80	65.5%
AKT 152	116.18	45.77	17.80	38.9%	良	4.70	2.90	61.7%
AKT 153	173.48	52.68	5.08	9.6%	良	3.90	2.20	56.4%
AKT 159(m)	75.66	75.66	6.92	9.1%	良	3.50	1.90	49.4%
AKT 164(m)	115.62	99.96	7.25	7.3%	良	4.00	2.00	50.0%
AKT 204-(c)	87.46	44.24	5.85	13.2%	良	4.80	2.60	52.1%
AKT 205-a	50.30	34.92	6.03	17.3%	良	5.30	2.90	54.7%
AKT 207	114.89	80.78	13.00	16.1%	良	5.00	2.70	54.0%
AKT 209	109.92	75.49	3.55	4.7%	良	4.30	2.40	55.8%
AKT 215	104.40	65.63	7.04	10.7%	良	3.70	2.00	54.1%
AKT 218	40.95	40.95	5.30	14.0%	良	5.20	2.80	53.8%
AKT 217	229.81	63.38	9.35	14.8%	良	4.10	2.60	63.4%
AKT 218-a	96.60	78.85	12.00	15.2%	良	5.00	2.90	58.0%
AKT 220-a	200.59	131.56	12.13	9.2%	良	5.90	2.80	47.5%
AKT 226	46.29	41.13	4.87	11.8%	良	4.20	2.10	50.0%
AKT 227	136.57	54.17	9.70	17.9%	良	4.50	2.40	53.3%

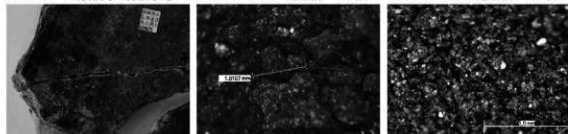
採取量-乾燥量-回収量は、炭化物の重量(mg)、γ1は二酸化炭素の炭素相当量(mg)、率は
 回収/乾燥は、回収量/乾燥量比(%)、γ1-炭焼量は炭素含有率(%)



AKT-63 口縁部内面付着状態

AKT-63 AAA 処理前 15 倍

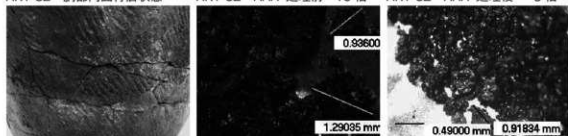
AKT-63 AAA 処理後 15 倍



AKT-82 胴部内面付着状態

AKT-82 AAA 処理前 15 倍

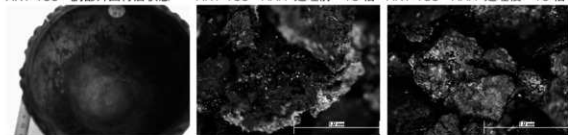
AKT-82 AAA 処理後 6 倍



AKT-135 胴部外面付着状態

AKT-135 AAA 処理前 15 倍

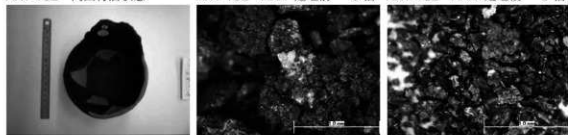
AKT-135 AAA 処理後 15 倍



AKT-152 内面付着状態

AKT-152 AAA 処理前 6 倍

AKT-152 AAA 処理後 6 倍



AKT-153 胴部内面付着状態

AKT-153 AAA 処理前 6 倍

AKT-153 AAA 処理後 6 倍

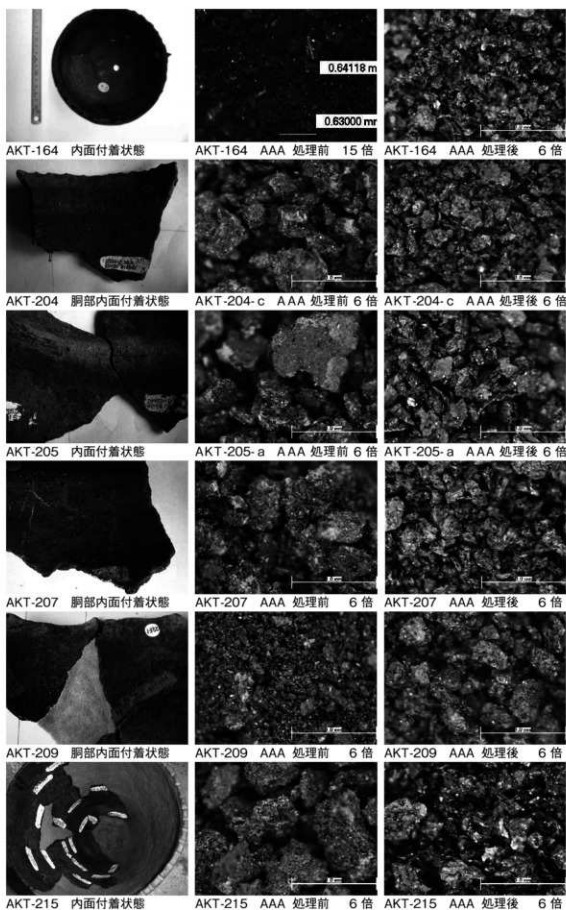


AKT-159 胴部外面付着状態

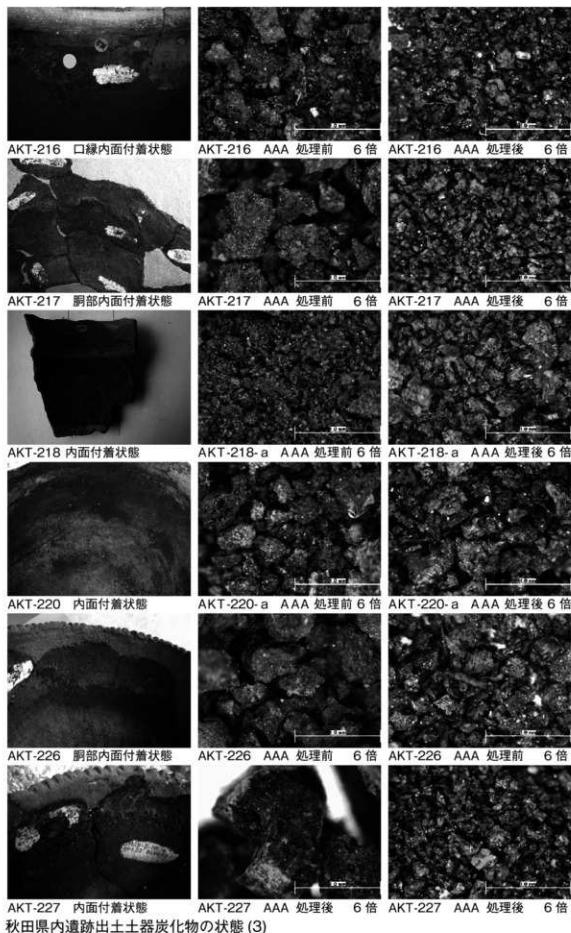
AKT-159 AAA 処理前 15 倍

AKT-159 AAA 処理後 6 倍

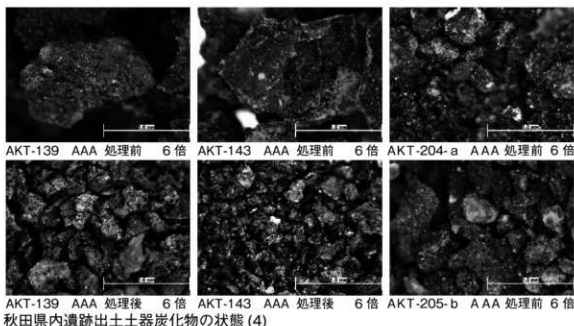
秋田県内遺跡出土土器炭化物付着状態 (1)



秋田県内遺跡出土土器炭化物の状態 (2)



秋田県内遺跡出土土器炭化物の状態 (3)



秋田県内遺跡出土土器炭化物の状態 (4)

表3 測定結果と暦年較正年代

試料 番号	測定機関 番号	炭素年代 $\delta^{13}\text{C}\text{‰}$	¹⁴ C BP (補正値)	暦年較正cal BC	確率密度 (%)	
AKT-063-(re)	MTC-95387		-23.9	3875±35	2485-2786	88.2
					2250-2230	4.5
					2220-2210	1.8
AKT-082-(re)	PLD-4483		-22.7	2895±70	1190-1180	1.8
					1155-1145	2.1
					1130-1095	81.5
AKT-139-(re)	PLD-4484		-26.3	3875±75	2430-2420	1.8
					2405-2380	3.4
					2350-2195	89.3
AKT-139	PLD-4485		-26.0	2915±70	2185-2150	1.8
					2110-2100	1.7
					1195-1140	22.5
AKT-143	PLD-4486		-24.7	2870±70	1290-1280	1.4
					1268-1125	94.1
					985-880	0.4
AKT-152	PLD-4487		-26.3	2880±70	1130-995	95.1
AKT-153	PLD-4488		(-27.1)	3065±70	1405-1290	82.4
AKT-159-(re)	PLD-4489		-25.8	2845±70	1260-1230	2.8
					1220-1110	11.8
					1100-1070	75.6
AKT-164-(re)	PLD-4490		-25.5	2845±70	1100-1070	6.8
					1065-1055	2.2
					1080-1065	2.1
AKT-204-c	PLD-4492		(25.7)	2845±70	1055-920	93.1
					1260-1230	11.6
					1220-1110	75.6
AKT-205-a	PLD-4493		(24.7)	3785±70	1610-1485	85.4
					1380-1115	95.4
					1415-1305	95.4
AKT-207	PLD-4484		-25.6	2970±75	1380-1115	95.4
AKT-209	PLD-4485		-25.2	3085±70	1415-1305	95.4
AKT-215	PLD-4496		-25.8	2880±70	1130-995	95.1
AKT-218	PLD-4497		(23.8)	3070±70	985-880	0.4
					1380-1325	19.7
					1320-1210	75.7
AKT-217	PLD-4498		-25.6	2810±70	1195-1140	17.1
AKT-218-a	PLD-4499		-26.7	2925±70	1130-1015	78.3
					1255-1235	2.4
					1215-1045	83.1
AKT-220-a	PLD-4500		-25.8	2870±70	1125-1125	95.4
AKT-226	PLD-4501		(26.8)	2885±75	1310-1125	95.4
AKT-227	PLD-4502		-25.4	2995±70	1385-1360	1.8
					1315-1185	82.8
					1180-1155	6.1
					1145-1130	5.5

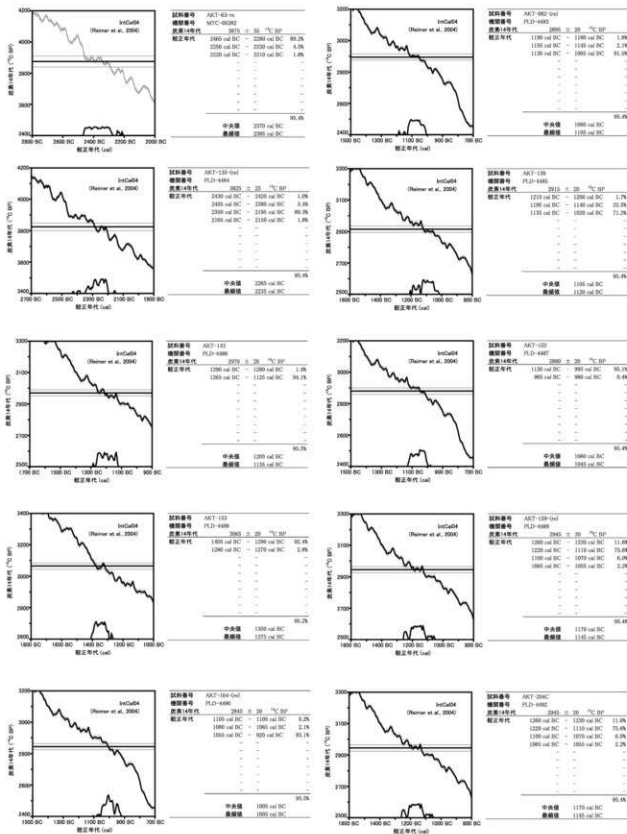


図1 秋田県内遺跡出土土器付着測定試料の暦年較正確率密度分布 (1)

中央値はその左右で確率密度が等しくなる値、最頻値はもっとも高い確率を与える値であるが、どちらも統計学上の数値であり、試料の年代として推奨される値とは限らない。

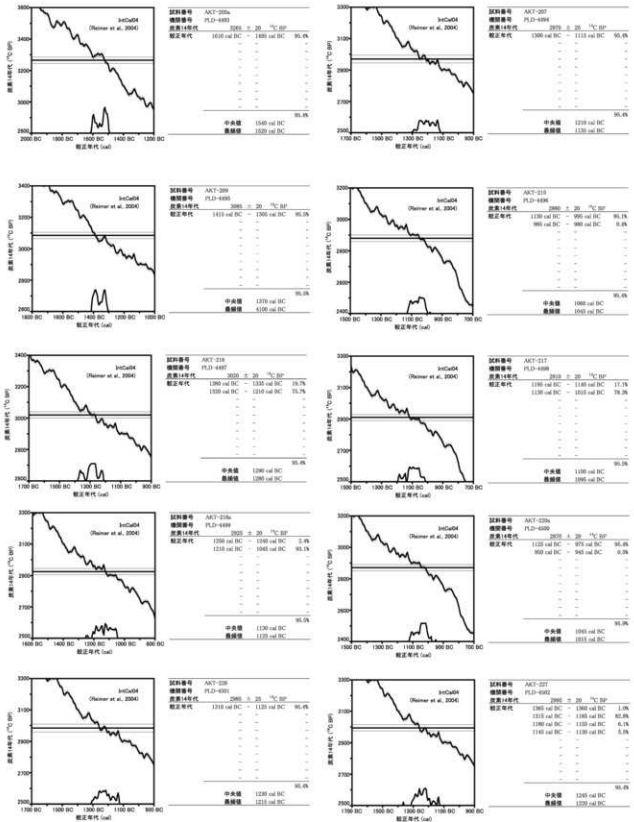


図2 秋田県内遺跡出土土器付着物測定試料の暦年較正確率密度分布(2)

中央値はその左右で確率密度が等しくなる値、最頻値はもっとも高い確率を与える値であるが、どちらも統計学上の数値であり、試料の年代として推奨される値とは限らない。

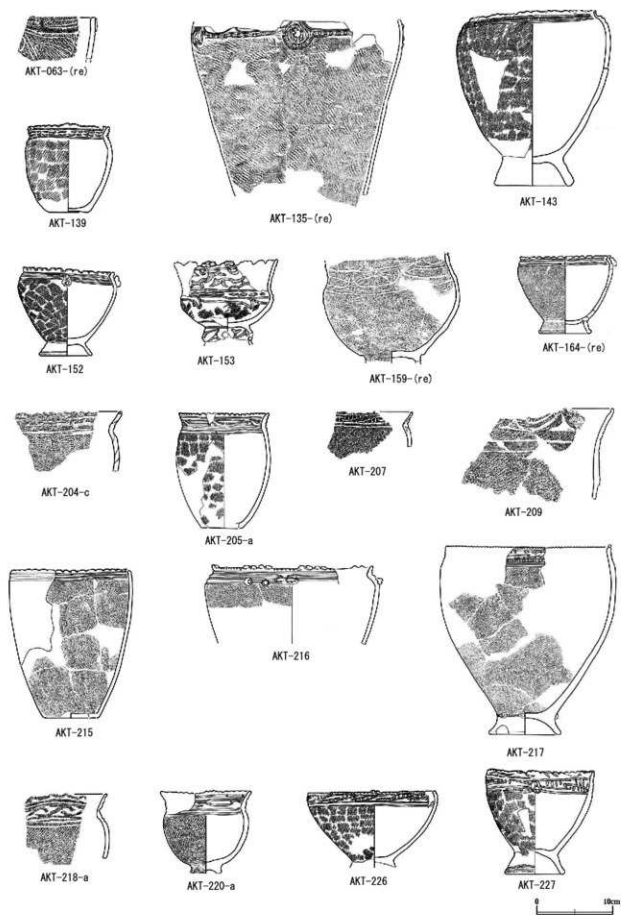


図3 年代測定土器

胡桃館遺跡出土木簡の再釈読について

山本 崇*1・高橋 学*2

はじめに

秋田県北秋田市（旧、北秋田郡鷹巣町）に所在する胡桃館遺跡では、1967年から1969年にかけて、3次に及ぶ発掘調査が行なわれた。うち、第1次調査で木簡1が、第2次調査で木簡2が出土している⁽¹⁾。木簡1は、「第1次概報」及び「第3次報告書」において主に形状に関する検討が加えられ、木簡2は、「第2次概報」に写真が掲載されたが、いずれも釈文が示されなかったため、木簡として注目を集めることはなかった。2004年、出土から37年をへだてて木簡1が釈読されたことを受け、釈読に至る経緯と成果は、本誌第19号において紹介したところである（以下、前稿と称する）⁽²⁾。

その後、木簡1は、セチルアルコール含浸で真空凍結乾燥法、木簡2は、高級アルコール法による保存処理を行なった。その結果、木簡1は、墨痕が著しく鮮やかになり、新たに釈読を進めることが可能になり、木簡2は、先に示した釈文を確定することができた。

さらに、今回の一連の調査のなかで、1994年に船木義勝氏が見いだされた墨書扉板についても数度にわたり熟覧調査を行なう機会を得、墨書扉板に関する船木氏の理解が概ね正しいことを追認し、また公表されている釈文の読みを進めることができた⁽³⁾。

小稿は、現在確認されている3点の木簡の最新の釈文を提示するとともに、その観察知見を紹介するものである⁽⁴⁾。

1 釈文

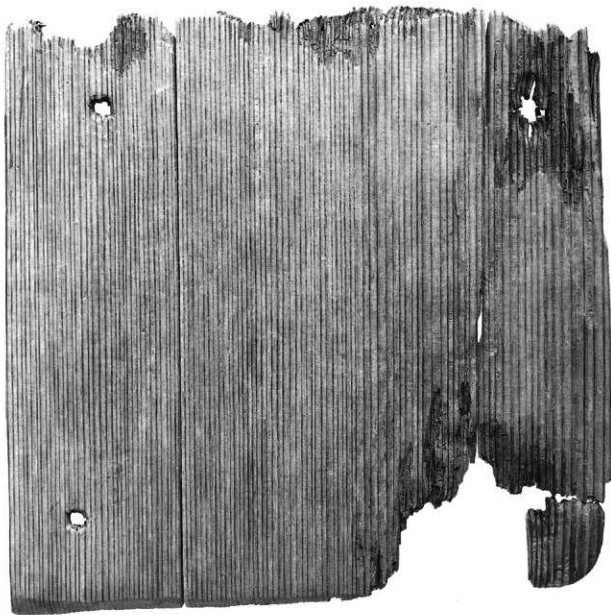
(1) 木簡1

木簡1（以下、木札と称する）は、表裏両面に文字が記される。調査時の知見の通り傷みが著しいが、保存処理の結果、表裏両面とも、一部の文字は肉眼での判読が可能となるまで回復した。ただ、裏面の記載内容は不詳で、どちらの面を表とすべきか文字のみからは判然としないため、前稿に従い、仮に釈読できた文字の多い面を表面として紹介する。

釈読に関わる主な変更点は下記の通りである。問題の残る箇所は、釈読の候補を列挙し、後考に俟ちたい。

表面の文字について。1行目4文字目は、処理前に「料」（字体は、異体字の「新」とみたが、偏は「米」ではなく「木」、旁は「斤」とはならない。「□ [相カ]」と改めた。1行目9文字目は、処理前にみた「張」から「帳」と改めた。2行目14文字目「□ [麻カ]」は、「鹿」などの可能性もある。3行目4文字目「□」は、「岳」（即天文字「正」）に似る。4行目15文字目の筆使いは、「石」+「木」で、「集」の可能性もある。4行目22文字目は、「庭」「道」「継」などの可能性がある。5行目12文字目は、「黒」「里」など、13文字目は、「身」「見」などの可能性がある。6行目2文字目には、「人」のような墨痕がみえる。

*1 奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室研究員 *2 秋田県教育庁弘田欄跡調査事務所主任学芸主事兼調査班長



第2図 木簡1 裏面/表面

裏面の文字は、保存処理によりかなりの墨痕が認められたものの、なお文意は判然としない。さらに、欠損部分に、「□□□〔松五十カ〕」の文字が記されていたことが、出土直後に撮影された赤外線写真の写真台紙の調査により判明した(第4図-3)⁽⁵⁾。

保存処理前の知見では、表面の文書は「某年某月料米支給帳」と称さるべき帳簿と推測したが、処理後の再釈読では、「料」が「相」と読み、また「出」が読めた結果、「月」は意味的にも妥当ではないと判断した。この結果、1行目は「出相給出物名帳」となり、遺された文字から、米を支給したとみるか、米を供出したとみるかは判然としないことになり、帳簿名を必ずしも一義的には定めがたくなった。ただ、米以外の物品名は認められないことから、表面の記載内容は、人名+「米」+米の量を、5行以上記した帳簿と確定できる。現在、11人以上の人名が記されていたと推測される。

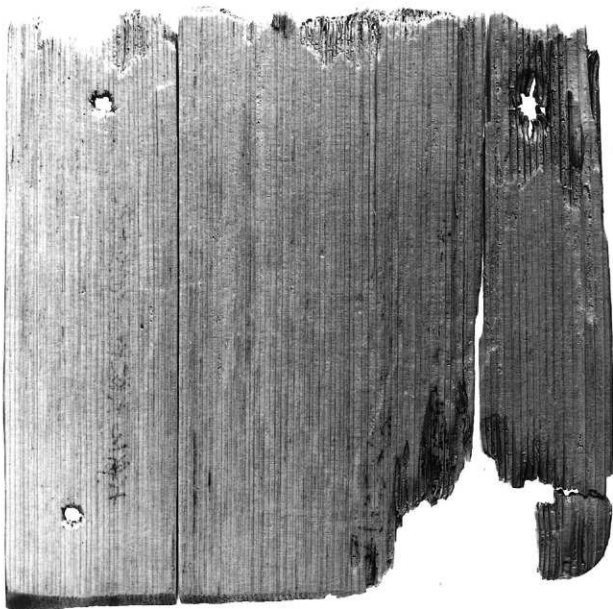
確認できた人名は、「玉作□〔麻カ〕主」、「玉作□□〔日カ〕」、「建部弘主」、「和部永□」□□□〔文部今カ〕□、「伴万呂」、「土師□呂」、「公□〔子カ〕□□」、「□□□〔得カ〕吉」。このうち、



前稿以後新出の姓として、「和尔部」「伴」「土師」「公子」が知られる。

前稿でも指摘したが、「玉作」姓の人物は、9世紀後半頃の出羽国に関わるものとして、「俘魁玉作字奈磨」「玉作正月磨」が知られ、出土木簡からも同姓が確認された点は注目される⁽⁶⁾。「建部」は、秋田城跡出土墨書埴に「建部友足」がみえ⁽⁷⁾、「和尔部」は、隣接する陸奥国、宮城県山王遺跡出土墨書土器に「和尔部福万」が知られる⁽⁸⁾。「土師」姓は、秋田城跡出土木簡にみえる「土師部真屋万呂」が参考になる⁽⁹⁾。「伴万呂」は、名のみの可能性も否定できないが、木札にみえる人名がいずれも姓+名であることから、「伴」姓と判断すべきであろう。伴姓・公子姓の人物は、8世紀から9世紀頃の出羽国では多く認められる⁽¹⁰⁾。

確認される米の量は、「一升」が多いが、「五升五合」「二升」「一升五合」もみられ一定しない。他に「一升」を見せ消し「五合」と訂正したものもある。本文冒頭部に記された「五升五合」は、米の総量がこれを超えることから合計とは考えがたく、玉作某1人の米に関わる量とみるべきである。



第3図 木簡1 赤外線デジタル写真 裏面/表面

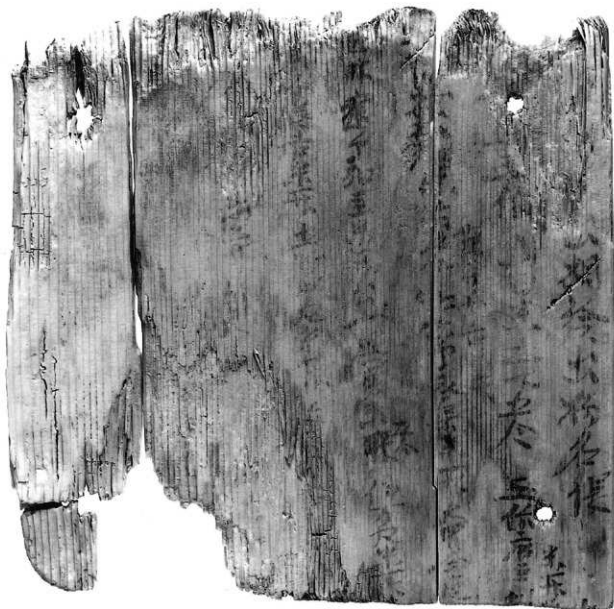
(2) 木簡2

2文字目「□[建カ]」は、「隼」の縦画が通らず「違」に似た字であるが、1文字目とは運筆が異なる。運筆の異なる同じ文字を習書した可能性もあるが、「□[建カ]」と可能性を指摘するに留め、文字は確定しなかった。なお、表面中程に墨で塗りつぶした箇所があり、上端部の裏面から木口にかけてにも横方向の墨塗りが認められるが、いずれも文字とは認められない。

(3) 木簡3

木簡3（以下、墨書屏板）の墨書は、前述の如く、船木義勝氏が見いだされ、すでに『博物館ニュース』において釈文を公表されている。小稿では、2004年の現地調査の知見と2005年に撮影した赤外線デジタル写真による再釈読の成果を、船木氏のご了解のもと紹介する。

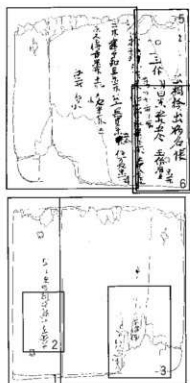
墨書のある屏板は、南北棟建物であるB2建物の西面南屏板である。屏板の上端は欠損し、現在、



973mmが残存する。墨書位置は、観音開きに復原される扉の南扉内側の右端にあるため、扉全体からみれば中央付近にあたる。確認される文字のうち、最も上の文字が扉板の下端からおよそ620mmの位置に記されている。現状では、4行26字が確認される。全文同筆である。2行目以降の行の下方ではやや左に下がることからすれば、小柄な人物が床に座った状態で、一度にまとめて書いたと考えられる。1行目は墨痕が薄く記載内容は不詳であるが、2行目以下は某年7月16日から18日までの經典読誦の記録であり、1日30巻の經典を3日にわたり読誦したらしい。一度にまとめて書いたとするならば終了日に記したものであろう。

2 木札の加工痕跡と原形について

木札の調整痕は、保存処理前に行なった観察の際、表面は削り、裏面は削りのままと判断していた。



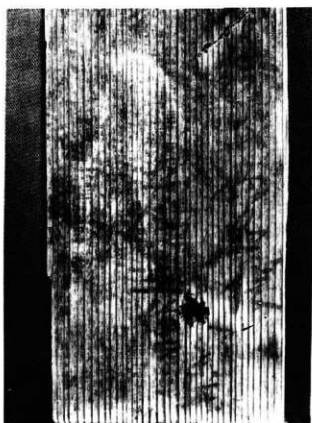
第4図 木簡1 赤外線写真
 (秋田県警撮影1967年)
 1 裏面左断片、2・3 裏面部分
 4 表面左断片、5 表面右断片
 6 表面部分



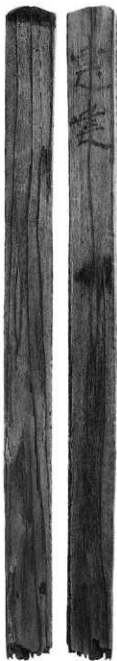
4



5



6



第5図 木簡2
裏面／表面



第6図 木簡2
赤外線
デジタル写真
裏面／表面

ところが、保存処理後、奈良文化財研究所文化遺産研究部建造物研究室長の窪寺茂氏に観察を依頼したところ、表面の調整は、チョウナで板面を加工したのち、ヤリガンナで荒仕上げをしたもの、裏面は、チョウナで板面を加工したのち、ヤリガンナで仕上げたもの、とのご教示を得た。なお、裏面は板面に風化が認められる。この観察知見によると、裏面とした面がより平滑に仕上げられていることから、木製品としてのオモテにあたと理解できる（以下、木製品の表裏は、オモテ・ウラと片仮名で示す）。

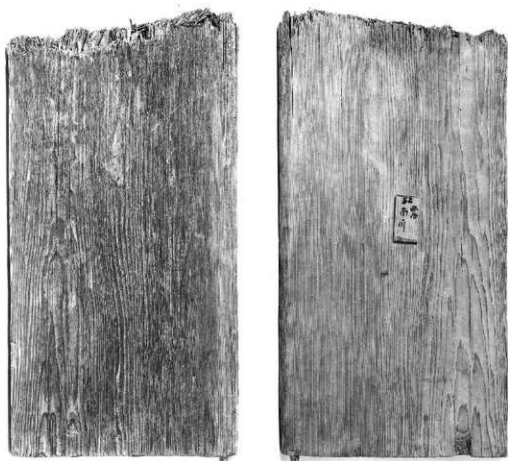
板面以外の特筆される木札の加工は、四隅に穿たれた孔、上下両端に認められる斜め方向への切削（断面は台形状を呈しており、ウラが下辺にあたる）、ウラの左下角の円弧状加工である。このうち、穿孔の位置は方板の四隅に整然と配されており、穿孔と上下両端の切削は、方板に由来するものであろう。

以上の加工に関する観察知見と釈読の成果によると、次の4点が指摘できる。

第1。方板に遺る円弧状加工は、方板に加工される以前の大形木製品の存在を推測でき、方板は、隅の1つを用いて転用したものと理解すべきである。なお、方板以前の大形木製品の用途や形態などは詳らかにし得ない。

第2。釈読の際、表面（米の帳簿）の文字は、穿孔を避けて記されていると判断した。従って、表面の文字は、穿孔以後に書かれたものと考えられる⁽¹¹⁾。裏面の文字と穿孔の先後関係は判断できない。前述の如く、穿孔は方板に伴うと考えるので、少なくとも表面の文字が記された時期は方板以後と解される。

第3。表面と裏面の文字は、天地逆向きに記されている。表面1行目は、上欠ではあるものの、米の帳簿の書き出し行にあたり、そこに帳簿名が記されている。また、消えた可能性は否定できないものの、表面の奥及び裏面の端に墨痕は確認で



第7図 木簡3 外側面/内側面



第8図 木簡3 外側面



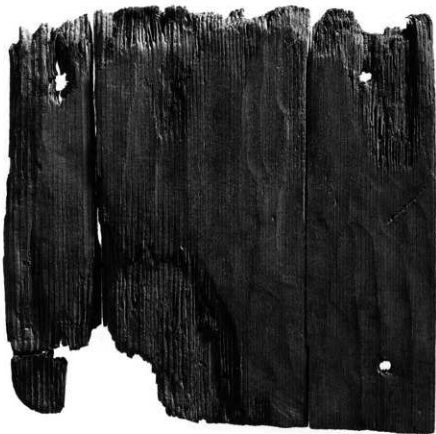
第9図 木簡3赤外線デジタル写真(部分)

きない。

第4. 木製品としてのオモテ・ウラは、加工痕跡から明瞭である。そのオモテ・ウラは、それぞれ木簡の裏面・表面に対応する。

以上である。

ところで、前稿でも触れたように、これまでの木簡出土事例によると、帳簿木簡は概して長大なものが多く、これまで正方形に近い形状のものはほとんど知られていない⁽¹²⁾。一方、原秀三郎氏によると、木簡の1形態としての「牘」は、方板と理解すべきことを指摘されている⁽¹³⁾。これらの議論を参考にすれば、木札の原形はなお慎重に検討する余地が残されている。仮に上記4点の観察知見において、木札の原形を推測してみると、次の2つの場合が想定される。1つは大型の木簡を方板に転用し



第10図 木簡1表面の加工痕

たとする理解であり、もう1つは木簡として用いるために方板を作ったとみる理解である。以下順次検討を加えてみる。

まず、大型木簡から方板への転用について。これまで知られている木簡の利用形態、あるいは木製品への転用の様からすれば、この理解がもっとも自然ともいえよう。ただ、木札の場合、第2として指摘した穿孔と文字との位置関係の観察知見と矛盾する。また、表面1行目に記される帳簿名は、欠損部分があり推測の域を超えるものではないが、概ね現存の長さで完結しているように思われる。例えば、木札の長さ2倍程度の長大な帳簿木簡から方板への転用を考えたとき、下端にまで至る長い帳簿名が記されていたと考えねばならない点が問題となる。

次に、木簡として用いるために方板を作ったとみる理解について。木簡としての方板は、日本における類例は少なく、俄に判断しがたい。今後の類例の増加と研究の進展に俟ちたい。ただ、現在知られる胡桃館遺跡出土遺物に限定していえば、遺跡の各所から出土した小型の方板には、墨痕が確認されていないことは重要であろう。木札についても、方板の機能に即した墨書が記されていたとする理解は、成立しがたいのではなからうか⁽¹⁴⁾。

以上、加工痕跡と釈読の知見を踏まえた考察によるならば、木札の原形は方板であり、そこから木簡への転用を推測する、との理解がもっとも蓋然性が高い推測であると思われる。さらに、その前段階には、隅を円弧状に加工した大型の板材の存在が考えられる。以上をまとめると、大型板材の1つの隅の部分を用いて方板が作成され、さらに木簡へと転用されたと理解できる。一案を記し、類例の増加と後考に俟ちたい⁽¹⁵⁾。

3 まとめ

以上、小稿では、胡桃館遺跡出土木簡3点の最新の調査成果を紹介した。うち2点は、保存処理後に行なった再釈読の成果である。保存処理を経たものの、木簡の劣化は出土時に報告された通り深刻といわざるを得ず、墨痕の遺る板面の剝離も進行している。木簡の確かかつ安全な保管を希望する。ここに、検討に耐えうる鮮明な写真に紙面を費やした所以である。

木札に記された人名は、9世紀後半頃の米代川流域の居住者を示す一次史料として貴重であり⁽¹⁶⁾、今後、当該地域の氏族分布や支配の実態を検討する上で、避けては通れない史料となろう。加えて、墨書扉板の記載と「寺」と記した墨書土器は、胡桃館遺跡の少なくとも一部に仏教施設—それが常設か臨時かはおくとして—の存在を明らかにした。胡桃館遺跡出土の文字資料は、遺跡の全体像の解明に資する資料として期待される。

ただ、遺跡の範囲すら詳らかにしえない現在、その性格の議論には、慎重を期すべきであろう。次のステップとしては、出土部材の実測を伴う悉皆調査とその報告が、類い希なる埋設建物の性格を解明する緊要の課題として切望される。その速やかな取り組みに期待しつつ、小稿を閉じたい。

執筆にあたっては、胡桃館遺跡出土木簡再釈読検討会の成果をうけ、高橋と山本で協議・討論を重ねた上、山本が執筆を担当したものである。また、墨書扉板の理解は、京都大学大学院文学研究科の吉川真司氏のご教示を得た。

胡桃館遺跡出土木簡の再調査の過程では、富樫泰時氏と船木義勝氏には、幾度となくご指導をいただいた。また、秋田県教育庁、北秋田市教育委員会及び同市学芸員の榎本剛治氏をはじめ、奈良文化財研究所の市大樹・井上和人・大林潤・窪寺茂・高妻洋成・島田敏男・清水重敦・中村一郎・馬場基・光谷拓実・渡辺見宏の各氏からは、貴重なご助言をいただいた。末筆ながら、篤くお礼を申し上げる次第である。

注

- (1) ①秋田県教育委員会1968「胡桃館埋没建物発掘調査概報」、②秋田県教育委員会1969「胡桃館埋没建物遺跡第2次発掘調査概報」、③秋田県教育委員会1970「胡桃館埋没建物遺跡第3次発掘調査報告書」、④船木義勝1994「板扉の墨書文字」『秋田県立博物館 博物館ニュース』第97号。以下本文では、①を「第1次概報」、②を「第2次概報」、③を「第3次報告書」、④を「博物館ニュース」と称する。
- (2) 山本 崇・高橋 学2005「鷹巣町胡桃館遺跡出土の木簡」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第19号。胡桃館遺跡の先行研究は、前稿に記した諸文献を参照のこと。
- (3) 墨書扉板の釈読と熟覧調査は、次の通り実施した。第1回：2003年11月27日・28日、たかのす風土館及び胡桃館遺跡収蔵庫にて遺物の撮影と赤外線テレビカメラ装置を用いた熟覧調査(京都大学大学院文学研究科・吉川真司氏、青森県環境生活部県史編さんグループ・古川淳一氏、山本)。第2回：2005年2月25日、たかのす風土館における扉板の写真撮影(奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部写真資料調査室・中村一郎氏、山本)。
- (4) 釈読は、2005年12月5日、保存処理後にあらためて行なった胡桃館遺跡出土木簡再釈読検討会の成果である。参加者は、北秋田市教育委員会・榎本剛治氏、吉川氏、奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室・馬場基・渡辺見宏両氏と高橋・山本の6名。また、2005年12月4日の木簡学会第27回研究会において、「秋田県胡桃館遺跡と出土木簡」なる口頭報告を行ない(榎本氏・高橋・山本・吉川氏の連名)、そこで提示した仮釈読案について参加者諸氏より多くのご教示を賜り、小稿で提示する如く釈読を進めることができた。貴重なご意見を寄せられた方々に、この場を借りてお礼申し上げます。

なお、小稿に掲載した写真は、第4図の赤外線写真を除きいずれも中村一郎氏による。
- (5) 奈良文化財研究所には、「くろみ館遺跡」と記された4葉の写真台紙が保管されている(写真は合計7点)。そのうち、1葉は「第1次概報」で「守」と釈読されている墨書土器の赤外線写真で、「第1次概報」p.45図版7-3と同じものである。残りの3葉(写真6点)が木簡の写真台紙であり、うち2点は、「第1次概報」p.45図版7-1・2に掲載された赤外線写真と同じものであるが、その他の写真は同書未掲載である。いずれも、1967年に秋田県警鑑識課により撮影されたものであろう。小稿には、木簡1の写真6点を第4図として掲載した。
- (6) 『日本三代実録』元慶2年(878)6月7日条、同7月10日条、元慶3年(879)正月13日条
- (7) 秋田城跡出土墨書磚(秋田市教育委員会・秋田城跡発掘調査事務所1984『秋田城文字資料集』I-360号、秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所2002『秋田城跡—政庁跡』)。以下、秋田城跡出土資料は、「秋田城文字資料集」I～Ⅲ及び「秋田城跡—政庁跡」による。
- (8) 宮城県教育委員会1995・1996「山王遺跡Ⅱ」『同Ⅲ』『同Ⅳ』(宮城県文化財調査報告書167・170・171)。古

川淳一氏のご教示による。

- (9) 秋田城跡出土110号木簡。
- (10) 秋田城跡出土19号漆紙文書・同墨書土器(Ⅲ-814号)、秋田城跡出土17号木簡、同27号木簡、同26号漆紙文書など。なお、出羽国に関わる8～9世紀の人名は、秋田市2004『秋田市史第1巻 先史・古代通史編』pp.419-420にまとめられている。また、姓不詳「□[得カ]吉」は、「吉」を形容詞「よし」の語幹に読んで「とこよ」と訓むのであろうか。大宝2年(702)・養老5年(711)の戸籍によると、「得」字は「他」に通じて「とこ」をあらわす用法が多いという。犬飼隆氏から私信にてご教示を得た。
- (11) 文字と穿孔の先後関係は、前稿71頁でも述べたところである。
- (12) 前稿注(28)参照。
- (13) 原秀三郎1995「木簡と墨書土器」(『岩波講座日本通史』5 古代4、岩波書店)。
- (14) むろん、墨書以外の文字、例えば朱書などの可能性は残る。今後の検討課題である。また、肉眼観察による限り、小型方板に残存する木釘の材質は竹かと思われる。
- (15) 論じきれなかった問題を指摘しておく。

必ずしも墨痕が明瞭ではないため確たることはいえないが、墨痕の観察に際して、表面から裏面への記載内容の連続性は認めたいと判断した。とすれば、木札の表裏に記された文字の先後関係について、考えてみる必要があるのではないか。

従来、木簡は、記載スペースとの関係から表裏が一体として用いられることが多く、また、不要な記載は削れば再利用できる点が木の利点であることから、紙の文書のように、いずれを一次文書とみるかは、さほど意味のある議論とは考えてこなかった。内容の判然とする文書木簡や荷札については、議論の余地はない。ただ、今回の木札は方板からの転用品と考える点も含めて特異な事例といえ、別途検討する余地もあろう。

その際、注目すべきは、木札の板材そのものに遺る加工痕跡である。第4でも指摘したように、オモテ・ウラの加工痕跡には明瞭な差異があり、より平滑に仕上げられた面にまず文字を書いたとは考えられないか。この理解が正鵠を得たものとするならば、オモテ(すなわち木簡の裏面)の文字が先に記され、ウラ(木簡の表面)に記された米の帳簿は、オモテ(木簡の裏面)の文字よりも後に記されたとも考えられる。かかる視点が有効か否かも含め、一案を示し後考に俟ちたい。

この場合でも、なお、木札のオモテ(木簡の裏面)に書かれた文字は、方板以前に記されたものとみるのか、方板の段階に記されたものと解するのか、方板以後に記されたものとみるか、厳密にはいずれとも決しがたい。ただし、本文でも記したように、注(11)の小型方板からは、すべての墨書は方板としての機能を終えた後と考えるのが穏当か。なお前稿では、木釘が打ち付けられていたと考えられる四隅の穿孔と帳簿木簡の機能とを関連するものと考えたが、本文のように改める。依然として方板の用途・機能は不明であり、方板が東北地方に特徴的な木製品である可能性も含め、今後検討を深めたいと思う。

- (16) 胡桃館遺跡は、概ね9世紀後半から10世紀初頭の遺跡と理解している。年輪年代法による木札の年輪年代は西暦853年(心材型)である。また、現在確認されているもので、最も年代の降る部材の年輪年代は、机板と報告されている部材の905年(辺材型)である。いずれも、奈良文化財研究所埋蔵文化財センター古環境研究室長光谷拓実氏のご教示による。最新の測定結果は、木簡学会第27回研究会(2005年12月)の遺物展示に際して、公表をお許しいただいた。

秋田県考古学関係文献抄録(6)―弥生時代―

利部 修*

近年秋田県の弥生時代の遺跡は、国指定史跡の地藏田遺跡をはじめとする前期遠賀川系土器が纏まっている地域として注目されている。また男鹿市の志藤沢遺跡は、古くから中期志藤沢式土器の型式設定遺跡として著名であるし、奥山潤・安保彰両氏による小坂X₁式は弥生後期の土器と縄文土器の研究に欠かせない。

本県の弥生時代の遺跡は、縄文時代の遺跡に比較すると、一割にも満たないごく限られた遺跡数しか見つかっていない。そのため、本文では弥生土器に関する論考以外に、数量が少量であっても弥生土器の掲載してある報告書はなるべく掲載し、その集成にも努めてある。おそらく秋田県弥生関連資料の9割は達成できていると思われる。ただし新聞掲載資料は扱っていない。

〈1955(昭和30)年～2005(平成17)年〉

1955. 6. 奥山潤「志藤沢(縄文)遺跡」『秋田考古学』第1号 秋田考古学協会
1956. 8. 能代市史編纂委員会「第四節 弥生式時代」『能代市史稿』第一集 古代―中世 能代市役所
1957. 5. 奈良修介「秋田市金足出土の縄文土器」『秋田考古学』第7号 秋田考古学協会
1957. 5. 安保彰「小坂出土の縄文式土器について」『秋田考古学』第7号 秋田考古学協会
1958. 5. 安保彰「小坂出土の天王山式土器について」『秋田考古学』第10号 秋田考古学協会
1959. 5. 半田市太郎「―秋田県南秋田郡琴浜村―志藤沢遺跡発掘調査報告」『秋大史學』9 秋田大学史学会
1960. 11. 安保彰「小坂町の縄文文化二題 岩偶と岩版」『秋田考古学』第16号 秋田考古学協会
1960. 11. 佐川良視「弥生式文化遺跡 手取清水の発掘」『横手郷土史資料』第33号 横手郷土史編纂委員会
1961. 奥野義一「秋田県宇津ノ台出土の弥生土器」『昭和36年度日本考古学協会大会研究発表要旨』日本考古学協会
1961. 長山幹九「峯吉川出土の弥生式土器」『秋田考古学』第17号 秋田考古学協会
1962. 5. 安保彰「小坂町出土の縄文式土器」『秋田考古学』第20号 秋田考古学協会
1963. 9. 奥山潤「秋田市周辺の縄文晩期末及後統期の遺跡概要」『秋田考古学』第22号 秋田考古学協会
1963. 11. 奥山潤・安保彰「十和田湖西南部(小坂鉱山)の弥生式文化とその継続形態(上)」『考古学協会』第49巻第2号 日本考古学協会
1964. 3. 奥山潤・安保彰「十和田湖西南部(小坂鉱山)の弥生式文化とその継続形態(下)」『考古学雑誌』第49巻第3号 日本考古学協会
1964. 7. 奥山潤「秋田県北北部の弥生文化終末後の土器序説」『秋田考古学』十周年記念特集号 秋田考古学協会
1964. 7. 男鹿市「第一節 先史時代の男鹿」『男鹿市史』
1963. 12. 奥山潤「北秋田郡北部の弥生終末の土器」『秋田考古学』第23号 秋田考古学協会

*秋田県埋蔵文化財センター南調査課主任学芸員兼調査班長

1965. 3. 大和久震平「秋田県横手市手取清水遺跡」『日本考古学年報』13(昭和35年度) 日本考古学協会
1965. 7. 奈良修介・磯村朝次郎「八郎湯周辺の遺跡」『八郎湯の研究』秋田県教育委員会
1965. 12. 山下孫継「第三章 弥生式土器文化の時代」『湯澤市史』湯澤市教育委員会
1965. 奥山潤「奥羽地方の後北式土器」『北海道人類学協会通信』No.9
1966. 3. 奥山潤・安保彰「小坂X式土器(訂正追加)及び後北B式併行土器」『考古学雑誌』第51巻第4号 日本考古学会
1966. 3. 奥山潤・安保彰「奥羽地方の帯状土器及び後北B併行式土器」『北海道考古学』第2集 北海道考古学会
1966. 磯村朝次郎「男鹿半島出土の弥生土器」『男鹿市文化財調査報告』6
1966. 奥山潤「志藤沢文化」『男鹿市文化財調査報告』7
1967. 2. 豊島昂「第4章 弥生式文化」『秋田県の考古学』吉川弘文館
1967. 3. 秋田県立鷹巣農林高等学校郷土史研究部「郷土の弥生文化について—作坂遺跡を中心に—」
1967. 7. 奥山潤「志藤沢式を主とする小泉湯向遺跡」『秋田考古学』第26号 秋田考古学協会
1967. 10. 富樫泰時「男鹿市脇本埋没家屋遺跡出土の縄文土器について」『物質文化』No.10 物質文化研究会
1967. 泉明「角間崎出土の弥生式土器」『郷土』第12号 県立秋田工業高等学校郷土研究部
1968. 1. 佐藤良一「弁天掬上地区出土の弥生式について」『北方考古』第1号 北方考古学研究会
1968. 9. 伊東信雄「志藤沢式土器」『弥生式土器集成』本文編2 東京堂出版
1968. 山下孫継「湯沢市弁天仁井田掬ノ上弥生式遺跡第一次(中間)調査報告」『北方考古』第2号 北方考古学研究会
1969. 3. 奈良修介「秋田県男鹿市脇本埋没家屋」『日本考古学年報』17(昭和39年度) 日本考古学協会
1969. 5. 船木義勝「秋田市上新城松木台遺跡出土の弥生式土器」『遮光器』11 みちのく考古学研究会
1970. 10. 伊東信雄「稲作の北進」『古代の日本』8 東北 角川書店
1970. 須藤隆「秋田県大曲市宇津ノ台遺跡の弥生式土器について」『文化』33-3
1971. 3. 山下孫継「秋田県湯沢市掬の上包含地」『日本考古学年報』19(昭和41年度) 日本考古学協会
1972. 8. 増田町郷土史編纂委員会「第二章 弥生時代」『増田町郷土史』増田町教育委員会
1972. 11. 仁賀保町史編纂委員会「二節 鉄器時代の弥生文化」『仁賀保町史』仁賀保町
1973. 5. 奥山潤「福館遺物包含地・橋桁野墅穴住居址発掘調査概報」大館市史編さん調査資料第7集 大館市史編さん委員会
1974. 3. 奥山潤「大館市粕田遺跡発掘調査報告書」大館市教育委員会
1974. 7. 横手市教育委員会「手取清水遺跡発掘調査報告書」
1975. 3. 五城目町史編纂委員会「原始時代の郷土」『五城目町史』五城目町
1975. 9. 児玉準「男鹿半島の弥生式土器—日本海海上交通史の一断面—」『男鹿半島研究』別冊

男鹿地域研究会

1975. 10. 安保彰「第三節 弥生式文化（統縄文式文化）」『小坂町史』小坂町町史編さん委員会
1975. 11. 安保彰「小坂のあけぼの 縄文期・弥生期」
1976. 8. 安保彰「線刻画を底部に描いた弥生式末期の土器」『秋田考古学』第33号 秋田考古学協会
1977. 4. 大和久震平「第四章 弥生文化・統縄文文化」『秋田県史』考古編 株式会社加賀谷書店
1977. 11. 八郎潟町史編纂委員会「第三節 弥生、土師・須恵器の遺跡」『八郎潟町史』八郎潟町
1978. 10. 秋田県教育委員会「秋田県立博物館収蔵資料（考古） 金足出土の弥生式土器」『教育秋田』第351号 秋田県教育委員会
1978. 10. 工藤竹久「東北北部における弥生時代の諸問題」『北奥古代文化』第10号 北奥古代文化研究会
1979. 3. 板橋範芳「第二章 縄文・弥生時代の文化」『大館市史』第一巻 大館市
1979. 5. 秋田県教育委員会「秋田県立博物館収蔵資料（考古）一初痕のある土器片一」『教育秋田』第358号 秋田県教育委員会
1979. 6. 橘善光「弥生土器—東北 北東北2—」『考古学ジャーナル』No. 162 ニュー・サイエンス社
1979. 12. 矢島町史編纂委員会「第四節 弥生式文化と古墳文化」『矢島町史』上巻 矢島町
1980. 10. 高田亮三「三節 弥生時代」『雄物川町郷土史』雄物川町役場
1981. 3. 秋田県教育委員会「湯瀬館遺跡」『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅰ—居熊井遺跡・湯瀬館遺跡・台地平遺跡・上山田遺跡・堂の上遺跡・上葛岡Ⅲ遺跡—』秋田県文化財調査報告書第78集
1981. 3. 秋田県教育委員会「鹿ヶ長根Ⅳ遺跡」『国道103号線バイパス工事関係遺跡発掘調査報告』秋田県文化財調査報告書第84集
1981. 3. 秋田城跡発掘調査事務所「昭和55年度秋田城跡発掘調査事務所」秋田市教育委員会
1981. 7. 高山憲司・小玉準「由利町上の台遺跡採集の弥生式土器」『本荘市史研究』第1号 本荘市史編さん室
1981. 12. 岩見誠夫「第三節 弥生時代」『若美町史』若美町
1982. 2. 伊東信雄「東北地方における弥生文化の諸問題」『山形考古』第3巻第3号 山形考古学会
1982. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「駒坂岱Ⅱ遺跡」『秋田県立中央公園スポーツゾーン地域内遺跡発掘調査報告書 滝ノ沢Ⅰ遺跡・滝ノ沢Ⅱ遺跡・駒坂岱Ⅰ遺跡・駒坂岱Ⅱ遺跡』秋田県文化財調査報告書第92集 秋田県教育委員会
1982. 3. 男鹿市教育委員会「脇本埋没家屋第四次発掘調査報告書（小谷地遺跡）」男鹿市文化財調査報告書第2集
1982. 4. 水瀬福男「杉沢野遺跡採集の弥生式土器について」『能代山本地方史研究』創刊号 能代山本地方史研究会
1982. 11. 関栄市郎「第四節 弥生時代（統縄文時代）」『鹿角市史』第一巻 鹿角市
1983. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「平鹿遺跡発掘調査報告書」秋田県文化財調査報告書第101集 秋田県教育委員会
1984. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「中の崎遺跡」『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅶ—柏木

- 森遺跡・中の崎遺跡・明堂長根遺跡一」秋田県文化財調査報告書第105集 秋田県教育委員会
1984. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「乳牛平遺跡」『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅶ一妻の神Ⅰ遺跡・乳牛平遺跡一』秋田県文化財調査報告書第107集 秋田県教育委員会
1984. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅹ一はりま館遺跡・横館遺跡・大岱Ⅰ遺跡一』秋田県文化財調査報告書第109集 秋田県教育委員会
1984. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「三十刈Ⅰ遺跡」『三十刈Ⅰ・Ⅱ遺跡発掘調査報告書一秋田県男鹿市における縄文・弥生・平安時代遺跡の調査一』秋田県文化財調査報告書第110集 秋田県教育委員会
1984. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「此掛沢Ⅱ遺跡」『此掛沢Ⅱ・上の山Ⅱ遺跡発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第114集 秋田県教育委員会
1984. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「県道田山・花輪線関係遺跡発掘調査報告書一案内Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ遺跡一』秋田県文化財調査報告書第115集 秋田県教育委員会
1984. 3. 秋田市教育委員会「湯ノ沢F遺跡」『秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書 坂ノ上E遺跡・湯ノ沢A遺跡・湯ノ沢C遺跡・湯ノ沢E遺跡・湯ノ沢F遺跡・湯ノ沢H遺跡・野形遺跡』
1984. 6. 岩見誠夫「志藤沢遺跡と弥生文化」『秋田県の歴史と風土』創土社
1984. 6. 泉明・児玉準「若美町牛込遺跡の土器について」『男鹿半島研究』第13号 男鹿地域研究会
1984. 9. 富樫泰時「第二章 弥生時代の遺跡」『平鹿町史』平鹿町
1984. 12. 秋田県埋蔵文化財センター「西町Ⅰ遺跡」『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅺ一孫右エ門館遺跡・案内Ⅰ遺跡・妻の神Ⅱ遺跡・下乳牛遺跡・西町Ⅰ遺跡・西町Ⅱ遺跡一』秋田県文化財調査報告書第119集 秋田県教育委員会
1984. 12. 秋田県埋蔵文化財センター「館平館Ⅱ遺跡」・「丑森遺跡」・「大岱Ⅲ遺跡」『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅻ一館平館Ⅰ遺跡・館平館Ⅱ遺跡・白長根館Ⅰ遺跡・白長根館Ⅱ遺跡・丑森遺跡・道合Ⅰ遺跡・道合Ⅱ遺跡・大岱Ⅱ遺跡・大岱Ⅲ遺跡・円川原遺跡・大岱Ⅳ遺跡一』秋田県文化財調査報告書第120集 秋田県教育委員会
1985. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「風無台Ⅰ遺跡」・「風無台Ⅱ遺跡」・「石坂台Ⅰ遺跡」・「石坂台Ⅱ遺跡」・「松木台Ⅰ遺跡」『七曲台遺跡群発掘調査報告書』秋田県文化財調査報告書第125集 秋田県教育委員会
1985. 3. 秋田市教育委員会「坂ノ上F遺跡」・「狸崎A遺跡」『秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書 下堤E遺跡・下堤F遺跡・坂ノ上F遺跡・狸崎A遺跡・湯ノ沢D遺跡・深田遺跡』
1985. 4. 永瀬福男「表紙写真解説」『能代山本地方史研究』3号 能代山本地方史研究会
1985. 7. 由利町史編さん委員会「第一章 先史・原始時代の郷土」『由利町史』改訂版
1985. 8. 児玉正「古郷の考古をたずねて」
1985. 10. 河辺町「第四節 稲づくりの始ったころ」『河辺町史』
1985. 10. 富樫泰時「2 八郎潟西岸・男鹿半島の遺跡」『日本の古代遺跡』24秋田 保育社

1985. 10. 富樫泰時「弥生時代の遺跡」『日本の古代遺跡』24秋田 保育社
1985. 秋田県埋蔵文化財センター『秋田県の縄文・弥生土器集成』1985VERSION1.0
1986. 2. 千畑村郷土誌編纂委員会「二 弥生時代の暮らし」『千畑村郷土誌』千畑村
1986. 3. 菅原俊行「地蔵田B遺跡」『昭和60年度埋蔵文化財発掘調査報告会発表要項』秋田県埋蔵文化財センター
1986. 3. 秋田市教育委員会「地蔵田B遺跡」・「湯ノ沢I遺跡」・「湯ノ沢F遺跡」『秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 地蔵田B遺跡・台A遺跡・湯ノ沢I遺跡・湯ノ沢F遺跡』
1986. 4. 山崎文幸「雄川河流域における農耕文化—弥生時代・古代の遺跡から—」『北方風土』第12号 秋田文化出版社
1986. 11. 秋田県埋蔵文化財センター「石坂台Ⅴ遺跡」『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書 I 石坂台Ⅳ遺跡・石坂台Ⅵ遺跡・石坂台Ⅶ遺跡・石坂台Ⅷ遺跡・石坂台Ⅸ遺跡・松木台Ⅲ遺跡』秋田県文化財調査報告書第150集 秋田県教育委員会
1986. 11. 小武海松四郎「弥生時代中期の新聞遺跡の発見」『井川町史』井川町
1986. 12. 昭和町誌編さん委員会「三. 稲作文化への移行」『昭和町誌』昭和町
1987. 2. 菅原俊行「地蔵田B遺跡」『考古学ジャーナル』No. 273 ニュー・サイエンス社
1987. 3. 児玉準「男鹿市大倉遺跡出土の弥生時代遺物について」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第2号 秋田県埋蔵文化財センター
1987. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「大杉沢遺跡発掘調査報告書—一般国道13号御所野拡幅事業に係る埋蔵文化財発掘調査—」秋田県文化財調査報告書第151集 秋田県教育委員会
1987. 3. 富樫泰時「第三章 弥生時代」『本荘市史』通史編Ⅰ 本荘市
1987. 4. 菅原俊行「4 秋田県地蔵田B遺跡」『日本考古学年報』38(1985年度版) 日本考古学協会
1987. 7. 富樫泰時「稲作の始まり」『図説秋田県の歴史』河出書房新社
1987. 9. 秋田市教育委員会「秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 下堤C遺跡』
1987. 10. 西目町教育委員会「宮崎遺跡発掘調査報告書』
1987. 11. 児玉準「秋田県内の弥生時代遺跡」『秋田考古学協会研究会—北東北の弥生時代遺跡—』秋田考古学協会
1987. 11. 納谷信広「後北式土器の研究」『秋田考古学』第39号 秋田考古学協会
1988. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「一般国道7号八竜能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ—寒川Ⅰ遺跡・寒川Ⅱ遺跡—」秋田県文化財調査報告書第167集 秋田県教育委員会
1988. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「上ノ山Ⅰ遺跡」『国道103号大館南バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ—上ノ山Ⅰ遺跡・上ノ山Ⅱ遺跡—』秋田県文化財調査報告書第173集 秋田県教育委員会
1988. 児玉準「秋田県における弥生式土器の編年研究の現状と課題」『東北地方の弥生式土器の編年について』
1989. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「上野台遺跡」『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅲ』

- 一上野台遺跡・寺沢遺跡・半仙遺跡一 秋田県文化財調査報告書第180集 秋田県教育委員会
1989. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「西山地区農免農道整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書V—太田谷地館跡第2次調査—」秋田県文化財調査報告書第183集 秋田県教育委員会
1989. 4. 永瀬福男「表紙写真解説—後北鉢形土器」『能代山本地方史研究』5号 能代山本地方史研究会
1989. 5. 富樫泰時「地蔵田B遺跡(弥生時代)の歴史的意義について」『あきた史記』歴史論考集 秋田文化出版社
1989. 9. 児玉準「秋田県横根A遺跡—男鹿半島の遠賀川系土器をもつ集落—」『探訪弥生の遺跡』畿内・東日本編
1989. 9. 菅原俊行「秋田県地蔵田B遺跡—木欄で囲った初期弥生集落—」『探訪弥生の遺跡』畿内・東日本編 有斐閣
1989. 10. 大野憲司「第二章 米作りの開始と東由利」『東由利町史』東由利町
1990. 3. 武藤祐浩「上熊ノ沢遺跡」『平成元年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料』秋田県埋蔵文化財センター
1990. 3. 利部修「諏訪台C遺跡のI・II類土器群—土器の観察を通じて—」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第5号 秋田県埋蔵文化財センター
1990. 3. 石郷岡誠一・安田忠市「高清水丘陵の縄文、弥生時代の土器」『秋田考古学』第40号 秋田考古学協会
1990. 3. 五十嵐芳郎「初庄痕のある土器片について」『秋田考古学』第40号 秋田考古学協会
1990. 3. 利部修「諏訪台C遺跡」『平成元年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料』秋田県埋蔵文化財センター
1990. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書V—手取清水遺跡—」秋田県文化財調査報告書第190集 秋田県教育委員会
1990. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「はりま館跡発掘調査報告書(上巻)—東北自動車道小坂インターチェンジ建設工事に係る埋蔵文化財発掘調査—」秋田県文化財調査報告書第192集 秋田県教育委員会
1990. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「はりま館跡発掘調査報告書(下巻)—東北自動車道小坂インターチェンジ建設工事に係る埋蔵文化財発掘調査—」秋田県文化財調査報告書第192集 秋田県教育委員会
1990. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「五百刈田遺跡発掘調査報告書—県道協和・松ヶ崎線緊急地方道路整備工事に係る埋蔵文化財発掘調査—」秋田県文化財調査報告書第194集 秋田県教育委員会
1990. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「上祭沢遺跡」『高速交通関連道路整備事業(和田御所野)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—上祭沢遺跡・駒坂台I遺跡・駒坂台II遺跡—」秋田県文化財調査報告書第195集 秋田県教育委員会
1990. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「諏訪台C遺跡発掘調査報告書—釈迦内地区農免農道整備事業—」秋田県文化財調査報告書第196集 秋田県教育委員会

1990. 3. 小松正市・小松正夫「三節 弥生時代の郷土」『大内町史』大内町
1990. 7. 永瀬福男「第四節 米作りのはじまり」『琴丘町史』通史編 琴丘町
1990. 5. 小林克・児玉準「秋田県における天王山式期の現状と課題」『天王山式期をめぐる』の検討会 記録集 弥生時代研究会
1991. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「北田山田ヶ沢Ⅱ遺跡」『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅵ—北田山田ヶ沢Ⅰ遺跡・北田山田ヶ沢Ⅱ遺跡・大畑溝Ⅱ遺跡・大畑溝Ⅲ遺跡—』秋田県文化財調査報告書第205集 秋田県教育委員会
1991. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅸ—太田遺跡—』秋田県文化財調査報告書第207集 秋田県教育委員会
1991. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅹ—上猪岡遺跡—』秋田県文化財調査報告書第208集 秋田県教育委員会
1991. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「国道103号道路改良工事に係る埋蔵文化財調査報告書Ⅳ—上ノ山Ⅰ遺跡第2次調査—』秋田県文化財調査報告書第211集 秋田県教育委員会
1991. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「和田遺跡発掘調査報告書—県道協和・松ヶ崎線緊急地方道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—』秋田県文化財調査報告書第212集 秋田県教育委員会
1991. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「大砂川地区農免農道整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—上熊ノ沢遺跡—』秋田県文化財調査報告書第213集 秋田県教育委員会
1991. 7. 利部修「5 秋田県大館市諏訪台C遺跡」『日本考古学年報』42(1989年度版) 日本考古学協会
1991. 7. 富樫泰時「第三節 弥生時代」『六郷町史』上巻・通史編 六郷町
1991. 12. 小林克「農耕社会に南下した狩猟採集民—秋田県能代市寒川Ⅱ遺跡の事例—」『考古学ジャーナル』No.341 ニュー・サイエンス社
1991. 12. 小林克「秋田県(追加資料)」『東日本における稲作の受容—第Ⅰ分冊 研究発表概要・追加資料—』第1回 東日本埋蔵文化財研究会
1992. 3. 小林克・高橋学「峰浜村手前谷地尻遺跡出土の遺物について」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第7号 秋田県埋蔵文化財センター
1992. 3. 秋田市教育委員会「秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 狸崎B遺跡・秋大農場南遺跡」
1992. 8. 須藤隆「4 弥生社会の成立と展開」『新版「古代の日本」』第9巻東北・北海道 株式会社角川書店
1992. 9. 小林克「『東北統繩紋式』学説史的覚え書き」『北奥古代文化』第22号 北奥古代文化研究会
1992. 12. 秋田県埋蔵文化財センター「曲田地区農免農道整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—家ノ後遺跡—』秋田県文化財調査報告書第229集 秋田県教育委員会
1993. 3. 山田康弘「遠賀川系土器使用の壺棺葬の系譜とその性格について」『筑波大学先史学・考古学研究』第4号 筑波大学歴史・人類学系
1993. 3. 秋田市教育委員会「狸崎B遺跡」『秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書』

- 告書 狸崎B遺跡・地藏田A遺跡]
1993. 3. 皆瀬村史編集委員会「第三節 弥生時代」『皆瀬村史』 皆瀬村
1993. 8. 安田忠市「秋田市「坂ノ上B遺跡」採集の遺物について」『秋田市史研究』第2号 秋田市
1994. 3. 磯村亨「館の上遺跡の調査」『平成5年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料』 秋田県埋蔵文化財センター
1994. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書V—館の上館遺跡—」 秋田県文化財調査報告書第240集 秋田県教育委員会
1994. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「県道田山・花輪線関係遺跡発掘調査報告書Ⅱ—天戸森遺跡—」 秋田県文化財調査報告書第248集
1994. 3. 「秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 地藏田A遺跡」
1994. 5. 斎野裕彦「弥生時代(東日本)」『考古学ジャーナル』No.375 ニュー・サイエンス社
1994. 11. 富樫泰時「第三節 弥生時代」『上小阿仁村史』通史編 上小阿仁村
1995. 3. 菅原俊行「地藏田B遺跡の調査」『平成6年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料』 秋田県埋蔵文化財センター
1995. 3. 小林克「秋田県における縄文時代晩期～弥生時代の墓制」『平成6年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料』 秋田県埋蔵文化財センター
1995. 3. 磯村朝次郎「第四章 弥生時代の男鹿」『男鹿市史』上巻 男鹿市
1995. 7. 小林克・磯村亨「5 秋田県山本郡八竜町館の上遺跡」『日本考古学年報』46(1993年度版) 日本考古学協会
1995. 10. 峰浜村誌編さん委員会「三 弥生時代」『峰浜村誌』 峰浜村
1996. 2. 秋田県教育庁義務教育課「2 弥生人のくらし」『ふるさと秋田の学び—出会い・発見・感動—』 秋田県教育委員会
1996. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書XX—蟹子沢遺跡—」 秋田県文化財調査報告書第261集 秋田県教育委員会
1996. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書XXI—小田V遺跡—」 秋田県文化財調査報告書第262集 秋田県教育委員会
1996. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「秋田外環状道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ—片野I遺跡—」 秋田県文化財調査報告書第265集 秋田県教育委員会
1996. 3. 佐々木士郎「第三節 稲作開始と国家の形成」『岩城町史』 岩城町教育委員会
1996. 10. 石郷岡誠一「秋田市内の縄文時代晩期から弥生時代の土壌墓について」『秋田市史研究』第5号 秋田市史編さん室
1996. 12. 水沢教子「志藤沢式土器」『日本土器事典』 雄山閣出版株式会社
1997. 3. 秋田城跡調査事務所「秋田城跡(平成8年度)」 秋田市教育委員会
1998. 1. 富樫泰時「続縄文文化」『白い国の詩』通巻497号 東北電力株式会社
1998. 3. 富樫泰時「第三節 弥生時代の遺跡」『西目町史』資料編 西目町
1998. 3. 富樫泰時「第三節 弥生時代の遺跡と遺物」『象潟町史』資料編Ⅰ 象潟町
2000. 3. 石川日出志「新潟考古」第11号
2000. 3. 高瀬克範「東北地方初期弥生土器における遠賀川系要素の系譜」『考古学研究』第46巻

第4号 考古学研究会

2000. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「上野遺跡—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ—」秋田県文化財調査報告書第295集 秋田県教育委員会
2000. 3. 秋田県文化財センター「館の上遺跡—一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅶ—」秋田県文化財調査報告書第298集 秋田県教育委員会
2000. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「奥椿俗遺跡—秋田空港アクセス道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—」秋田県文化財調査報告書第305集 秋田県教育委員会
2000. 4. 石川日出志「東北日本の人びとの暮らし」「倭人をとりまく世界—2000年前の多様な暮らし」国立歴史民俗博物館
2001. 2. 富樫泰時「第三章 弥生時代と西目町」「西目町史」通史編 西目町史編集委員会
2001. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「越雄遺跡」「平成12年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料」秋田県埋蔵文化財センター
2001. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「東飛塚館跡」「平成12年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料」秋田県埋蔵文化財センター
2001. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「北遺跡—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅵ—」秋田県文化財調査報告書第315集 秋田県教育委員会
2001. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「古閑Ⅱ遺跡—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅷ—」秋田県文化財調査報告書第317集 秋田県教育委員会
2001. 3. 伊藤攻「第三章 弥生時代」「協和町史」上巻 協和町
2001. 5. 富樫泰時「1章 秋田のあけぼの」「秋田県の歴史」山川出版社
2002. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「諏訪遺跡—主要地方道寺内新屋雄和線地方道特定道路整備工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—」秋田県文化財調査報告書第328集 秋田県教育委員会
2002. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「金仏遺跡—一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅸ—」秋田県文化財調査報告書第333集 秋田県教育委員会
2002. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「桐内A遺跡—森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅵ—」秋田県文化財調査報告書第334集 秋田県教育委員会
2002. 3. 富樫泰時「弥生時代の土器」「秋田市史」第6巻 考古 資料編 秋田市
2002. 3. 菅原俊行「弥生時代の集落」「秋田市史」第6巻 考古 資料編 秋田市
2002. 3. 菅原俊行「弥生時代の墓」「秋田市史」第6巻 考古 資料編 秋田市
2002. 3. 高橋秀夫「第1節 縄文—弥生時代の展開」「神岡町史」神岡町史編纂室
2002. 3. 磯村朝次郎「第三章 弥生時代」「象潟町史」通史編上 象潟町
2002. 10. 岩見安泰「前期弥生土器成立期の様相—山形県生石2遺跡出土土器を中心に—」「古代文化」第54巻第10号 財団法人古代学協会
2003. 2. 佐藤由紀男「本州北部出土の『透賀川系的要素を持つ土器群』について」「みずほ」第38号
2003. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「堂の下遺跡Ⅰ 旧石器時代～弥生時代篇—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書ⅩⅤ—」秋田県文化財調査報告書第

- 356集 秋田県教育委員会
2003. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「越雄遺跡—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 XVI—」秋田県文化財調査報告書第357集 秋田県教育委員会
2003. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「東飛塚館跡—主要地方道能代五城目線地方特定道路整備工事(森岳工区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—」秋田県文化財調査報告書第359集 秋田県教育委員会
2003. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「西野遺跡—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 XVII—」秋田県文化財調査報告書第360集 秋田県教育委員会
2003. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「元木山根Ⅱ遺跡—地域用水環境整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—」秋田県文化財調査報告書第362集 秋田県教育委員会
2003. 6. 富樫泰時「第四節 弥生時代と南外村」『南外村史』通史編 南外村
2004. 1. 秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室「秋田県指定文化財寒川Ⅱ遺跡土坑墓出土品」『出羽路』第134号 秋田県文化財保護協会
2004. 7. 秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室「新指定の国指定名勝と秋田県指定有形文化財の紹介」『出羽路』第135号 秋田県文化財保護協会
2004. 9. 利部修「秋田の古墳時代土器とその遺跡」奥羽史研究叢書8 高志書院
2004. 9. 利部修「東北地方の遠賀川系壺—地藏田B遺跡と館の上遺跡を中心に—」『北方世界からの視点—ローカルからグローバルへ—』佐藤隆広氏追悼論集刊行委員会
2005. 3. 島田祐悦・根岸洋「雄物川町十三塚遺跡出土の弥生土器」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第19号 秋田県埋蔵文化財センター
2005. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「中屋敷Ⅱ遺跡—県営ほ場整備事業(土崎・小荒川地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—」秋田県文化財調査報告書第384集 秋田県教育委員会
2005. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「薬師遺跡—一般国道13号神宮寺バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—」秋田県文化財調査報告書第388集 秋田県教育委員会
2005. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「ムサ岱遺跡—一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—」秋田県文化財調査報告書第396集 秋田県教育委員会
2005. 3. 秋田県埋蔵文化財センター「柏子所Ⅱ遺跡—一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ—」秋田県文化財調査報告書第398集 秋田県教育委員会
2005. 9. 根岸洋「志藤沢式土器の研究(1)～秋田大学所蔵資料の再報告を中心に～」『秋田考古学』第49号 秋田考古学協会

発行 平成18年3月

秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第20号

発行 秋田県埋蔵文化財センター
〒014-0802
秋田県大仙市弘田字牛嶋20番地
電話 (0187)69-3331 FAX (0187)69-3330
印刷 株式会社江川印刷所

